

CAMPUS GUIDE

2022



日本医療大学

Japan Healthcare University

CAMPUS GUIDE 2022

日本医療大学

目 次

学長メッセージ

I 建学の精神・教育理念 6

II 沿革 8

III 大学機構組織図 10

IV 学年暦 14

V 履修の概要

1. 修業年限・在学年限 28

2. 学年・学期 28

3. 授業について 28

1) 授業時間 28

2) 休講と補講 28

3) 授業中の態度 28

4) 遅刻・早退・欠席 29

5) 欠席の取り扱いについて 29

6) 情報の取り扱い 30

4. 授業科目の区分 31

5. 単位について 31

1) 単位制度について 31

2) 単位の「修得」について 31

6. 履修について 31

履修の上限単位（CAP 制） 31

7. 試験 32

1) 受験資格 32

2) 定期試験 32

3) レポート 32

4) 追試験 32

5) 再試験 33

6) 失格 33

7) 無効 33

8) 試験に関する留意事項 33

9) 不正行為の取り扱い 33

8. 成績評価と GPA 制度 34

1) 成績評価と GP について 34

2) GPA 制度の概要について 34

9. 成績評価についての疑義申し立て 35

10. 進級・卒業要件 35

1) 進級要件 35

2) 臨地・臨床実習の履修要件 35

3) 卒業要件 35

4) 学位・資格 35

11. 就職・進路 35

12. 学籍の異動 36

1) 休学 36

2) 復学 36

3) 退学 36

4) 留学 36

5) 再入学 36

6) 除籍 36

7) 学籍情報の変更 36

VI 学生生活

1. 学生心得 38

1) 学生証 38

2) 連絡・通知 38

3) 学生相談 38

4) 学生対応窓口 40

5) 各種届・証明書発行 41

6) 校舎内施設の利用 42

7) 図書館の利用 44

8) 学生ロッカー 46

9) 通学上の注意点 46

10) 学生旅客運賃割引証・学生団体割引 47

11) 学外活動 47

12) 授業料の納付について 48

13) 特待生制度 49

14) 奨学金制度 49

15) 表彰制度 50

16) 学生総合補償制度 50

2. キャンパスルール・生活上の注意点 51

1) 喫煙・飲酒 51

2) 盗難等の事故防止 51

3) 交通事故等の防止について 51

4) 携帯電話の使用に関するマナー 51

5) 一人暮らしに関する注意事項 52

6) 強盗・性犯罪防止 52

7) 薬物乱用 52

8) 悪徳商法（詐欺）等 53

9) 学生ローン・クレジットカード	54
10) カルト	54
11) 犯罪等から身を守るために	54
日本医療大学の学生の懲戒処分について	55
3. SNS の利用に関して	57
4. 日本医療大学名を明示してインターネット上で 情報発信する際の注意事項・遵守事項	60
5. キャンパス・ハラスメント	60
1) キャンパス・ハラスメントとは	60
6. 健康管理	61
1) 定期健康診断	61
2) 抗体価検査・予防接種	62

3) 感染症に関する取り扱い	62
4) その他	63
参考：抗体価フローチャート	64
7. 校舎配置図	65
1) 月寒本キャンパス	65
2) 真栄キャンパス	69

VII 関係規程

日本医療大学学則	76
日本医療大学履修規程	112
日本医療大学学生学友会則	117
日本医療大学学内団体規定	118

期待される医療・福祉のスペシャリストになる ―夢の実現に向けて―

日本医療大学 学長 太田 誠

優れた医療・福祉のスペシャリストになるという夢を実現させるため、日本医療大学に入学された皆さん、ご入学おめでとうございます。本学を代表して新入生の皆さんを歓迎いたします。

本学は平成 26 年 4 月に開設され、保健医療学部には看護学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）、診療放射線学科、臨床検査学科とこの春新たに開設された臨床工学科の 5 つの学科が設置されています。同様に今年度新たに総合福祉学部として介護福祉マネジメント学科とソーシャルワーク学科の 2 学科が開設され、大学全体では 2 学部 7 学科により構成されています。

保健医療学部は月寒本キャンパス（札幌市豊平区月寒東）に、総合福祉学部は真栄キャンパス（札幌市清田区真栄）にあります。月寒本キャンパスは比較的中心市街地に近いにもかかわらず農業専門学校の農場に隣接した閑静な学舎となっており、真栄キャンパスも緑に囲まれた大変静かで学修に集中できる環境が整っています。こうした学舎で新入生の皆さんが学生生活をスタートされることは大学としても大変大きな喜びです。

目的を同じくする多くの仲間と共に、恵まれた学習環境のもとで切磋琢磨しながら、医療や福祉に限らず多くのことを学んで欲しいと思います。

日本は世界に類を見ない超高齢社会を迎えており、少子高齢社会の対策は大きな社会問題となっています。これからの医療や福祉は、連携した取組が必要なことはもちろんのことそれぞれの専門分野の垣根を越えて、高齢者や認知症の方々を社会全体でどう支えていくのかという視点で考え、学ぶことも大切な課題です。幸い本学は介護・福祉の現場から誕生した大学ですので、多くの関連施設を擁し、教育環境が整っています。小児から高齢者までの医療・福祉のスペシャリストの育成を目指して、医療分野では月寒本キャンパス敷地内にある日本医療大学病院をはじめ関連の施設で学ぶことになり、福祉分野でも、介護老人福祉施設、通所リハビリテーション、特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護施設などの教育環境を十分活用し、超高齢社会にも対応できる人材になって欲しいと願っています。

これから始まる 4 年間の学業生活は、国家試験に合格し、優れた医療・福祉のスペシャリストとして社会に貢献するという大きな目標を達成する上で、決して平たんなものではありません。むしろ実習や国家試験対策を含め、厳しいことも多いと思います。しかしそれを乗り越えてはじめて、皆さんを必要とする多くの方々に手を差し伸べることが出来るのです。皆さんが知識や技術をしっかり身につけ、人間力をも兼ね備えたスペシャリストになれるよう、教職員一丸となって全力で応援したいと思います。

I 建学の精神・教育理念

I 建学の精神・教育理念

■建学の精神

共生社会の実現

～病める人や障がいを持つ人を含む全ての人々が自立し、
その尊厳が重んぜられ暮らせる社会の実現を目指す～

■基本理念

人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する

医療と福祉の現場から誕生した日本医療大学は、
学生が、高度な専門知識と技術の修得にとどまらず、
医療・福祉の現場と一体になったキャンパスで、
高齢の方や障害を持った方々と日々ふれあいながら学修することで、
人のこころの痛みや思いがわかり自らも成長していく人材を養成します。

■教育理念

1. 「職業人になる自覚をもとう」実践的教育を通して職業人としての自覚や誇りを育む。
2. 「自律した人間になろう」己に厳しく、自ら考え、自ら行動する。
3. 「確かな専門知識・技術を修得しよう」社会や時代の要請に応え、専門的な知識と技術を体系的に修得する。
4. 「社会に貢献できる専門職になろう」医療・福祉に携わる人として、社会からの信頼を得る。
5. 「問題解決能力を身に付けよう」自ら課題を発見し、活動し、振り返ることによって問題を解決する。

■シンボルマーク



日本医療大学がめざすのは、人間力のある医療人を育てること。大学での学びを通して、
人の心を大切にできる、思いやりのある人を次々と生みだし、
それが、世の中の力になっていく。このイメージをロゴマークにしました。
人を想うハートを芯に置き、そこから伸びる大きな翼で、
世界に向けて羽ばたいていく様子を表現しています。
用いたのは、伸びやかで優しく柔らかい印象の曲線と、
幸せや喜びを象徴し知性を感じさせる色。
このロゴマークのもと、これからの医療を担う人材を育てていきます。

Ⅱ 沿 革

Ⅱ 沿革

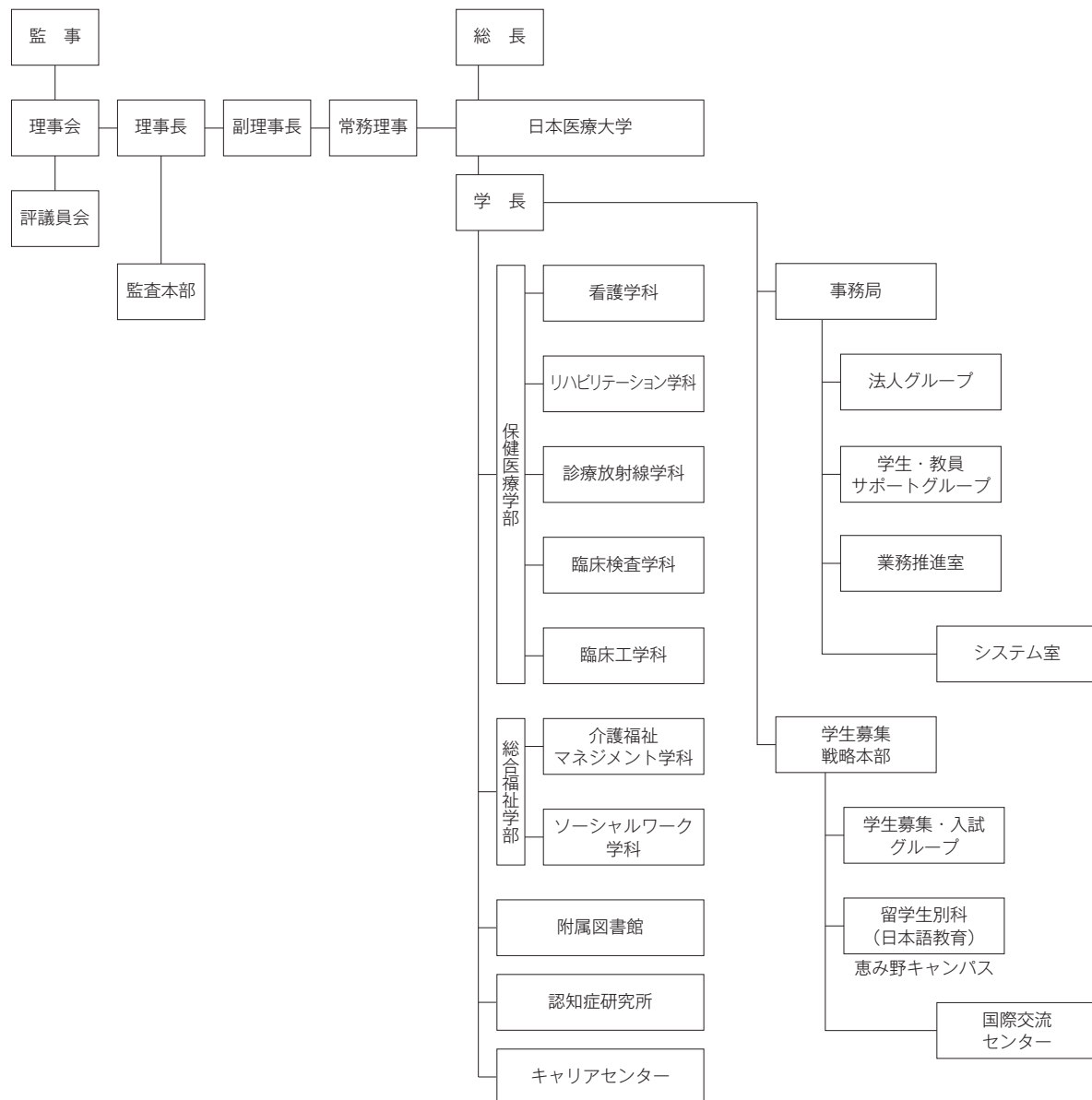
1989（平成 元）年	日本福祉学院（厚生省介護福祉士養成施設指定）開校 総合福祉科（介護福祉学科）1 学年定員 50 人 開設
1990（平成 2）年	専門学校日本福祉学院に名称変更（専修学校認可）
1992（平成 4）年	専門学校日本福祉学院 総合ソーシャルワーカー科 1 学年定員 50 人 開設
1993（平成 5）年	学校法人つしま記念学園設立（社会福祉法人札幌栄寿会から分離独立）
1994（平成 6）年	専門学校日本福祉学院 社会福祉士通信課程 1 学年定員 300 人 開設
1995（平成 7）年	専門学校日本福祉リハビリテーション学院 開校 理学療法学科（4 年）1 学年定員 40 人 作業療法学科（4 年）1 学年定員 40 人
1996（平成 8）年	専門学校日本福祉看護学院 開校 看護学科（4 年）1 学年定員 50 人
2003（平成 15）年	専門学校日本福祉学院 精神保健福祉士短期通信科 定員 200 人 開設 社会福祉士科（夜間）定員 40 人 開設
2004（平成 16）年	専門学校日本福祉リハビリテーション学院（札幌キャンパス） 診療放射線学科（4 年）1 学年定員 50 人 開設
2006（平成 18）年	専門学校日本福祉リハビリテーション学院（恵み野キャンパス） 言語聴覚学科（4 年）1 学年定員 40 人 開設
2009（平成 21）年	専門学校日本福祉看護学院看護学科と専門学校日本福祉リハビリテーション学院 診療放射線学科が統合 専門学校日本福祉看護・診療放射線学院 開校 専門学校日本福祉学院 精神保健福祉士一般通信科 開設 社会福祉士科（1 年・通学）開設
2013（平成 25）年	学校法人日本医療大学（法人名変更）
2014（平成 26）年	日本医療大学 開学 〃 保健医療学部看護学科 定員 80 人 開設
2015（平成 27）年	日本医療大学 保健医療学部リハビリテーション学科（恵み野キャンパス） 理学療法専攻 定員 40 人・作業療法専攻 定員 40 人 開設
2016（平成 28）年	日本医療大学 保健医療学部診療放射線学科 定員 50 人 開設
2019（平成 31）年	日本医療大学 保健医療学部看護学科 定員増（80 人→100 人） 〃 リハビリテーション学科 理学療法専攻 定員増（40 人→80 人）
2020（令和 2）年	日本医療大学 留学生別科 設置 専門学校日本福祉学院 閉校
2021（令和 3）年	日本医療大学 保健医療学部（月寒本キャンパス）移転 〃 保健医療学部臨床検査学科 定員 60 人 開設 〃 保健医療学部看護学科 定員増（100 人→150 人） 〃 保健医療学部診療放射線学科 定員増（50 人→100 人）
2022（令和 4）年	日本医療大学 保健医療学部臨床工学科 定員 60 人 開設 〃 総合福祉学部（真栄キャンパス）開設 介護福祉マネジメント学科 定員 40 人・ソーシャルワーク学科 定員 80 人

Ⅲ 大学機構組織図

Ⅲ 大学機構組織図

学校法人日本医療大学組織図

令和4年4月1日



専任教員

■保健医療学部（月寒本キャンパス）

○看護学科

氏名	職位	研究室
島本 和明	総長・教授	総長室
小野 幸子	学部長・教授	研究室 1359
山崎公美子	学科長・教授	研究室 1257
吉野 淳一	教授	研究室 1242
宮本 篤	教授	研究室 1363
山田 敦士	教授	研究室 1389
森口 眞衣	教授	研究室 1390
松本真由美	教授	研究室 1391
佐々木由紀子	教授	研究室 1258
浅井さおり	教授	研究室 1244
河原畑尚美	教授	研究室 1344
草薙 美穂	教授	研究室 1243
井上由紀子	教授	研究室 1264
小山 満子	教授	研究室 1259
進藤ゆかり	教授	研究室 1291
高橋 美和	教授	研究室 1292
伊津美孝子	教授	研究室 1487
滋野 和恵	教授	研究室 1290
工藤 悦子	准教授	研究室 1288
鶴木 恭子	准教授	研究室 1262
相馬 幸恵	准教授	研究室 1287
溝部 佳代	准教授	研究室 1289
吉田 香	講師	研究室 1266
合田恵理香	講師	研究室 1265
中澤 洋子	講師	合同研究室 1270
川崎 文	講師	合同研究室 1267
永井 奈穂	講師	合同研究室 1270
松村 寛子	講師	合同研究室 1284
原田 圭子	講師	合同研究室 1284
小宅千恵子	講師	合同研究室 1269
吉田 直美	講師	合同研究室 1269
佐藤みゆき	助教	合同研究室 1263
和田 ゆい	助教	合同研究室 1285
柏民 圭太	助教	合同研究室 1286
服部かおる	助教	合同研究室 1285
大久保未央	助教	合同研究室 1285
渡邊 美樹	助教	合同研究室 1263
中村 江衣	助教	合同研究室 1286
佐藤予右子	助教	合同研究室 1286
春名 美恵	助教	合同研究室 1286

氏名	職位	研究室
久保田麻理子	助手	合同研究室 1268
難波 亨	助手	合同研究室 1268
本間 公	助手	合同研究室 1268

○リハビリテーション学科 理学療法学専攻

氏名	職位	研究室
太田 誠	学長・教授	学長室
向井 康詞	学科長・教授	研究室 1308
石橋 晃仁	専攻長・教授	研究室 1309
佐藤 秀紀	教授	研究室 1358
矢口 智恵	准教授	研究室 1365
西山 徹	准教授	研究室 1366
近藤 和夫	准教授	研究室 1357
泉水 朝貴	准教授	研究室 1367
松崎由里子	講師	合同研究室 1370
新開谷 深	講師	合同研究室 1368
坂口 友康	助教	合同研究室 1368
渋川 佳彦	助教	合同研究室 1368
三浦 紗世	助教	合同研究室 1370

○リハビリテーション学科 作業療法学専攻

氏名	職位	研究室
大堀 具視	専攻長・教授	研究室 1310
八田 達夫	教授	研究室 1342
岸上 博俊	教授	研究室 1343
及川 直樹	准教授	研究室 1386
清本 憲太	准教授	研究室 1387
合田 央志	講師	合同研究室 1384
村上 元	講師	合同研究室 1384
村上 正和	講師	合同研究室 1384

○診療放射線学科

氏名	職位	研究室
杉本 芳則	学科長・教授	研究室 1183
樋口 健太	教授	研究室 1184
俵 紀行	教授	研究室 1166
西山 修輔	教授	研究室 1186
木村 徹	教授	研究室 1187
福山 篤司	准教授	研究室 1167
島 勝美	准教授	研究室 1168
菊地 実	准教授	合同研究室 1185
白石 祐太	講師	合同研究室 1191
阿部 匡史	講師	合同研究室 1185
黒藤 邦夫	講師	合同研究室 1163
加川 宗芳	講師	合同研究室 1162
藤田 智	助教	合同研究室 1162
小笠原凌介	助教	合同研究室 1191

○臨床検査学科

氏名	職位	研究室
品川 雅明	学科長・教授	研究室 1442
浅沼 広子	教授	研究室 1443
梅森 祥央	教授	研究室 1459
徳永 祐一	教授	研究室 1444
澁谷 斉	講師	合同研究室 1483
高橋 裕之	講師	合同研究室 1483
小池 祐史	講師	合同研究室 1485
林 泰弘	講師	合同研究室 1485
魚住 諒	講師	合同研究室 1483
岡田 一範	講師	合同研究室 1485
磯辺 正道	助教	合同研究室 1483

○臨床工学科

氏名	職位	研究室
千原 伸也	学科長・教授	1464
高橋 誠	教授	1467
中村 孝夫	教授	1466
瀧本 将人	教授	1362
竹内 文也	教授	1465
工藤 元嗣	准教授	1462
齊藤 高志	講師	1469
齊藤 徳	講師	1470
高平 昂	助教	1470

■総合福祉学部（真栄キャンパス）

○介護福祉マネジメント学科

氏名	職位	研究室
伊藤 一	学科長・教授	研究室 501
林 美枝子	教授	研究室 505
志渡 晃一	教授	研究室 401
加藤 敏文	教授	研究室 402
石黒 匡人	教授	研究室 504
照井 レナ	教授	研究室 502
塚辺 博崇	准教授	研究室 503
平野 啓介	准教授	研究室 404
佐藤 恵	講師	研究室 405
坂野 大樹	助教	共同研究室 201
高橋 銀司	助教	共同研究室 201
織田なおみ	助教	共同研究室 301

○ソーシャルワーク学科

氏名	職位	研究室
笹岡 眞弓	学部長・教授	研究室 302
鈴木 幸雄	教授	研究室 314
忍 正人	准教授	研究室 202
松浦 智和	准教授	研究室 204
越石 全	講師	共同研究室 104
銭本 隆行	講師	共同研究室 104
山下 浩紀	助教	研究室、準備室 105

IV 学 年 曆

保健医療学部 看護学科

[●] は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
4月						1	2	- 入学式 4/2 - 新入生歓迎会 ●	1年新入生オリエンテーション 4/4 2～4年ガイダンス 4/4 1～4年前期授業開始 4/5～ 4年健康診断 4/4、1～3年健康診断 4/● 1～4年履修登録期間 4/5～11、訂正期間 4/13～15
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	- 創立記念日 5/2（全学休講） - 第1回入試相談会 5/28	4年領域別実習 5/9～7/1 （成人Ⅱ・老年Ⅱ・在宅・母性・小児・統合）
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	- 第1回オープンキャンパス 6/11 - 日医大フェスティバル（月寒本キャンパス） 6/18 - 一日体験入学 6/26 - 体育大会 未定	
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
7月						1	2	- 第2回オープンキャンパス 7/16 - 避難訓練 ●	1年初期実習 7/19～7/22 2年基礎看護学実習Ⅰ 7/11～7/15 - 授業予備日 7/28～8/2
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
8月								- 一日体験入学 8/11 - 校舎閉館 8/11～16 - 大学休業 8/13～16	4年領域別実習 8/1～9/22 1～3年前期定期試験 8/3～9 1～3年夏季休暇 8/10～9/22 1～3年前期追・再試験 8/24～30
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	- 日医大フェスティバル（真栄キャンパス） 9/3 - 第3回オープンキャンパス 9/11 - 一日体験入学 9/23	1～3年前期成績発表 9/16 1～3年後期授業開始 9/26～ - 後期履修登録変更期間 9/28～30
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			

前期 4/5～7/27（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		14	16	16	15	15	

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 看護学科

【●】は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
10月	26	27	28	29	30	1		- 第4回オープンキャンパス 10/10 - 避難訓練 10/14（予定） - 総合型選抜（前期）10/22	3年領域別実習 10/3～12/9 4年卒業研究発表会 9/30 4年前期成績発表 10/28
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
11月			1	2	3	4	5	学校推薦型選抜（前期）11/19	2年基礎看護学実習Ⅱ 11/28～12/9
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
12月					1	2	3	- 第2回入試相談会 12/3 - 学校推薦型選抜（後期）12/17 - 冬季休暇・校舎閉館 12/26～1/5 - 大学休業 12/29～1/5	4年後期定期試験 12/12～16
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	- 第3回入試相談会 1/7 - 大学入学共通テスト 1/14～15	4年後期定期試験追・再試験 1/10～11 1～3年後期授業再開 1/10～ - 授業予備日 1/31～2/3
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
2月				1	2	3	4	- 一般選抜（前期）2/2 - 第4回入試相談会 2/25 - 各種国家試験	1～3年後期定期試験 2/6～10 4年卒業判定 2/15 1～3年後期追・再試験 2/20～24
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28						
3月				1	2	3	4	- 学位記授与式 3/10（予定） - 一般選抜・総合型選抜（後期）3/14 - オープンキャンパス 3/21	1～4年後期成績発表 3/17
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			

後期 9/26～1/30（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		15	16	15	15	16	

※冬季休暇等を除く

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 リハビリテーション学科

[●] は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
4月						1	2	- 入学式 4/2 - 新入生歓迎会 ●	1年新入生オリエンテーション 4/4 2～4年生ガイダンス 4/4 1～4年前期授業開始 4/5～ 1～4年健康診断 4/5～ 1～4年履修登録期間 4/5～11、訂正期間 4/13～15
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	- 創立記念日 5/2（全学休講） - 第1回入試相談会 5/28	4年 PT 臨床実習Ⅲ 5/9～6/24 4年 OT 臨床実習Ⅲ 5/9～7/1
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	- 第1回オープンキャンパス 6/11 - 日医大フェスティバル（月寒本キャンパス） 6/18 - 一日体験入学 6/26 - 体育大会 未定	
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
7月						1	2	- 第2回オープンキャンパス 7/16 - 避難訓練 ●	4年 PT 臨床実習Ⅳ 7/18～9/2 4年 OT 臨床実習Ⅳ 7/18～9/9 - 授業予備日 7/28～8/2
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
8月								- 一日体験入学 8/11 - 校舎閉館 8/11～16 - 大学休業 8/13～16	1～3年前期定期試験 8/3～9 1～4年夏季休暇 8/10～9/9 1～3年前期追・再試験 8/24～30
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	- 日医大フェスティバル（真栄キャンパス） 9/3 - 第3回オープンキャンパス 9/11 - 一日体験入学 9/23	1～3年前期成績発表 9/16 1～3年後期授業開始 9/12～ - 後期履修登録変更期間 9/14～16
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			

前期 4/5～7/27（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		14	16	16	15	15	

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 リハビリテーション学科

【●】は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
10月	26	27	28	29	30	1		- 第4回オープンキャンパス 10/10 - 避難訓練 10/14 (予定) - 総合型選抜 (前期) 10/22	4年就職説明会 10/1
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
11月			1	2	3	4	5	学校推薦型選抜 (前期) 11/19	3年PT・OT 臨床実習Ⅱ 11/21～12/16
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
12月					1	2	3	- 第2回入試相談会 12/3 - 学校推薦型選抜 (後期) 12/17 - 冬季休暇・校舎閉館 12/26～1/5 - 大学休業 12/29～1/5	4年後期定期試験 12/●～●
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	- 第3回入試相談会 1/7 - 大学入学共通テスト 1/14～15	1～3年後期授業再開 1/10～ 2年PT・OT 臨床実習Ⅰ (前期) 1/16～1/20 2年PT・OT 臨床実習Ⅰ (後期) 1/23～1/27 4年後期再試験 1/11、12 - 授業予備日 1/31～2/3
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
2月				1	2	3	4	- 一般選抜 (前期) 2/2 - 第4回入試相談会 2/25 - 各種国家試験	1～3年後期定期試験 2/6～2/9 4年卒業判定 2/15 1～3年後期追・再試験 2/20～2/24
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28						
3月				1	2	3	4	- 学位記授与式 3/10 (予定) - 一般選抜・総合型選抜 (後期) 3/14 - オープンキャンパス 3/21	1～4年後期成績発表 3/17
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			

後期 9/26～1/30 (基本となる授業期間)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		15	16	15	15	16	

※冬季休暇等を除く

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 診療放射線学科

[●] は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
4月						1	2	- 入学式 4/2 - 新入生歓迎会 ●	1年新入生オリエンテーション 4/4 2～4年生ガイダンス 4/4 1～4年前期授業開始 4/5～ 1～4年健康診断 4/5～ 1～4年履修登録期間 4/5～11、訂正期間 4/13～15
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	- 創立記念日 5/2（全学休講） - 第1回入試相談会 5/28	
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	- 第1回オープンキャンパス 6/11 - 日医大フェスティバル（月寒本キャンパス）6/18 - 一日体験入学 6/26 - 体育大会 未定	3年臨床実習Ⅰ（4週）夏季休暇（4週）6/27～8/19 4年前期定期試験 6/13～16 4年前期追・再試験 6/27～30
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
7月						1	2	- 第2回オープンキャンパス 7/16 - 避難訓練 ●	4年臨床実習Ⅱ（6週）夏季休暇（6週）7/4～9/23 - 授業予備日 7/28～8/2
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
8月								- 一日体験入学 8/11 - 校舎閉館 8/11～16 - 大学休業 8/13～16	1～2年前期定期試験 8/3～9 1～2年夏季休暇 8/10～9/22 1～2年前期追・再試験 8/24～30
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	- 日医大フェスティバル（真栄キャンパス）9/3 - 第3回オープンキャンパス 9/11 - 一日体験入学 9/23	3年前期定期試験 9/12～16 3年前期追・再試験 9/26～29 1～2、4年前期成績発表 9/16 1～2年後期授業開始 9/26～ 1～2年後期履修登録変更期間 9/28～30
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			

前期 4/5～7/27（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		14	16	16	15	15	

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 診療放射線学科

【●】は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
10月	26	27	28	29	30	1		- 第4回オープンキャンパス 10/10 - 避難訓練 10/14（予定） - 総合型選抜（前期）10/22	3～4年後期授業開始 10/3～ 3～4年後期履修登録変更期間 10/5～7 2～4年臨床実習報告会 10/6 3～4年卒業研究発表会 10/6 3年前期成績発表 10/14
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
11月			1	2	3	4	5	学校推薦型選抜（前期）11/19	
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
12月					1	2	3	- 第2回入試相談会 12/3 - 学校推薦型選抜（後期）12/17 - 冬季休暇・校舎閉館 12/26～1/5 - 大学休業 12/29～1/5	4年後期定期試験 12/12～16
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	- 第3回入試相談会 1/7 - 大学入学共通テスト 1/14～15	1～3年後期授業再開 1/10～ 4年後期定期試験追・再試験 1/23～25 - 授業予備日 1/31～2/3
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
2月				1	2	3	4	- 一般選抜（前期）2/2 - 第4回入試相談会 2/25 - 各種国家試験	1～3年後期定期試験 2/6～10 4年卒業判定 2/15 1～3年後期追・再試験 2/20～24
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28						
3月				1	2	3	4	- 学位記授与式 3/10（予定） - 一般選抜・総合型選抜（後期）3/14 - オープンキャンパス 3/21	1～4年後期成績発表 3/17
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			

後期 9/26～1/30（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		15	16	15	15	16	

※冬季休暇等を除く

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 臨床検査学科

[●] は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
4月						1	2	- 入学式 4/2 - 新入生歓迎会 ●	- 新入生オリエンテーション 4/4 2年生ガイダンス 4/4 1～2年前期授業開始 4/5～ 1～2年健康診断 4/● 1～2年履修登録期間 4/5～11、訂正期間 4/13～15
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	- 創立記念日 5/2（全学休講） - 第1回入試相談会 5/28	
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	- 第1回オープンキャンパス 6/11 - 日医大フェスティバル（月寒本キャンパス） 6/18 - 一日体験入学 6/26 - 体育大会 未定	
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
7月						1	2	- 第2回オープンキャンパス 7/16 - 避難訓練 ●	授業予備日 7/28～8/2
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
8月								- 一日体験入学 8/11 - 校舎閉館 8/11～16 - 大学休業 8/13～16	1年前期定期試験 8/3～9 2年前期定期試験 8/5～12 1年夏季休暇 8/10～9/22 2年夏季休暇 8/13～9/22 1年前期追・再試験 8/24～30 2年前期追・再試験 8/29～9/2
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	- 日医大フェスティバル（真栄キャンパス） 9/3 - 第3回オープンキャンパス 9/11 - 一日体験入学 9/23	1～2年前期成績発表 9/16 1～2年後期授業開始 9/26～ 1～2年後期履修登録変更期間 9/28～30
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			

前期 4/5～7/27（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		14	16	16	15	15	

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 臨床検査学科

【●】は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
10月	26	27	28	29	30	1		- 第4回オープンキャンパス 10/10 - 避難訓練 10/14 (予定) - 総合型選抜 (前期) 10/22	
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
11月			1	2	3	4	5	学校推薦型選抜 (前期) 11/19	
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
12月					1	2	3	- 第2回入試相談会 12/3 - 学校推薦型選抜 (後期) 12/17 - 冬季休暇・校舎閉館 12/26～1/5 - 大学休業 12/29～1/5	
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	- 第3回入試相談会 1/7 - 大学入学共通テスト 1/14～15	1～2年後期授業再開 1/10～ - 授業予備日 1/31～2/3
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
2月				1	2	3	4	- 一般選抜 (前期) 2/2 - 第4回入試相談会 2/25 - 各種国家試験	1～2年後期定期試験 1/30～2/10 1～2年後期追・再試験 2/20～24
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28						
3月				1	2	3	4	- 学位記授与式 3/10 (予定) - 一般選抜・総合型選抜 (後期) 3/14 - オープンキャンパス 3/21	1～2年後期成績発表 3/17
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			

後期 9/26～1/30 (基本となる授業期間)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		15	16	15	15	16	

※冬季休暇等を除く

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 臨床工学科

[●] は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
4月						1	2	- 入学式 4/2 - 新入生歓迎会 ●	- 新入生オリエンテーション 4/4 - 前期授業開始 4/5～ - 健康診断 4/● - 履修登録期間 4/5～11、訂正期間 4/13～15
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	- 創立記念日 5/2（全学休講） - 第1回入試相談会 5/28	
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	- 第1回オープンキャンパス 6/11 - 日医大フェスティバル（月寒本キャンパス）6/18 - 一日体験入学 6/26 - 体育大会 未定	
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
7月						1	2	- 第2回オープンキャンパス 7/16 - 避難訓練 ●	授業予備日 7/28～8/2
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
8月								- 一日体験入学 8/11 - 校舎閉館 8/11～16 - 大学休業 8/13～16	- 前期定期試験 8/3～9 - 夏季休暇 8/10～9/22 - 前期追・再試験 8/24～30
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	- 日医大フェスティバル（真栄キャンパス）9/3 - 第3回オープンキャンパス 9/11 - 一日体験入学 9/23	- 前期成績発表 9/16 - 後期授業開始 9/26～ - 後期履修登録変更期間 9/28～30
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			

前期 4/5～7/27（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		14	16	16	15	15	

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

保健医療学部 臨床工学科

【●】は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
10月	26	27	28	29	30	1		- 第4回オープンキャンパス 10/10 - 避難訓練 10/14 (予定) - 総合型選抜 (前期) 10/22	
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
11月			1	2	3	4	5	学校推薦型選抜 (前期) 11/19	
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
12月					1	2	3	- 第2回入試相談会 12/3 - 学校推薦型選抜 (後期) 12/17 - 冬季休暇・校舎閉館 12/26～1/5 - 大学休業 12/29～1/5	
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	- 第3回入試相談会 1/7 - 大学入学共通テスト 1/14～15	- 後期授業再開 1/10～ - 授業予備日 1/31～2/3
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
2月				1	2	3	4	- 一般選抜 (前期) 2/2 - 第4回入試相談会 2/25 - 各種国家試験	- 後期定期試験 2/6～10 - 後期追・再試験 2/20～24
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28						
3月				1	2	3	4	- 学位記授与式 3/10 (予定) - 一般選抜・総合型選抜 (後期) 3/14 - オープンキャンパス 3/21	後期成績発表 3/17
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			

後期 9/26～1/30 (基本となる授業期間)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		15	16	15	15	16	

※冬季休暇等を除く

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科／ソーシャルワーク学科

[●] は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
4月					1	2		- 入学式 4/2 - 新入生歓迎会 ●	- 新入生オリエンテーション 4/4 - 前期授業開始 4/5～ - 健康診断 4/● - 履修登録期間 4/5～11、訂正期間 4/13～15
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	- 創立記念日 5/2（全学休講） - 第1回入試相談会 5/28	
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	- 第1回オープンキャンパス 6/11 - 日医大フェスティバル（月寒本キャンパス）6/18 - 一日体験入学 6/26 - 体育大会 未定	
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
7月						1	2	- 第2回オープンキャンパス 7/16 - 避難訓練 ●	授業予備日 7/28～8/2
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
8月								- 一日体験入学 8/11 - 校舎閉館 8/11～16 - 大学休業 8/13～16	- 前期定期試験 8/3～9 - 夏季休暇 8/10～9/22 - 前期追・再試験 8/24～30
	7	8	9	10	11	12	13		
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27		
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	- 日医大フェスティバル（真栄キャンパス）9/3 - 第3回オープンキャンパス 9/11 - 一日体験入学 9/23	- 前期成績発表 9/16 - 後期授業開始 9/26～ - ソーシャルワーク学科「ソーシャルワークの原理」集中講義 9/26～30 - 後期履修登録変更期間 9/28～30
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30			

前期 4/5～7/27（基本となる授業期間）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		14	16	16	15	15	

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科／ソーシャルワーク学科

【●】は日程未定

	日	月	火	水	木	金	土	大学行事	教務日程
10月	26	27	28	29	30	1		- 第4回オープンキャンパス 10/10 - 避難訓練 10/14 (予定) - 総合型選抜 (前期) 10/22	
	2	3	4	5	6	7	8		
	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
	30	31							
11月			1	2	3	4	5	学校推薦型選抜 (前期) 11/19	
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
12月					1	2	3	- 第2回入試相談会 12/3 - 学校推薦型選抜 (後期) 12/17 - 冬季休暇・校舎閉館 12/26～1/5 - 大学休業 12/29～1/5	
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	- 第3回入試相談会 1/7 - 大学入学共通テスト 1/14～15	- 後期授業再開 1/10～ - 授業予備日 1/31～2/3
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
2月				1	2	3	4	- 一般選抜 (前期) 2/2 - 第4回入試相談会 2/25 - 各種国家試験	- 後期定期試験 2/6～10 - 後期追・再試験 2/20～24
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28						
3月				1	2	3	4	- 学位記授与式 3/10 (予定) - 一般選抜・総合型選抜 (後期) 3/14 - オープンキャンパス 3/21	後期成績発表 3/17
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31			

後期 9/26～1/30 (基本となる授業期間)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
回数		15	16	15	15	16	

※冬季休暇等を除く

※講義回数が不足するときは、補充講義を実施する。

V 履修の概要

1. 修業年限・在学年限（学則第7条）

本学では、学業を修めるために必要な修業年限を4年としています。したがって、4年以上在学しなければ卒業することはできません。また、8年を超えて在学することはできません。

2. 学年・学期（学則第23条）

原則、学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。本学では、学年を分けて前期・後期の学期制とします。

前 期	4月1日～9月30日
後 期	10月1日～3月31日

※時間割運用上、変更することがあります。（学則第25条第2項）

3. 授業について

1) 授業時間

授業時間は1時限90分とし、次のように設定します。

講時	時 間
1 講目	9：00～10：30
2 講目	10：40～12：10
昼休み	12：10～13：00
3 講目	13：00～14：30
4 講目	14：40～16：10
5 講目	16：20～17：50

※本学では、チャイムを鳴らしません。時間の自己管理をしましょう。

※定期試験や行事のときは、時間割が変更となります。

※授業時間を変更するときは、ポータルサイト（※1）の掲示などで通知しますので、確認してください。

※冬期間は、雪害による交通機関の遅延等を考慮し、余裕をもって通学してください。

2) 休講と補講

- (1) 授業担当教員がやむを得ない事情で授業を休講（後日、補講を実施）とする場合があります。その際は、原則、ポータルサイトや掲示板でお知らせします。
- (2) 地震、台風、大雪などによって、交通機関の遅延・運休が予想されるとき、または復路の交通事情が懸念されるときなどは、全ての授業、または、その一部を休講とすることがあります。
- (3) 授業が休講となったときには、補講を実施します。補講日は、その都度ポータルサイトの掲示などでお知らせします。

3) 授業中の態度

- (1) 授業中の私語、飲食等は慎み、皆さん自身が学修の環境作りに心がけてください。
- (2) 授業途中での無断退室を禁じます。理由があるときは、授業担当教員に申し出て許可を得てください。
- (3) 授業中の携帯電話の使用を禁止します。電源を切る、またはマナーモードにするなど良識のある行動をとってください。

※1：ポータルサイトとは、本学が利用するシステムの UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）のことです。

4) 遅刻・早退・欠席

- (1) 遅刻したときは、静かに教室に入室してください。
- (2) 遅刻および早退の扱いは授業担当教員に任されています。ガイダンスなどで確認してください。
- (3) 天候不良などで交通機関の遅れにより遅刻したときは、各種交通機関で発行される「遅延証明書」を授業担当教員に提出してください。
- (4) 授業を欠席しなければならないときは、事前に、「欠席届」に必要事項を記入の上、担任等に許可を得て、事務局に提出してください。やむを得ない事由により事前に届出ができなかったときは、電話連絡の上、登校時にすみやかに届を提出してください。
なお、病気やけがなどによる欠席が7日以上にわたるときは、原則医師の診断書の添付が必要となります。
- (5) 出席に対する不正行為について
代返、出席カードや出席カードリーダー等による不正行為があった場合は、懲戒処分の対象となります。

5) 欠席の取り扱いについて

- (1) 出席時間数が規定時間数の3分の2未満のときは、定期試験等の受験資格を失うことになります。履修する授業科目の出席回数については、各自が日常的に責任をもって把握してください。出欠席の回数に関する照会は受け付けません。

授業で失格になる欠席回数	
8回実施の科目	3回の欠席で受験資格を失います。
15回実施の科目	6回の欠席で受験資格を失います。
30回実施の科目	11回の欠席で受験資格を失います。

- (2) 以下の事由で授業を欠席するときは、特別な事情を考慮し、正当な理由があると認められたときに限り、授業実施時間数には算入せず、公欠（公認欠席）として認めます。

- ① 忌引き：近親者が死去し喪に服するとき（休日・祭日を含む連続した日数）

一親等（父母・子・配偶者）	事実発生日から連続して7日間
二親等（祖父母・兄弟姉妹）	事実発生日から連続して5日間
三親等（曾祖父母・伯叔父母など）	事実発生日から連続して3日間

- ② 学校感染症
- ③ 公共交通機関の遅延・運休
- ④ 卒業後の進路に関する就職試験および進学のための試験
ただし、実習の期間中は、適用できないことがあります。教務委員会で審議し、取り扱いを決定します。

「欠席届」に必要事項を記入し、必要書類を添え担任等の許可を得て、事務局に提出してください。病気やけがなどによる欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書またはそれに代わる証明書を添付してください。

欠席理由	添付書類等	提出
学校感染症	医療機関が発行する証明書（診断書・治癒証明書・登校許可書のいずれか）	公認欠席期間終了後、すみやかに担任等に捺印またはサインをもらった後、事務局に提出してください。
忌引き	会葬礼状等の印刷物	
公共交通機関の遅延・運休	公共交通機関が発行する遅延証明書等	
就職試験・進学試験	試験日時を証明する印刷物	担任等に捺印またはサインをもらった後、試験日より事前に事務局に提出してください。

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、新型コロナウイルス感染症、および鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 および新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

令和 2 年 2 月 1 日 文部科学省令第 11 号
学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条

6) 情報の取り扱い

本学の学生は、将来専門職としての資格を取得し、専門家として業務を行うことを予定している立場にあります。そのため、学生であっても関係施設で得た個人情報、プライバシーの権利を守る義務があります。

大学は、施設との間で個人情報保護に関する誓約書を交わしています。具体的には、医療に従事する学生として、以下のようなことを他者に口外・発信すること（記録物やメモ用紙等の紛失を含む）は一切、禁止しています。

- (1) 受け入れ施設（実習施設・見学施設など）で知り得た対象者およびその家族の個人情報や秘密
個人が特定される一般的な情報（氏名、生年月日その他の記述により個人を識別することができるもの）、対象者に関する病気、病態、心身に関する状況、家族関係などの情報
- (2) 実習で見たり聞いたりした施設やその関係者の情報
- (3) 講義などで提供される施設や患者の事例内容

学生が患者や対象者および関係者のプライバシーの権利を侵害したとき、責任を問われる可能性があります。ただし、DV（ドメスティック・バイオレンス）に伴う公益通報保護法に基づく情報（虐待の通報など）に関しては、守秘義務違反にはあたりません。

※SNS 等インターネット上、または紙面上での違法、不適切な書込、投稿等は処分の対象となります。

4. 授業科目の区分

授業には、講義、演習、実験・実習などの種類があります。それぞれの授業方法の理解が必要です。

講 義	主に教員中心に進める授業です。資料などを取り入れながら進めていきます。
演 習	例題や課題、技術などを修得するために、学生と教員が共同して進める授業です。主体的な学修が求められます。
実験・実習	学生自身が中心となり、主体的に取り組む授業活動です。学内の実験室・実習室や学外の実習施設で行います。

5. 単位について

1) 単位制度について（学則第 28 条）

大学で履修する授業科目には、それぞれ「単位」という一定の基準が定められています。1 単位とは、学生が 1 科目について行う 45 時間（2 単位は 90 時間）の学修活動を意味し、その学修活動とは授業と自習からなります。授業科目の 1 単位あたりの時間数は、授業形態に応じ自習時間等による教育効果を高めるものです。

〈1 単位あたりの授業時間数〉

講義・演習	15 時間～30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位
実験・実習	30 時間～45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位
1 つの授業科目の中に講義、演習、実験・実習のうち、2 つ以上を併用	組み合わせに応じ、30 時間～45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位

2) 単位の「修得」について

「履修登録」した科目の出席時間数を満たし、定期試験を受験し合格することで、その科目の単位を修得することができます。

ただし、科目によっては、試験の成績にレポート（課題）の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。

6. 履修について

履修とは、「履修しようとする科目について登録し、授業・試験を受けて合格し、単位を修得する」という過程を意味します。履修登録するにあたり、『キャンパスガイド』及び『履修の手引き』・『シラバス』・『授業時間割』を熟読のうえ、履修計画を立ててください。1 年間の履修計画を立て、前期の履修登録期間中に後期分の履修登録も行ってください。

（※「履修の手引き」1P 参照）

●履修の上限単位（CAP 制）

本学では、1 単位の単位修得に必要な学修時間を確保し、学修の質の向上と学修の効率化をはかり、学年ごとに適切に学修できるように、履修登録科目数の上限制度である CAP（キャップ）制を導入しています。1 年間に履修することのできる授業単位に制限があるため、履修計画を立てる際には注意が必要です。

（※「履修の手引き」2P 参照）

7. 試験

試験には定期試験・追試験・再試験・実技試験等があります。

1) 受験資格

試験を受験できる資格は次の条件を満たしていることが前提となります。

- (1) 履修登録が済んでいること
- (2) 出席時間数が授業時間の3分の2以上を満たしていること
(例えば、1単位8回の授業では、6回以上の出席が必要です)
- (3) 授業料その他の入金を所定の期日までに納めていること
- (4) 所定の試験時間（試験開始後20分まで）に試験室に入室していること
- (5) 学生証または仮学生証を持参していること

2) 定期試験

定期試験は原則、各学期末に行います。ただし、授業科目によっては、随時授業の中または試験期間外に試験を行うことがあります。

3) レポート

試験扱いとなるレポートが課されるときもあります。期限までに提出することができなければ「無効」となり、単位が修得できなくなります。

4) 追試験

定期試験に欠席し、その欠席理由が正当と認められたときに受験できます。

定期試験を欠席したときは、すみやかに「欠席届」に記入し、証明書もしくは証明できるものなどを添えて、事務局に提出してください。追試験が認められた場合は「追試験願」の手続きが必要となります。なお、追試験は1科目につき「1,000円」の手数料が必要となります。

欠席事由	欠席理由を証明する書類等
本人の傷病、学校感染症	医師の診断書等（受験できなかった理由、期間が記載されているもの）ただし、行政機関等から外出自粛を要請されている場合を除く
忌引き	会葬礼状またはそれに準じるもの
不慮の事故	事故を証明できる書類等
親族（三親等以内）の重大事象	医師の診断書またはそれに代わるもの
災害	罹災証明書等、災害の状況が把握できる書類
公共交通機関の遅延、連休	遅延証明書等
裁判員制度に基づく要請	裁判所からの要請などを証明する書類等
部活動等における学生代表または大会参加等	証明書等および大会等の内容がわかる書類
大学で指定した資格試験	資格試験の受験票
就職試験、進学試験	企業、施設等の場所・日時が明記され、受験者であることを証明できるもの
上記の内容に該当しないが、それにかわる正当な理由と考えらえる事項	事項を証明できるもの

※やむを得ない事情でこれらの書類等を提出できないときは、親族による証明書等にかえることができる。

※追試験願の提出に当たっては、代理人による提出を妨げない。

5) 再試験

定期試験または追試験の結果が 60 点未満の学生は、授業科目の担当教員が再試験を認めたときに限り、再試験を受験することができます。ただし、すべての科目に再試験が認められるとは限りませんので注意が必要です。

再試験に合格した者の評点は 60 点となります。再試験が認められたときに限り、諸手続きが必要になります。「再試験」の手続は、定められた期間内に「再試験願」が必要となります。また、再試験は 1 科目につき「2,000 円」の手数料が必要となります。

6) 失格

履修登録した科目に定められた授業回数の 3 分の 2 以上の出席に満たず、定められた試験等を受験する資格がないことを失格といいます。

7) 無効

定期試験または追試験を欠席したときは、所定の手続きをしなければ授業科目が「無効」となりますので、注意が必要です。

8) 試験に関する留意事項

試験を受けるときは、試験を受ける教室を事前に確認し、次の内容に留意して受験してください。

- ①試験開始時は、学生証を所持し、必ず机上に提示してください。
※当日、学生証を忘れたときは、事務局に申し出て「仮学生証（仮身分証明書）」の交付を受けてください。
※学生証または「仮学生証（仮身分証明書）」を所持していないときは試験を受けることができませんので注意してください。
- ②試験を受ける教室への私物の持ち込みは最小限としてください。
- ③座席を指定していますので、指示に従ってください。
- ④試験開始前には携帯電話の電源を切ってください。
- ⑤机の上には筆記用具、時計、指定されたもの以外は置かないでください。
※風邪や鼻炎などでティッシュペーパーを使用するときは、中身のみを机の上に準備してください。
- ⑥試験での使用を許可されたもの以外は、鞆の中、それに代わるものの中に入れて椅子の下に置いてください。机の下に置くことは誤解を招くことになりますので、注意してください。
- ⑦試験中は、監督者の指示に従い、他の受験者の迷惑にならないように注意してください。
- ⑧遅刻入室は試験開始後 20 分まで認められます。20 分経過後は受験することができません。
- ⑨試験中に具合が悪くなったときや、やむを得ずトイレを希望するときは挙手で知らせてください。教員が同行し、誘導します。
- ⑩試験中の退室は 30 分経過後に可能となります。
- ⑪退室時の試験の解答用紙については、原則、裏側に伏すこととします。担当科目の試験監督者の指示があるときは、それに従ってください。
- ⑫その他、試験室においては、試験監督者の指示に従ってください。監督者の指示に従わないときは、退室を命じることがあります。

9) 不正行為の取り扱い

試験における不正行為は、学生の本分に反する行為であり、学生としての倫理に欠ける行為です。試験において、**不正行為があったときには、当該科目並びに当該試験期間中の全科目を無効とします。**これは、不正行為をした者とそれに便宜を与えた両者に適応されます。また、懲戒処分の対象となります。

- 〈不正行為とみなされる具体例〉
- ①使用が許可されていない披見物等を使用した者
 - ②カンニングペーパーおよびカンニングペーパーに類似するメモなどを使用した者
 - ③使用を許可された所持品や机などの物品に、解答に関する内容を書いている者
 - ④試験中に文献およびカンニングペーパーに類似するメモなどの貸し借りをしている者
 - ⑤他の学生の答案を盗み見た者
 - ⑥他の学生に答案を見せた者、または、他の学生の答案を写させてもらった者
 - ⑦試験内容に関する私語や動作をした者
 - ⑧その他、上記以外の行動で不正を疑われる行為をした者

8. 成績評価と GPA 制度

1) 成績評価と GP について

成績評価については、90 点以上を「AA」の「秀」、80 点以上を「A」の「優」、70 点以上を「B」の「良」、60 点以上を「C」の「可」、60 点未満を「D」の「不可」の 5 段階の評語をもって表しています。

また、GP (Grade Point) は、「AA」は 4.0、「A」は 3.0、「B」は 2.0、「C」は 1.0、「D」は 0.0 です。

評 点	区 分	成績評語		GP
100～90 点	合 格	AA	「秀」	4.0
89～80 点		A	「優」	3.0
79～70 点		B	「良」	2.0
69～60 点		C	「可」	1.0
59 点以下	不合格	D	「不可」	0.0
—	失格	F	「出席不足」	0.0
—	無効	M	「試験未受験」	0.0
認定科目	合 格	N		
※特例：判定が困難な場合に限り、必要に応じて採用	合格	P		GPA に含まない
	不合格	D*		

2) GPA 制度の概要について

GPA 制度について

GPA (Grade Point Average) とは、アメリカなどで一般的に行われている学生の成績評価方法のひとつであり、履修科目の成績の 1 単位あたりの成績平均を数値で表すもので、日本でもこの制度を導入する大学が増えています。学生への GPA の通知は、成績確認表により行います。GPA の結果を学生自らが確認し、自分の履修計画の点検材料として積極的に活用してください。

なお、大学としては GPA を成績順位の資料として活用し、卒業時の表彰等の選考に用います。また、GPA が低い (= 成績評価が低い) 学生に対して、今後の履修計画等に関する修学指導の材料とします。

GPA (Grade Point Average) とは、履修した科目 1 単位あたりの成績平均点を算出する方法であり、GP に該当科目の単位数を乗じて合計し、総単位数で除して履修した科目 1 単位あたりの成績平均点を算出します。計算結果は小数点第 3 位を四捨五入して表記します。

【GPA 計算例】 $GPA = 26.0 \div 9 = 2.89$ (小数点以下第 3 位を四捨五入)

科目名	単位数	成績評価	GP	GP×単位数
〇〇科学	1	C	1.0	1.0
〇〇倫理	1	A	3.0	3.0
〇〇概論	2	AA	4.0	8.0
〇〇学実習 I	4	A	3.0	12.0
〇〇ゼミナール I	1	B	2.0	2.0
合計	9			26.0

9. 成績評価についての疑義申し立て

当該期の成績で、採点の誤記の可能性やシラバスで周知されている成績評価の方法等から疑義のある者は、試験等の合否、成績評価についての疑義申し立てをすることができます。「成績確認願」に必要事項を記入し、事務局に提出してください。ただし、申し立てを受け付ける期間は、各試験の合否が掲示された日を含め3日以内（土・日・祝を除く）、成績発表日を含め1週間以内（土・日・祝を除く）とします。学科、学年によってはこの問い合わせ期間に変更が生ずることもあります。

10. 進級・卒業要件

1) 進級要件

進級するためには学年ごとに修得する必要がある全必修科目の単位修得が必要です。進級判定は、毎年、年度末までに行います。

詳細は、「履修の手引き」5Pを参照してください。

2) 臨地・臨床実習の履修要件

実習毎に設定された科目の単位修得が必要です。

（※「履修の手引き」5P参照）

3) 卒業要件

本学を卒業するためには、4年以上在学し、学科ごとに履修の手引きに示す単位を修得しなければなりません。（※「履修の手引き」6P参照）

4) 学位・資格

卒業要件の単位数を修得することにより学位の授与・資格が得られます。

学部	学科	学位	資格
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）	看護師国家試験受験資格
	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	学士（リハビリテーション学）	理学療法士国家試験受験資格
	リハビリテーション学科 作業療法学専攻	学士（リハビリテーション学）	作業療法士国家試験受験資格
	診療放射線学科	学士（診療放射線学）	診療放射線技師国家試験受験資格
	臨床検査学科	学士（臨床検査学）	臨床検査技師国家試験受験資格
	臨床工学科	学士（臨床工学）	臨床工学技士国家試験受験資格
総合福祉学部	介護福祉マネジメント学科	学士（福祉経営学）	介護福祉士国家試験受験資格
	ソーシャルワーク学科	学士（社会福祉学）	社会福祉士国家試験受験資格
			精神保健福祉士国家試験受験資格

11. 就職・進路

就職を希望する学生に対して、職業安定法第33条の2の規定に基づき、職業紹介を行います。

各学科とも国家試験に合格後は、専門職として従事するほか、一般企業や大学院等への進学があります。

なお、看護師の場合は、助産師コース・保健師コースがある課程への進学の道もあります。

12. 学籍の異動

1) 休学（学則第 17 条）

病気その他のやむを得ない事情で、3 ヶ月以上授業に出席できない学生は、休学の許可を得てください。

- * 休学期間は 1 年以内とし、通算 2 年を超えて休学することはできません。
- * 休学期間は修業年限には算入しません。
- * 休学が年度をまたがるときは、改めて休学願を提出し、許可を得なければなりません。
- * 休学中は、原則として大学の活動（授業・課外活動・学校行事等）に参加することはできません。

休学期間中でも学則に抵触する行為があったときには、教授会の意見を聞いて懲戒処分を受けることがあります。

2) 復学（学則第 18 条）

休学期間が満了したとき、または、休学期間中にその理由が消滅したときは、必要な手続きによって、復学の許可を得てください。

3) 退学（学則第 19 条）

病気またはやむを得ない事情により、退学または、転学するときは、必要な手続きによって、退学の許可を得てください。

4) 留学（学則第 16 条）

外国および国内の大学に留学を志願するときは、必要な手続きによって、留学の許可を得てください。

5) 再入学（学則第 20 条）

学則第 19 条による退学者が 3 年以内に再入学を願い出たときは、学長が許可することがあります。

6) 除籍（学則第 21 条）

次のいずれかに該当するときは、除籍されることがありますので注意してください。

- * 在学年数が所定の年数を超えるとき
- * 死亡の届け出があったとき
- * 長期にわたり行方不明の届け出があったとき
- * 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納入しないとき
- * 休学期間満了前に、復学、退学または休学の願い出がないとき
- * 入学を辞退したとき

7) 学籍情報の変更

大学に届け出ている以下の事項に変更があったときは、すみやかにポータルサイトにて変更の手続きを行ってください（遅くとも、変更発生後 1 週間以内。休暇中のときは、登校後 1 週間以内）。この届出を怠ると、大学からの緊急の連絡や発送業務等に支障をきたします。なお、事務局にある「学籍情報変更届」での申請も可能です。

学生	氏名	保証人	氏名
	住所（郵便番号の変更も含む）		住所（郵便番号の変更も含む）
	自宅電話番号		自宅電話番号
	携帯電話番号		緊急連絡先（勤務先名称・電話番号）

VI 学生生活

1. 学生心得

1) 学生証

学生証は、みなさんが本学の学生であることを証明する大切なものです。常に携帯し、紛失や盗難に注意して管理しましょう。

- * 授業の出欠、学内試験、図書館の利用、各種証明書の発行、通学定期券の購入等で使用します。また、学内での事務手続きは、すべてこの学生証が必要になります。
- * 本証に記載されている学籍番号（8桁）はあなたの個人番号です。学籍番号は、入学年度（西暦の下2桁）、学部番号、学科番号、個人番号（3桁）、チェックデジットからなり、入学から卒業まで同じ番号となります。
- * 通学定期券または、学割（学生割引乗車券）で乗車時に、職員から学生証提示を求められたときは、すみやかに提示しなければなりません。

(1) 再発行（紛失・盗難時、氏名・住所などの変更時）

ただちに事務局に申し出て、再発行の手続きをとってください。

再発行の手数料として「3,000円」が必要となります。

(2) 返納

卒業または退学などにより学籍を離れるときは、事務局にすみやかに返納してください。

(3) 定期試験の時に学生証を忘れてしまったとき

定期試験の時に学生証を忘れてしまったときは、「仮学生証」の発行を事務局に申し出てください。仮学生証は発行日のみ有効です。（有料）

(4) 学生証の貸借禁止

いかなる理由においても学生証を人に貸すことや借りることはできません。また預かって、本人が不在であるにもかかわらず、出席のカードリーダーに読み取らせ、出席を偽装することは決して行わないようにしましょう。

2) 連絡・通知

学生への連絡・通知は、原則、すべて掲示及び「日本医療大学 UNIVERSALPASSPORT」、「Outlook」（アカウントは入学時に配布）で行います。掲示を見ない、メールの確認を怠ることで不利益が生じて、学生の自己責任として扱います。掲示を直接自分で見る、毎日メールの受信の有無を確認するという習慣を身につけましょう。

学生への通知・連絡をするときは、学籍番号を掲示します。呼び出しの掲示・連絡を受けた際は、すみやかに出向いてください。

主な掲示内容

- ・ 休講、講義変更、試験日程、試験可否など
- ・ 奨学金に関する事項、就職（求人票）など
- ・ 学生生活、学内行事に関する事項
- ・ 教員からの呼び出し

なお、学外からの電話による学生の呼び出し、伝言には、原則として応じません（家族の不慮の事故、不幸など緊急時以外）。このことは、家族・友人等に周知しておいてください。

3) 学生相談

学生のみなさんの大学への適応や心の成長、健康維持、修学面等を応援し、より充実した学生生活を送れるよう様々な学生相談の部署がサポートします。以下の①から⑧で担当しますので、有効に活用してください。

① 学生担任

勉学・友人関係などの学修や日常生活に関わる様々な質問や相談等に応じます。

- ・ オフィスアワー

学生と教員が自由に交流できるようオフィスアワーを設けています。教員が定時に待機して、学生の訪問・相談を受けます。年度開始時に各教員のオフィスアワーが公開されます。オフィスアワー以外の時間帯でも、質問や相談がある際は、教員の研究室を訪問してかまいませんが、対応できない時があることを了承ください。

② 学生・教員サポートグループ担当職員

履修登録・単位取得等や奨学金の手続き、学内団体活動支援等に関する質問や相談に応じます。

③ 保健室

保健室では学生の健康管理、学校生活での相談、静養や応急措置等を致します。保健室では医薬品をお渡しすることとはできませんので、ご注意ください。

また、医療系学生は病院などに実習に行くための準備として麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘、B型肝炎などの抗体価検査とワクチン接種が必要となります。季節性インフルエンザワクチンの接種も同様です。必要なワクチン接種が済んでいないと学内、学外実習に参加できないので健康診断の結果をよく読み、保健室から必要な保健指導を受けてください。

開室日時：月曜日から金曜日の9時から17時

場 所：1階 正面玄関の左側

④ キャリアセンター

キャリアセンターは全学部に対応し、学生のみなさん一人ひとりの個性や適性に応じたキャリア形成を支援します。支援内容は就職や進学に関する進路相談、キャリアプラン講座の開講、就職活動支援、卒業後の継続的なキャリア支援等を実施します。

また、資料類を自由に閲覧できます。資料例：求人票ファイル、インターンシップや病院説明会等の案内、大学院進学関連の案内、病院奨学金・修学資金案内、その他キャリア支援に関わるパンフレット

開室日時：月曜日から金曜日の9時から17時

場 所：月寒本キャンパス2階 1281 講義室隣

⑤ ハラスメント相談

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のキャンパス・ハラスメントの相談はハラスメント相談員でもある学生担任を含め多くのハラスメント相談員が対応します。

⑥ カウンセリングルーム

臨床心理士が専門的なカウンセリングや心理検査の実施等を行います。カウンセリングルームで話した内容についての秘密は守られます。関係者からの相談者に関する問い合わせには原則として応じていません。しかし、生命、身体の安全に関わる時や他者の権利を著しく害する時は、この限りではありません。

開室日時：2022年度は水曜日と金曜日の11時半から17時半（予約優先）

場 所：月寒本キャンパス4F 1412

電話番号：011-351-6113（直通）、090-9524-7559

E-mail：counseling@jhu.ac.jp

⑦ 障がいに関わる相談

障がいにより学修上の困りごとや、悩みがあり、支援を申し出る学生に対し、担当教員が面談し、合理的配慮等学びの環境づくりを共に進めていきます。

⑧ 性暴力、デートDV、SNSを利用した人権侵害に関わる相談

性暴力被害や性的に親密な両者間に起こるデートDV、SNS上でのリベンジポルノのような人権侵害に関わる相談については専門資格を有する教員が対応します。

☆それぞれの部署の担当者、対応時間については年度開始時に公開される学生相談担当者一覧を参照してください。

4) 学生対応窓口

事務局の取扱時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く（平常日）、9時から17時とします。
また、長期休暇中は、取扱時間を変更することがあります。その際は、掲示などで周知します。
本学における事務取扱窓口は以下のとおりです。

担当窓口		事務取扱時間	学生に関する主な業務
事務局		平常日 9:00～17:00	・履修に関すること ・授業に関すること ・定期試験に関すること ・学生の身分異動（留学・休学・復学・退学など）の手続き ・学生、保証人の氏名、住所変更などに関すること ・証明書の発行（学生証、在学証明書、通学証明書、成績証明書、学生旅客運賃割引証（学割証）など） ・奨学金に関すること ・保険に関すること ・課外活動に関すること ・学生マンション、アパート情報の提供 ・就職に関すること ・授業料納入に関すること ・オープンキャンパス、入試に関すること
図書館	月寒本キャンパス	平常日 9:00～20:30 土曜日 9:00～17:00	・図書館に関すること ・文献検索に関すること
	真栄キャンパス	平常日 9:00～17:00 土曜日 閉館	・図書館に関すること ・文献検索に関すること

※土曜日、日曜日、祝日および年末年始は事務局業務を行いません。

図書館については、蔵書点検等で閉館になることがありますので、その都度掲示します。

5) 各種届・証明書発行

(1) 各種届について

事項	手続方法	提出書類
公欠の申請	「欠席届」に必要事項を記入し、必要書類を添え、担任・学科長の許可を得て事務局にすみやかに提出してください。	「欠席届」 必要書類
授業・実習を欠席	「欠席届」に必要事項を記入し、必要書類を添え、担任・学科長の許可を得て、事務局に提出してください。やむを得ない事由により事前に届出ができなかったときは、登校時にすみやかに届出を提出してください。病気やけがなどによる欠席が7日以上にわたるときは、原則医師の診断書を添付してください。	「欠席届」 必要書類
試験を欠席	「欠席届」に必要事項を記入し、担任・学科長の許可を得て、事務局にすみやかに提出してください。病気を理由とするときは医師の診断書、交通事故のときは警察署の事故証明書、または交通機関管理者の事故・遅延等の理由書、忌引のときは父母または保証人の証明書、その他のやむを得ない事由のときは理由書を添付してください。	「欠席届」 必要書類
試験の時に学生証を忘れた	学生証の不携帯のときは、試験を受けることができません。忘れたときは、受験前に、必ず当日限り有効の仮学生証発行の手続きをしてください。申請には手数料（400 円）が必要です。	「仮学生証発行願」
学生証を紛失・破損した	事務局に申し出、再発行の手続きをしてください。再発行には、手数料（3,000 円）が必要です。	「学生証再交付（書換）願」
追試験を受ける	欠席届、証明など必要な書類を添付し、願い出をし、許可を得てください。追試験が認められた場合は「追試験願」に必要事項を記入し、事務局に提出してください。申請には手数料（1,000 円）が必要です。	「欠席届」 必要書類 「追試験願」
再試験を受ける	再試験を実施する場合は「再試験願」に必要事項を記入し事務局に提出してください。申請には手数料（2,000 円）が必要です。	「再試験願」
休学	3 ヶ月以上の期間修学することができないときには、「休学願」に必要事項を記入のうえ、願い出をし、許可を得てください。病気を理由とするときは医師の診断書、その他の理由のときは理由書を添付してください。なお、休学を願い出る前に必ず、学生担任に相談をしてください。	「休学願」 医師の診断書等
退学	「退学願」に必要事項を記入のうえ、願い出をし、許可を得てください。なお、退学を願い出る前に必ず、学生担任に相談をしてください。	「退学願」
復学	休学を許可された学生の休学理由が消滅したときには、「復学願」に必要事項を記入のうえ、願い出をし、許可を得てください。なお、復学を願い出る前に必ず、学生担任に相談をしてください。	「復学願」
住所変更等	学生、または保証人の住所を変更したときや改姓など身上に異動があったときは、「日本医療大学 UNIVERSAL PASSPORT」にて申請し、許可を得てください。また事務局にある「学籍情報変更届」での申請も可能です。	「学籍情報変更届」
学内、実習中および通学途中に事故に遭った	正課中（実習中も含む）、大学主催行事中、事前に認められた課外活動中または通学途中に事故に遭ったとき、また学内や実習先の備品を破損させてしまったときには、すみやかに報告してください。報告後、必要に応じて、保険の手続きを行います。	
盗難にあった	学内で盗難にあったときには、すみやかに事務局窓口に届け出てください。	

(2) 各種証明書の交付

次の証明書を事務局で発行します。「証明書交付願」に必要事項を記入し、証明書手数料発行機にて購入した証紙を貼付し、事務局に提出してください。自動証明書発行機で発行できる証明書については、「証明書交付願」は不要です。

取扱時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、9時から17時とします。また、長期休暇中は、取扱時間を変更するときがあります。その際は、ユニバ等で案内をします。

種別	申込方法	交付日	手数料
在学証明書	自動証明書発行機	当日	200 円 / 枚
在籍期間証明書			200 円 / 枚
単位修得証明書 ※成績確定後			400 円 / 枚
卒業証明書 ※卒業日以降			400 円 / 枚
学割証			無料
仮学生証 ※発行日のみ有効			400 円 / 回
学生証再交付願 ※窓口へ提出			3,000 円 / 回
追試験許可書 ※窓口へ提出			1,000 円 / 科目
再試験許可書 ※窓口へ提出			2,000 円 / 科目
種別	申込方法	交付日	手数料
成績証明書 ※成績確定後	自動証明書発行機内の「各種証明書交付願」を学生窓口へ提出	翌日	400 円 / 枚
卒業見込証明書			400 円 / 枚
推薦書・調査書		1 週間程度	800 円 / 枚
コピーカード		当日	500 円 / 枚
仮進級試験料（＊）			3,000 円 / 回

※申請及び交付時には学生証の提示が必要です。

6) 校舎内施設の利用

講義以外で、校舎内施設が利用できる時間は、特別の許可がない限り、下表のとおりです。課外活動や自学自修で校舎を使用するときは、使用時間を厳守してください。

曜 日	施設使用時間	施設開閉時間	図書館及び学生食堂を除く
平日	9：00～20：30	8：00～21：00	
土・日・祝日	基本的に閉鎖		

※後片付け等の時間も含まれます。

※イベント等で前日準備を行うときは、事前に事務局に相談してください。

※夏季・冬季休暇（8月中旬・年末年始）、入学試験等期間中は校舎の使用制限があります。

(1) 演習室・講義室等の使用

講義以外で、クラスや研究室の仲間で使用したいときは、「日本医療大学 UNIVERSAL PASSPORT」にて申請してください。その時間帯に空いているときには使用できますが、講義・演習等が優先されます。なお、事務局にある「施設使用願」での申請も可能です。

基本ルール

- ・使用後は窓の施錠、消灯、板書等を消してください。また、汚れたときは清掃を行いましょう。
- ・備品の破損等があったときは、すみやかに事務局に連絡しましょう。

(2) 体育館の使用

講義以外で、クラスや研究室の仲間で体育館を使用したいときは、「日本医療大学 UNIVERSAL PASSPORT」にて申請してください。その時間帯に空いているときには使用できますが、講義・課外活動が優先されます。ただし、昼休みの時間帯は、授業等で使用していないときに限り、使用できます。なお、事務局にある「施設使用願」での申請も可能です。

基本ルール

- ・体育館使用時は、上靴（運動靴）に履き替えてください。
- ・体育館内での食事は禁止とします。ただし、水分補給のための飲水は可能です。
- ・使用後は、ドアの施錠、消灯を忘れずに行い、必ず清掃を行いましょう。
- ・備品の破損等があったときは、すみやかに事務局に連絡しましょう。
- ・体育館内はボールを蹴る、硬球を投げる等の行為は禁止です。

(3) 大講義室

講義、実習報告会、セミナー等のイベントで使用します。

基本ルール

- ・室内での飲食は厳禁です。

(4) パソコン室の使用

パソコン室は、講義で使用していないときは、使用が可能です。

基本ルール

- ・室内での飲食・携帯電話の使用は厳禁です。
- ・使用後は、本体の電源を決められた方法でシャットダウンしてください。
- ・メディア（USB 等）は必ず持ち帰りましょう。
- ・使用 PC に不具合があったときは、すみやかに事務局に連絡してください。
- ・コピー用紙がなくなったときは、プリンター下の棚より補充してください。
- ・印刷するときは、出力原稿を確認してから印刷してください。
- ・出力した原稿は、各自責任を持ちましょう。

(5) 学生食堂の利用

学生食堂は、共有の施設であるため、誰もが気持ちよく利用できるようにマナーを守って利用してください。

券売機で食券を購入し、各メニューのカウンターで提示してください。

利用できる時間帯は、下表を確認してください。

曜日	営業時間
平日	10:30~15:00
土・日・祝日	原則閉鎖

※長期休暇中（8月中旬・年末年始・春休み）の営業日および営業時間は別途掲示します。

※朝食メニューを提供することがあります（別に周知します）。

※キャンパス内での宅配ピザや食事配達サービスの利用は、受取人の確認依頼などで大学業務に支障を来す恐れがあり、また事件事故等の未然防止の観点からも部外者の無断入校は好ましくありません。他の学生や教職員の迷惑に

もなりかねませんのでキャンパス内での受け取りはやめましょう。

基本マナー

- ・学生食堂は、全てセルフサービスです。料理を受け取るだけでなく、使用済みの食器についても責任をもって所定の場所に返却しましょう。
- ・荷物を置いての席取りはやめましょう。また、荷物の放置は紛失や盗難の被害にあう可能性がありますので、自己管理を徹底しましょう。

7) 図書館の利用

【開館日および開館時間】

開館日	開館時間	
	月寒本キャンパス	真栄キャンパス
平常日	9:00~20:30	9:00~17:00
土曜日・夏季・冬季期間中の指定期間	9:00~17:00	閉館

※貸出・返却各種手続きは、閉館 15 分前まで

※真栄キャンパスの図書館の利用については、別途周知します。

【休館日】

夏季・冬季休暇（8 月中旬、年末年始）、日曜日、祝日、入学試験日、その他館長が認めた日。休館日や開館時間の変更は、ホームページや掲示等でお知らせします。

【利用上の注意】

- ・館内には筆記用具、教科書・ノート類、ノートパソコン、貴重品のみ持ち込めます。かばん類は持ち込まず所定の場所に置きましょう。
- ・館内では静かにしましょう。また、他者の迷惑になるような行為は慎んでください。
- ・館内への食べ物の持ち込み・喫食は禁止です。ただし、密閉できる容器に入った飲み物に限り、持ち込んで飲むことは可能です。その際は、机や資料を汚さないようにして下さい。
- ・館内でのスマートフォン等での通話は控えてください。
- ・著作権法に抵触するおそれがあるため、館内でのスマートフォン等による撮影は禁止します。資料の複写は設置のコピー機を利用してください。
- ・館内の電源コンセントの私的使用（携帯機器の充電など）はできません。
- ・図書館の資料は丁寧に扱い、書き込み・切り抜きなどはやめましょう。
- ・貸出手続きを行っていない資料は、館外へ持ち出すことはできません。
- ・図書館所蔵の資料を紛失・汚損した場合は現物弁償となります。
- ・資料を延滞した場合は、ペナルティが生じ、返却した当日の貸出が停止となります。

【所持品の管理】

- ・図書館には、リュックサック等かばん類の持ち込みはできません。
- ・図書館専用ロッカー（コインリターン式。開館時間内のみ利用可）もしくは自分のロッカーを利用してください。

【貸出・延長手続き】

貸出・返却・各種手続きは、サービスカウンターで行います。

- ・借りたい資料と一緒に学生証を提示してください。学生証を忘れた場合、図書の貸出はできません。延滞図書がある場合も、新たな図書の貸出はできません。
- ・禁帯出資料（赤いシールのある図書、雑誌、参考資料など）、視聴覚資料等の貸出はできません。館内で利用してください。
- ・貸出期間の延長が可能です。返却期間内に延長したい資料を持参し、学生証を添えて提出してください。他の利用

者からの予約がなければ、延長して利用することができます。

貸出種別	冊数	貸出期間	延長	備考
通常貸出	5冊まで	2週間	1回（2週間）	—
特別貸出 A	5冊まで	30日程度（別途掲示します）	不可	夏期・冬期・春期特別休暇時対象。
特別貸出 B	5冊まで	帰校日まで	1回	実習期間中の貸出
卒業研究貸出	5冊まで	30日間	不可	通常貸出との同時利用可能。卒業研究中の学生対象。担当教員の許可が必要です。
ゼミナール貸出	5冊まで	30日間	不可	通常貸出との同時利用可能。担当教員の許可が必要です。

※卒業研究貸出し、ゼミナール貸出のみ通常貸出との同時利用が可能です。

【返却】

- ・開館時間中の返却手続きはサービスカウンターで行ってください。利用時間外の返却は、図書館前の返却ポストへ行ってください。

【予約・取り寄せ】

- ・利用したい図書が貸出中の場合、予約することができます。希望する方はサービスカウンターへ申し出てください。貸出可能となりましたら掲示等でお知らせします。受け取り期間は1週間です。

【購入希望】

- ・探している資料が図書館に無い場合、「購入希望図書申込用紙」に必要事項を記入の上、サービスカウンターで申し込んでください。

【図書館相互利用サービス】

図書館相互利用サービスとは、本学図書館を通じて他大学図書館や他機関の図書資源を利用できるサービスのことで

次のようなことができます。

- ・他大学図書館を訪ねて利用する
- ・他大学図書館や他機関所蔵の図書現物を借り受ける
- ・他大学図書館等が所蔵する資料の一部のコピーを有料で取り寄せる

他大学図書館を訪問したい方は、利用方法について説明しますのでサービスカウンターに相談してください。

他大学図書館等の資料を取り寄せて利用したい方は、「文献複写・相互貸借申込書」に必要事項を記入し、求める図書・論文等の書誌事項を調べてからサービスカウンターに相談してください。

【レファレンス】

レファレンスとは、調査や研究の資料探しのサポートをするサービスのことで

次のようなことができますので、利用したい方はサービスカウンターに相談してください。

- ・所蔵資料の探し方の相談
- ・データベース等、図書館で提供しているサービスの利用方法についての相談
- ・他の大学図書館への「利用願」（紹介状）の発行などの相談
- ・その他、図書館利用全般についての相談

8) 学生ロッカー

在学中は、学生のみなさんに個人ロッカーを貸与します。

使用上の注意事項

- ①ロッカーは、常に施錠してください。現金・貴重品はロッカーには入れず、必ず身につけてください。
- ②夏期休暇、冬期休暇などの長期休暇中は、ロッカー内の物は、持ち帰ってください。
- ③ロッカーは入学時割り当てられた場所以外は使用することはできません。
- ④ロッカーを破損したときはただちに事務局に申し出てください。
- ⑤卒業時には、必ず所定の期日（掲示）までに私物を持ち帰り、清掃をしてください。所定の期日を過ぎたときは、私物が残っていても処分するので注意してください。

9) 通学上の注意点

(1) 自転車通学について

自転車は、人や車両の通行の妨げとならないように、各キャンパス敷地内の指定駐輪場を利用し、自転車本体の鍵の他、チェーン等でしっかりと鍵をかけるようにしてください。また、自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっています。以下の交通ルールを守り、安全に走行しましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外 【罰則】3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金
例外：歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行するときや、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性があるときなど、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。
2. 車道は左側通行
平成25年6月14日公布、12月1日に施行の「改正道路交通法」により、「自転車等軽車両が通行できる路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯」に限定されました。
【罰則】3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金
3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
歩行者の通行を妨げるようなときは一時停止しなければなりません。
【罰則】2万円以下の罰金または料料
4. 安全ルールを守る
・飲酒運転 【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金（酒酔いのとき）
・二人乗り 【罰則】2万円以下の罰金または料料
・並進の禁止 【罰則】2万円以下の罰金または料料
・夜間はライト点灯 無灯火 【罰則】5万円以下の罰金
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

※キャンパスへの車通学及び近隣商業施設等への迷惑駐車は厳禁です。

学生の自家用車での通学は禁止しています。近隣での無断駐車は絶対やめましょう。

(2) 公共交通機関での通学

通学定期券の購入について

通学定期券は、現住所の最寄りの駅から本学の最寄り駅までの最短区間で、通学の目的に限り購入できるものです。購入に際して必要となる書類については、以下のとおりです。

交通機関	必要書類
JR（鉄道・バス） 市営交通（地下鉄・電車）	学生証 裏面に住所を記載 （記載内容に変更が生じたときは、事務局に申し出てください）
中央バス	中央バス所定の定期券購入申込書 学生証

* 通学定期券によって乗車するときには、必ず、学生証を携帯し、関係職員の提示の指示があったときは、すみやかに応じてください。

* 通学定期券は適正に使用してください。不正使用は、本学学則の定めに基づき処分の対象となります。

* どのような手段での通学であれ、途上で何らかの事故を起こす、あるいは事故にあった場合は、大学事務局にお知らせください。

10) 学生旅客運賃割引証（学割証）・学生団体割引

(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）

学生旅客運賃割引証（学割証）は、学生の修学に伴う経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度です。趣旨を十分に理解し、正しく使用してください。

旅客鉄道株式会社（JR 各社）の運賃が割引になります。利用できるのは片道 100km を超える区間で以下の使用目的のとき、普通乗車券が対象で、2 割引きで購入できます。

〈使用目的〉

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職または進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

〈有効期限〉

発行日から 3 ヶ月

* 他人への譲渡、他人名義の証明書の使用等、不正利用しないでください。

(2) 学生団体割引

課外活動等、8 人以上の団体とその付添い人（本学教員）で構成された団体で、JR 各社路線を利用するときは、運賃が 5 割引（付添人は 3 割引）になります。JR みどりの窓口等に用意されている「団体旅行申込書」と名簿（書式自由）を添付のうえ、事務局に団体割引申込書を申し込み後、所定の手続きを行ってください。

11) 学外活動

(1) 課外活動（サークル・部活動）

学生が主体的に考え、活動する課外活動（学内団体、いわゆるサークル・部活動）には、正課授業では得ることのできない多くの意義があります。

学内団体を設立するときや、学内団体が活動しようとするときは、届出等の所定の手続きが必要となりますので、事務局に申し出てください。なお、詳細は巻末の学内団体規程も参照してください。

(2) ボランティア活動

ボランティア活動は、自発的な意思に基づく、自主的な活動であり、近年市民活動として広がり、その内容も多様化しています。ボランティア活動に興味を持ち、取り組もうと考えている学生のみなさんは、ボランティア活動を意義あるものにするため以下の事に注意してください。

《注意事項》

- ①ボランティア活動を開始する前には、ボランティア団体の代表者等から、活動の目的・内容など、活動の趣旨等について説明を受け十分に納得してから参加するようにしてください。
- ②ボランティア活動をする際は、学業や学内団体活動と両立が可能かどうかを十分検討することが不可欠です。自分の生活や学業に負担になるような活動は継続が困難で、学生生活全般の充実にも影響します。
- ③個人的にボランティア活動をするときは、緊急時の連絡や対処方法など、家族などと十分話し合っておきましょう。
- ④万一の事故に備えて、ボランティア活動保険（「傷害保険」、「賠償責任保険」）に加入しておきましょう。ボランティア活動保険加入は、最寄りの社会福祉協議会で受け付けています。

(3) アルバイトについて

経済的理由などで、アルバイトが必要なときは、学業に支障がないように、計画的に無理のない範囲で行ってください。

本学に求人があったときは、求人票を掲示しますので活用してください。

なお、求人情報誌などで探す際には、法令に違反するもの、学生のアルバイトとして不適当なものは行わないように注意してください。また、「最低賃金以下である」、「法律で定められている休憩時間を与えない」、「やめさせてもらえない」などのブラックバイトには気をつけてください。

12) 授業料の納付について

授業料は、休学等の理由を除き、在籍する学生には等しく納める義務が課せられています。正当な理由なく授業料を滞納したときには、除籍処分を受けることがありますので、各期の納付期限に遅れないように注意してください。

保健医療学部	前期	後期	総合福祉学部	前期	後期
授業料	750,000 円	750,000 円	授業料	500,000 円	500,000 円
施設費	50,000 円	50,000 円	施設費	—	—
納付期限	前年度の3月末日	9月15日	納付期限	前年度の3月末日	9月15日

*「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免申請中の場合は認定通知のときまで納付期限を猶予することがあります。

*新入生については、入学手続き時に前期授業料の納付が完了してなければなりません。

*家計の急変などの事情のため、所定の期日までに納付できないときは「授業料延納願」を事務局法人グループまで提出し、学長の許可を得てください。

ただし、4年生の場合の期日は上記と異なりますので、事務局にご相談ください。延納の期日については、前期は7月15日、後期は1月15日となります。

*納付期限が、土・日・祝日に該当するときは、翌営業日が納付期限となります。

13) 特待生制度

日本医療大学 特待生制度

対 象	一般選抜および大学入学共通テスト利用選抜において合格した者の中から、優秀な成績をもって本学に入学する者
人 数	各学科若干名
給 付 金 額	授業料の2分の1相当額 ※返済義務なし
給 付 期 間	入学後1年間
給 付 方 法	前期および後期に分割し給付する ※後期の給付金については、前期の学業成績により給付しないことがある
他との併用	併用可能

14) 奨学金制度

奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構のほか、地方公共団体および民間育英事業団による制度などがあります。本学を經由して募集するものについては、掲示板に提示します。団体が直接、募集するものもありますので、関心がある学生は、団体のホームページや問い合わせなどで確認してください。

(1) 日本学生支援機構奨学金

〈募集内容〉

			給付（返還不要）	貸与（返還必要）		
			給付型奨学金（月額）	第一種奨学金（月額） ※給付型奨学金と併せて受ける場合	第一種奨学金（月額）	第二種奨学金（月額）
貸与額	自宅通学	第Ⅰ区分（3／3）	38,300 円	0 円	20,000 円～ 54,000 円	20,000 円～ 120,000 円 （10,000 円刻み）
		第Ⅱ区分（2／3）	25,600 円	0 円		
		第Ⅲ区分（1／3）	12,800 円	21,700 円		
	自宅外通学	第Ⅰ区分（3／3）	75,800 円	0 円	20,000 円～ 64,000 円	
		第Ⅱ区分（2／3）	50,600 円	0 円		
		第Ⅲ区分（1／3）	25,300 円	19,200 円		
利息				無利子		有利子
対象者			学力基準及び家計基準を満たす場合に支給される	特に優れた学生で経済的理由により著しく就学困難な者		第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者

授業料減免（給付型奨学金と併せて申し込みが必要）

授業料減免上限額（年額）	
第Ⅰ区分（3／3）	700,000 円
第Ⅱ区分（2／3）	466,700 円
第Ⅲ区分（1／3）	233,400 円

〈募集時期〉

毎年、年度当初に募集します。

〈採用〉

奨学生に採用された学生は、出願から2~3ヵ月後に本人に奨学生証が交付されます。なお、採用には上限がありますので、採用基準に合致したときでも採用されないことがあります。採用後は毎年継続の手続が必要です。

〈届出〉

奨学生が休学、復学、退学、氏名変更、住所変更、保証人の変更等に該当するときは、または、辞退や月額変更（第二種のみ）を希望するときには、すみやかに事務局に届け出てください。

〈在学採用者〉

高校在学中に予約採用として決定している学生は、入学後「進学届」の手続きが必要になります。手続きについては、随時案内をしますので、掲示板を確認してください。手続きをしなかったときには、奨学生の資格を失いますので注意してください。

〈高校等在学中に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた〉

高校等在学中に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた学生は、入学後至急、事務局に「在学届」を提出してください。「在学届」の提出により大学在学中は返済が猶予されます。

(2) 地方公共団体および民間育英事業団奨学金

- ・札幌市奨学金制度（札幌市教育委員会）
 - ・北海道看護職員養成修学資金
 - ・日本看護協会による奨学金制度
 - ・各市町村による奨学金制度
 - ・各病院による奨学金制度
- ※学科、専攻により該当しない奨学金もあります。

15) 表彰制度

日本医療大学学則第40条により、学生として表彰に値する行為があった者は、表彰する制度があります。

16) 学生総合補償制度

学生みなさんが、安心して学生生活を送るためには、不慮の事故による自身の傷害および第三者への賠償責任について、十分に備えておくことが不可欠です。本学では、そのようなときの補償制度として、学生みなさんは、入学時及び年度毎に学生総合補償制度「Will」に加入していただいています。

「Will」は、「一般社団法人日本看護学校協議会共済会」が契約者となり、東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となっている、学生のための総合補償制度です。

補償概要は、「自身のケガへの補償」、「第三者に対する賠償責任への補償」、「実習中の感染事故予防の補償」、「共済制度」です。

補償内容は、加入している保険のタイプによって異なります。約款やしおりなどをよく読んで、保険の補償内容を十分に理解しておください。不明なときは、事務局にご相談ください。

事故等が起きたときには、すみやかに事務局に申し出てください。

2. キャンパスルール・生活上の注意点

1) 喫煙・飲酒

20歳未満の飲酒や喫煙は法律で禁じられており、絶対にしてはいけません。また20歳以上であっても、キャンパス内での飲酒や喫煙は厳禁です。

《飲酒事故の防止について》

大学生活では飲酒の機会があることと思いますが、20歳未満の飲酒は法律で禁止されているので、絶対にしてはいけません。20歳以上であっても、次のことに注意して節度ある飲酒をしましょう。

- ・酒を飲めない人や20歳未満に飲酒を勧めない。
- ・「イッキ飲み」はしない、させない、「イッキ飲み」を強要するのは犯罪行為です。
- ・酔いすぎた人を放置せず、異常が見られたときは救急車を呼ぶ等の適切な処置をする。

2) 盗難等の事故防止

学内での私物の管理は自己責任です。万が一盗難に遭ったときは、すみやかに事務局に届け出てください。他人のロッカーを無断で開けたり、割り当てられていないロッカー室に侵入することは厳禁です。

3) 交通事故等の防止について

学生生活を送るにあたっては、常に本学の学生としての自覚を持ち、交通安全および事故防止には十分に注意をしましょう。万が一、交通事故の加害者や被害者になったときは、次の対応をすみやかにとってください。

(1) 交通事故が発生したとき

〈被害者のとき（事故に遭った）〉

- ・警察に連絡する。
- ・加害者の氏名、住所、連絡先、免許証番号、勤務先等をメモする。
- ・目撃者を見つけ、目撃者の氏名、住所、連絡先等をメモする。
- ・医療機関で受診をする。
- ・交通事故証明書の交付を受ける。

*登校後は、状況把握、保険事務、大学としての事後処理等がありますのでただちに事務局に申し出てください。

〈加害者のとき（交通事故を起こしたとき）〉

交通事故を起こしたときには、刑事上、行政上、民事上の責任が発生します。加害者は道路交通法により警察への報告義務があり、これに反したときは、5万円以下の罰金に処されます。交通規則を守り、責任ある行動をしてください。

- ・負傷者がいるときは、被害状況を確認し、まず負傷者の救護を行う。

救急車への連絡 ☎ 119

警察への連絡 ☎ 110

- ・警察にすみやかに連絡する。
- ・保険会社に連絡する。
- ・被害者に対しては誠実に対応する。

*事故発生後は、ただちに事故の状況等を事務局に報告してください。

(2) 歩行時の事故を防ごう

夜間に外出するときは、明るい服装を心掛けるとともに、夜光反射材を身に付ける等車などから目立つ服装にしましょう。

4) 携帯電話の使用に関するマナー

携帯電話は、公共の建物・交通機関等、使用が制限されているところがあります。周りの人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って使用しましょう。授業中の使用は禁止です。あらかじめ電源を切っておきましょう。

なお、校舎内における充電行為も禁止されています。

また、カメラ付き携帯電話の使用に当たっては、肖像権、著作権等、法に触れることもあるので注意が必要です。

(1) 肖像権とは

自分の写真を本人の了解なしに撮ったり使用されたりしない権利。本人の許可なく、自分の顔や姿を撮影・描写・公表されない権利のことです。

☆個人の写真を無断で撮影することはできません。個人の写真を撮影したいときは、本人の了承を得ることが必要です。

☆個人の写真を無断で使用することはできません。個人の写真を使いたいときは、本人の了解を得ることが必要です。

☆許可を得て撮影した写真でも、勝手に公表してはいけません。許可を得て撮影した写真を公開するときでも、写真に写っている人に、公開することについて許可を得なければ公開することはできません。

(2) 著作権

著作権とは著作者が著作物に対して持つ権利であり、著作物とは著作権法の中で「思想または感情を創作的に表現したもの」であり、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものと定義されています。文章、曲や歌詞、絵画、写真などはすべて著作権の対象となります。

5) 一人暮らしに関する注意事項

学生であっても市民の一人であり、一般市民としてのルールとマナーを守ることが必要です。また、実家を離れてアパート等に居住するときには、みなさんのちょっとした不注意が、大きなトラブルのもとになりかねません。快適な共同生活を送るためルールとマナーを守り、迷惑にならないよう十分注意しましょう。

○家賃の支払いを期限までに必ず済ませること。金融機関の口座から引き落としにしておく、払い忘れがなく便利です。他に水道代、光熱費なども口座引き落としが便利です。

○騒音に十分注意すること。

○指定日・指定場所以外にゴミを出さないこと。

○自動車、バイク等の不法な路上駐車はしないこと。

○日頃から防犯を意識して、貴重品の管理、施錠を忘れないようにする。

○長期間留守にするときには、管理人等に連絡をしておくこと。

6) 強盗、性犯罪防止

日本の治安は悪化の傾向にあり、特に女性が被害者になるケースが圧倒的に多いのが現実です。自分は大丈夫と過信せず日頃から十分注意しましょう。万が一犯罪や変質者に遭遇してしまったら、ただちに警察（110番）に通報しましょう。

○暗くなってから（特に深夜）の一人歩きはしない。暗い場所は避ける。

○危険な状況（場所）には近づかない。

○ヘッドフォン、イヤホンを使用し外界の音が聞こえない状態で歩かない。

○防犯ブザーを携帯する。

○特にひとり暮らしの学生は、施錠を怠らない。ドアチェーンを併用し、鍵を二重につける。

○2階でも窓は開けたままにしない（2階3階であろうとも侵入は簡単です）。

7) 薬物乱用

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外で使用する、または、医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。たとえ1回使用しただけでも乱用にあたります。

乱用される薬物は、覚せい剤、大麻、コカイン、シンナー、LSD、MDMA等があります。これらの薬物は、繰り返し使用したくなるという依存性を持っており、乱用の結果、知覚障害、幻覚、錯乱等の症状を起こし最終的には人格崩壊、死亡に至ります。

特にファッション性のあるMDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグ等も出回っており、これらも使用すれば薬物乱用になります。また危険ドラッグに含まれる物質の中には、規制の強化により、新たに麻薬に指定された物質もあります。

「気持ち良くなる」「かっこいい」「やせる」「違法ではない」等言葉巧みに誘われても、薬物は使用しない、誘惑には毅然と、きっぱり断ることが重要です。自分の人生を壊しかねない薬物には関わらないように十分注意してください。

8) 悪徳商法（詐欺）等

若者を狙った悪徳商法のトラブルが増えています。また、最近ではインターネットを悪用した新種の商法も登場し、ますます手口が巧妙になってきていますので、甘い言葉には十分注意してください。代表的な例に以下のようなものがあります。

○キャッチセールス

駅前や路上で「アンケートに答えて」と呼び止めて、商品やサービスの購入の契約をさせたり、営業所に連れて行かれたりする（例：エステティックサロン、映画、旅行、化粧品など）。

○アポイントメントセールス／電話勧誘販売

「あなたが選ばれました」「あなただけ特別です」等の誘い文句で電話やハガキで呼び出され、行ってみると高額な商品やサービスの購入の契約をさせられたりします（例：学習教材、資格講座、会員権など）。

○デート商法

携帯電話等の「出会い系」で知り合った異性からデートに誘われ、イベント会場でアクセサリー等を契約させられてしまう商法です。恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。

○資格商法

「〇〇資格を取れば就職に有利」等といった勧誘文句で資格講座や教材の契約をさせる商法です。

○ネットワーク利用の悪質商法（詐欺）

携帯電話やパソコンを利用した「架空請求詐欺」「フィッシング詐欺」「インターネットオークション詐欺」等が特に増加しています。自分の ID、パスワード等の管理に十分注意しましょう。

○自己啓発セミナー

知人や街頭で同年代の人から、「今の自分を変えられる」とセミナーに誘われ、激しい勧誘活動に従事させられたり、セミナー受講のために借金を強要されたりするときもあります。

○マルチ商法・マルチまがい商法（連鎖販売）

知人・友人から、うまい儲け話があると誘われて商品を購入し、被害に遭うケースが増加しています。人から人への組織を広げることから、ネットワークビジネスとも呼ばれ、最近ではインターネットなどでの勧誘も増えています。

【トラブル防止の対策】

- ・見知らぬ人からの呼び出しや路上でのアンケート・勧誘には応じない。
- ・むやみに住所・氏名・電話番号・パソコン／携帯電話のメールアドレスを教えない。
- ・曖昧な返事はしないで、いらぬときはきっぱり断る。
- ・相手のペースに巻き込まれないよう、スキを与えない。
- ・うかつに署名・押印をしない。
- ・契約はその場でせず、家族・友人等に相談のうえ慎重に判断する。
- ・契約するときは、納得できるまで説明を聞き、契約書の内容を十分確認する。

クーリング・オフ制度

セールスマンの巧みな言葉に乗せられてうっかり契約をしてしまったときに、申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

契約した日を含めて、訪問販売（キャッチセールスやアポイントメントセールス含む）や電話勧誘販売のときは 8 日以内、マルチ商法のときは 20 日以内に、内容証明郵便や配達記録（コピーをとっておくこと）で相手先に解約通知を出してください（当日消印有効）。

悪徳商法による被害等の相談窓口 ※すべて土曜・日曜・祝祭日休み

- ・北海道立消費生活センター 電話：050-7505-0999
- ・札幌市消費者センター 電話：011-728-2121
- ・訪問販売 110 番 電話：011-221-6192

9) 学生ローン・クレジットカード

手続きが簡単で、頭金もなく、いろいろ利用できるクレジットカードを利用する学生が増加しています。また、学生証だけで簡単にお金が借りられる学生ローンや消費者金融、いわゆる「サラ金」もあります。学生ローンや消費者金融は利息も高く、予想外の請求を受け返済不能となり、学生生活はもちろん、家族までも破滅させる結果を招く恐れがあります。学生ローン・サラ金には絶対手を出さないこと。クレジットカードの使用にあたっては、無理なく返済できるよう計画的に利用することが重要です。

10) カルト

カルトとは、若者を洗脳し、お金を集める、マインドコントロールによって意のままに操る等、反社会的な活動全般を示します。カルト団体は、サークル活動と称して学生を勧誘する、友人との食事会に突然友人の知り合いと称して参加し勧誘する等、その方法は巧妙で正体を隠して行われます。

学生の心の隙間に入り込み、学生生活に支障をきたすようなことがおきます。決してカルトへの誘いには乗らないようにしましょう。最近は SNS でそうしたカルトの HP やサイトに誘い込まれ、個人情報を求めに応じて提供してしまい、しつこく勧誘されることも起こっています。のめりこむ前に、学生担任などに相談をしましょう。

11) 犯罪等から身を守るために

防犯の基本は、自分の情報（住所、電話番号、メールアドレス、金融口座の口座番号、クレジットカード番号等）を不特定多数に知られないようにすることです。また、郵便物や宅配便の伝票、銀行や郵便局の利用明細等にも個人情報が多く含まれていますので、郵便受けには鍵をかける、これらを捨てる際には、個人が特定されないように細かくちぎって捨てる、シュレッダーにかけるなどの日頃の注意が必要です。

日本医療大学の学生の懲戒処分について

【日本医療大学学生の懲戒等に関する規程 ～抜粋～】

（懲戒等処分該当行為）

第4条 懲戒等の処分は、次の各号のいずれかに該当する行為があったときに行う。

- (1) 学生の学修及び教職員の教育研究及び職務執行等、本学としての不可欠な活動を妨害する行為。
- (2) 本学の定期試験及びその他の試験における不正行為。
- (3) 犯罪行為に関わり、本学の名誉を著しく失墜させた行為。
- (4) その他本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為。

（懲戒の種類）

第5条 懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失う。
- (2) 停学 ア 無期停学：3月を超える期間の登校を禁止。
イ 有期停学：1週間以上3月以下の期間の登校を禁止。
- (3) 戒告 文書による戒告を行い、奉仕活動等を課す。

2 停学期間が1月を超える場合は、在学年限に算入しない。

第5条の2 本規程におけるその他の教育的措置の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 訓告 教育的措置の一環として学生の本分についての反省を促すため、文書により指導を行う。
- (2) 嚴重注意 教育的措置の一環として学生の本分についての反省を促すため、口頭により指導を行う。

（処分該当行為の通報）

第6条 本学教職員は、処分該当行為発生の場合、直ちに学生・教員サポートグループに通報する。

（調査報告）

第7条 前条により通報を受けた大学事務局は、速やかに該当行為を調査し、その結果を学生委員会委員長又は教務委員会委員長を経て委員会に報告する。

〈中略〉

（弁 明）

第9条 委員会は、処分該当行為と思われる行為を審議する場合、対象となる学生に次の各号のいずれかによる弁明の機会を与える。又、弁明の際に必要な証拠（証人による証明を含む）の提出を求めることもできる。ただし、正当な理由なく弁明の日時に欠席したときは、当該権利を放棄したものとみなす。

- (1) 口頭による弁明。
- (2) 文書による弁明。

（懲戒内定等）

第10条 委員会が、懲戒処分相当と決定した場合には、懲戒処分案を学長に提出し学長は教授会に意見を求める。

（懲戒の執行）

第11条 学長は、懲戒処分相当と決定した場合には、速やかに当該学生及びその保証人に対して、懲戒処分決定通知書を交付し、懲戒処分を行う。

（その他の教育的措置の執行）

第11条の2 学科長は、委員会がその他の教育的措置相当と決定した場合には、速やかに当該学生にその他の教育的措置を行う。

（懲戒の発効）

第12条 懲戒処分発効日は、当該処分学生及びその保証人のいずれかが、懲戒処分決定通知書を受領した翌日とする。ただし、懲戒処分の期間が定期試験の期間と重なる等、当該処分学生に著しく不利益を与える場合、別に発効日を指定することができる。

（再審査請求）

第13条 懲戒等の処分の決定を受けた学生は、事実誤認・新事実の発見その他正当な理由がある場合には、必要な証拠（証人による証明を含む）を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。ただし、再審査請求は、懲戒処分発効日から2週間以内とする。

（再審査）

第14条 再審査については、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長は、前条の請求を受理した場合、再審査の可否につき、直近の教授会に意見を求める。
- (2) 学長は、再審査を可と決定した場合には、直ちに委員会に対し、再審査を指示する。
- (3) 学長は、再審査を否と決定した場合には、文書により当該学生に通知する。
- (4) 再審査の請求は、懲戒等の処分の効力を妨げない。
- (5) 再審査の手続きは、本規程の第8条から第10条までを準用する。

別 紙

区分	対象となる行為	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、窃盗、詐欺、器物損壊等の犯罪行為、その他の迷惑行為	退学、停学又は戒告
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	性犯罪行為（わいせつ行為、痴漢行為、盗撮行為その他の迷惑行為を含む）	退学、停学又は戒告
	SNS等インターネット上、又は紙面上での違法、不適切な書込、投稿等	退学、停学又は戒告
	コンピュータまたはネットワークの不正使用	退学、停学又は戒告
交通事故	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が無免許や飲酒運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が過失の場合	退学、停学又は戒告
	無免許、飲酒、暴走等の運転、飲酒運転の帮助行為等の悪質な交通法規違反	退学、停学又は戒告
学内の不正行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物等への不法侵入及び不正使用、占拠、汚損等	退学、停学又は戒告
	授業妨害に当たる行為	停学又は戒告
	虚偽の申請等の行為	停学又は戒告
	試験における不正行為	停学又は戒告
その他	飲酒の強要	退学、停学又は戒告
	20歳未満の飲酒又は喫煙、禁煙指定区域内での喫煙	停学又は戒告
	ハラスメント、暴言、その他人権を侵害する行為	退学、停学又は戒告
	個人情報等の故意又は過失による漏洩	退学、停学又は戒告
	論文やデータのねつ造、改ざん又は盗用等の行為	退学、停学又は戒告

3. SNS の利用に関して

本学では以下のように SNS の利用に関するガイドラインを作成しています。

日本医療大学 SNS に関するガイドライン

SNS (Social Networking Service) とは、社会ネットワークをインターネット上に構築する一連のサービスの事です。具体的にはツイッター (Twitter)、フェイスブック (Facebook)、インスタグラム、LINE、YouTube (ユーチューブ) 等の総称です。

自分のプロフィールや写真の限定的公開、互いにメールアドレスを知られることなくメッセージを送信する、友人を登録するアドレス帳や友人に別の友人を紹介する、趣味や地域などテーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティの構築等、その機能は多様で、しかも日々進化しています。

利便性は高まる一方ですが、扱いを間違えると、一生を左右しかねない、思わぬ困難も引き起こします。

早期に問題やリスクに気づき、予期せぬトラブルに巻き込まれないようにするために、学生委員会では SNS に関するガイドラインを作成しました。

SNS の利用に際しての確認事項

事前の認識

SNS の利用は、「友達設定」「リンク設定」「フォロー」など、他者による招待から情報のやりとりが始まる場合が多くありますが、そのような誘いがあった場合、それを安易に受け入れる前に、その利用がどのような影響を生み出すか、好ましい結果や失敗の事例などを良く認知してから、慎重に対応しましょう。

望まれる態度

SNS に参加するならば、良識ある態度で臨むとともに、そのメディアに対して何らかの貢献ができるよう心がけます。建設的な議論を乗っ取る、自分や自分の所属する組織の宣伝に利用するなどは、貢献とは異なる態度です。これらの行為は他の参加者からネガティブに受け取られ、Web サイトや参加者のグループから追放される、あるいは炎上して批判にさらされることが起こります。

ある特定の話題に対して気分を害した、あるいは怒りを覚えたとしても、その話題について冷静に考えられるようになるまで投稿するのを控えましょう。一時の感情で発言するのは大変危険です。判断に迷う時には、一般的に公の場で、人に聞かれても差しさわりのない情報であるか、あるいは快く共有できる情報であるかを、発信の基準にするようにします。

発信内容の影響についての自覚

真にプライベートな SNS は存在しません。発信したコメントは、転送される可能性や、コピーされる可能性があります。発言を削除した後でも、アーカイブシステム (履歴システム) は情報を保存し続けます。検索サイトでは、一度発信された情報や画像は探し当てることができ、これをデジタル・タトゥー (電子的入れ墨) といいます。

つまり、Web 上での発言には、半永久的な責任を持たねばなりません。そのためには、著作権の侵害や登録商標の無断使用、特定の誰かへの誹謗中傷、暴力的な表現やいせつな言葉を使用しない等、多くの留意が必要です。その留意を怠ったデジタル・タトゥーは、専門職に就き責任のある立場となった時、不測の不利益をもたらすかもしれません。

就職活動において、入職を希望する病院や施設では、雇用希望者を Web 検索することが増えています。人事採用担当者の 37.7% が、採用候補者の SNS を検索しています (JOBPASS 就活ニュース 2016)。不注意な過去の発言や写真・映像が、数年後の自分自身を困らせることがないよう、今この瞬間から細心の注意が必要です。

利用時の留意点

【守秘義務を常に留意すること】

日本医療大学に所属する学生は、医療関係者を目指しています。解剖等の授業や実習中に知り得た事項は、すべて

守秘義務の対象となっているため、それらの情報を SNS で発言してはいけません。以下の事例は、外に知られることがないと考えて発信したのですが、結果的に第三者に知られることとなり、関係者や関係機関に多大な迷惑をかけることになりました。

- ・実習先が判明する場所で記念写真を撮影、Instagram で発信する
- ・誰にも知られないと思い、Instagram のストーリーを使って、実習先の悪口や患者を貶める会話で友人と盛り上がる
- ・フォロワーに向けて、大学や教職員の名誉を棄損する嘘の情報を発信する

将来、病院や施設に就職した場合、もし無断で入院患者を撮影し、ネガティブなコメント付きで何らかの SNS にアップした場合、法律的には、肖像権の侵害、プライバシーの侵害、コメントは人格権の侵害や名誉毀損が成立することになりますが、患者情報が含まれているならそれは職場での秘密保持義務違反となります。そして何より就業規則違反であるため、極めて厳しい懲戒処分の対象となります。

まだ学生だから赦されるのではないか、という安易な判断は、今すぐ捨て、将来の医療関係者としての自覚を、常に自らに問うことが大切です。

【他人や自分のプライバシー保護に注意する】

SNS 上で、本人の許可なく他人のプライバシーを公表するようなことをしてはいけません。またあなた自身のプライバシーであっても、公共の場では恥ずべきこととして口にしないことは、SNS でも情報発信してはいけません。

- ・他人や自分のカンニング、万引きなどの違法行為をおもしろおかしく発信する
- ・有名人をこの病院で見た、あの人が入院しているのを知っているなどと自慢する
- ・裸の自撮りした写真を投稿する

【誤った情報の発信に気をつける】

発信する前に、その内容に虚偽がないことを確かめることが重要です。情報源に照らし合わせ、真偽を検証するのです。虚偽の情報の発信元にあなたがなった場合、匿名であっても、誰か別の人になり済ましたとしても、追跡ツールを用いれば、誰が発言を行ったか特定することが可能です。

しかし、もし誤った情報を発信してしまったことに気づいた場合、それを認め、いち早く訂正することが肝心です。先に掲載した情報自体を修正するのではなく、修正以前の古い情報をそのまま保持し、訂正した情報を明記するほうが賢明です。

- ・あの銀行や会社がつぶれそうである、などの根も葉もない噂を発信する
- ・ニュースに出ていたあの事件の関係者であるなどと無関係の人の写真をアップする

【自分を守るために】

自分自身を偽らない一方で、他人のアカウントを奪う「なり済まし」に自分のアカウントを悪用されないためにも、個人情報やむやみに公開してはいけません。自分の家の住所や電話番号は掲載しないことはもちろんですが、パスワードの更新も定期的に行いましょう。

- ・忘れないようにパスワードは電話番号の下 4 桁を使用しています、などと発信
- ・認知度の高い建造物が映り込んだ自宅の写真をアップし、住所を GPS 検索される

【結局はあなた自身の人間力が試されます】

他民族や種々のマイノリティへの中傷や、個人を標的にした侮辱やわいせつな発言、そして、常識的に他者に受け入れられないような行為への加担に関する発信、政治思想や宗教といった繊細な問題への偏った意見は、決して発信しないか極力発信は避けましょう。

人間性を疑われるような発信は、あなた自身への厳しい評価となって還ってきます。

- ・近隣諸国に関連するヘイトスピーチを繰り返し発信する
- ・LGBT の方たちや、障がい者を揶揄するような書き込みをする

以上の留意点をもし失念し、不適切な書き込みや投稿で、他者の人権を阻害する、大学の名誉を傷つける、医療職を目指す学生の本分を逸脱する等の行為が発覚して、それが事実であると確認された場合、日本医療大学では「日本医療大学学生の懲戒等に関する規程」によって、そうした行為を懲戒の対象とします。その際の標準的な処分は「退

学、停学または戒告」となっていることを、常に認知し、SNS の利用に関しては自らを律してください。

最後の最も重要な留意事項

本ガイドラインを他人事と捉えている皆さんに、最後のそして最も重要な留意事項をお伝えします。

違法な行為や学生の本分を逸脱した発信を受信した場合、安易な同意の返信や無批判な「いいね」をクリックすることはやめましょう。一緒に盛り上がった、あるいは次のより深刻な情報発信を誘発することになり、そのことが露見した場合、発信者の一名として名を連ねることにもなりかねません。SNS はそれを受信した側の倫理観で、不健康な内容の発信者に自省を促すことも、健康な利用へと誘導することも可能です。

また、何らかの告発によってことが露見したとしても、告発した者が誰なのかを突き止めようとする行為は絶対にしてはいけません。思い当たる相手に根拠のない嫌がらせや叱責を行った場合、それはハラスメント行為となり、さらなる学生懲戒処分の対象となります。

SNS 利用におけるリスク回避のための 10 項目

チェックリスト

- ✓ あなたのプロフィールや個人的な情報、写真を悪意のある他者に閲覧されないよう、限定的な公開やプライバシー保護の設定にして発信していますか？
- ✓ 友人だから、信じている人だからと安易に秘密の情報をやりとりしていませんか？
- ✓ 就職を希望している病院・施設の人事担当者が、インターネットであなたの名前を検索しても、知られたくないような不都合な情報や写真、動画は出てきませんか？
- ✓ 家族やあなたにとって大切な人間関係にある人が、あなたのことを、過去のあなたが SNS で公開した記事や写真、動画をもとに評価しても大丈夫ですか？
- ✓ SNS で、今発信しようとしているその情報は、他者の人格を貶め、他者の名誉を毀損するものではありませんか？
- ✓ SNS で発信した情報は、取り消すことが困難なデジタル・タトゥーとなることがあると知っていますか？
- ✓ 他者に関する写真や他者に関する情報を投稿する際、きちんとその本人やその情報の所有者に許可を取っていますか？
- ✓ あなたが使用する端末には、スパイウェアやインターネットウィルスからあなたの情報を保護するためのソフトがインストールされていますか？
- ✓ 大切なファイルを外に持ち出す場合、その記憶媒体にロックはかけてありますか？
- ✓ 日本医療大学では、規程に定められた学生の本分を逸脱する SNS 等への発信行為に対して、厳しい懲戒処分が定められていることを認識していますか？

4. 日本医療大学名を明示してインターネット上で情報発信する際の注意事項・遵守事項

- (1) 日本医療大学の名前が明示されたサイトやハッシュタグを立ち上げる場合、大学の許可が必要です。事務局にある申請書類を必ず提出してください。
- (2) 大学名を明示していない学内団体のサイトやハッシュタグを立ち上げる場合であっても、大学が特定される場合は同様の手続きが必要です。
- (3) サイトが個人のものであったとしても、日本医療大学の学生であることを名乗っている場合、サイトに書き込んだ内容について最終的に責任を持つのは本人ですが、大学の名誉を損なうような発信には留意してください。
- (4) 学内団体での利用に関しては必ずそのサイトの管理人を決めてください。不適切な発言が拡大しないように、発言やその内容を、管理人は定期的に監視します。サイトを保全するためには管理人の役割は重要ですから必ず責任を迫る者を選任し、申請時に届け出るようにしてください。
- (5) 管理人は、発信へのコメントを、閲覧し承認しなければ公開できないように設定しておきましょう。そうすることで、スパムコメントや攻撃的、あるいは無意味なコメントをする個人をブロックすることが可能になります。
- (6) サイトを運営する学生の卒業や学内団体の解散、あるいは継続が学生委員会に認められなかった場合は、そのサイトも継続は許可されません。また、関係する学生が全て卒業した後の放置されたままのサイトに関しては、大学の方でそのサイトを処理することになります。

5. キャンパス・ハラスメント

本学では、「日本医療大学ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントに対する日本医療大学の基本姿勢やハラスメント相談の手続き、ハラスメント防止委員会への苦情申し立ての方法、その後の委員会での対応や手続き、再発防止に関する必要な措置の流れが、「日本医療大学ハラスメントガイドライン」に以下のように示されています。

1) キャンパス・ハラスメントとは

(1)基本姿勢

本学は、ハラスメントが個人の尊厳と人格を傷つけ、教育及び研究、就学における環境や個人の権利等を侵害する行為であるという認識に立ち、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントによる被害が生じたときには、被害者の救済を第一に考え、公正かつ適切に対応します。

(2)適用範囲

本学の学生間、教職員との間に生じたハラスメントについては、学内・学外の出来事を問わず適用します。

(3)定義と事例

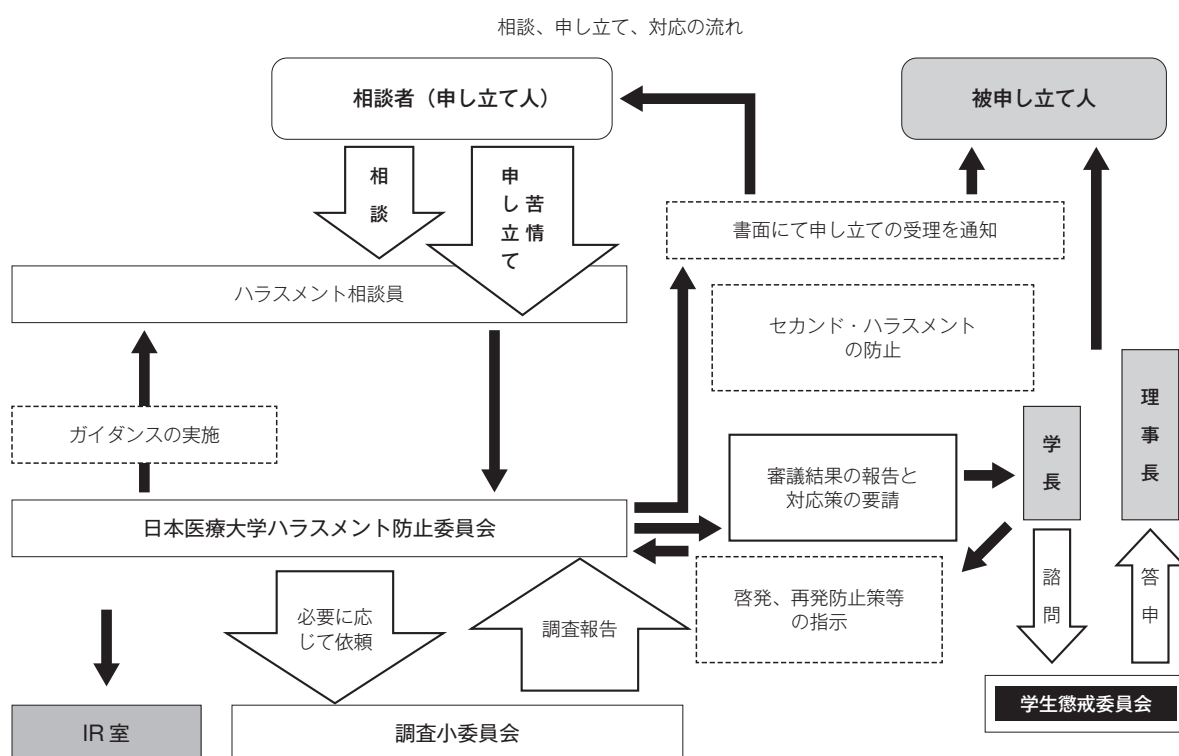
ハラスメントとは、教育及び研究、学修の場において、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や不快感、脅威を与え、個人の尊厳又は人格を侵害する言動をいいます。ハラスメントに該当するかどうかは、相手方との関係性や当該言動が行われた文脈や経緯、当該言動がどのような意味をもつか、相手方がどのようにそれを感じたか等、総合的かつ客観的な判断が必要となります。以下はその種別と定義、具体的な事例です。

セクシュアル・ハラスメント ・性的な冗談を繰り返す。 ・SNSで性的な噂を広める。 ・教職員などの立場を利用して、性的な誘いかけを行う。	行為者の意図にかかわらず、他者を不快にさせる性的な興味関心や性的欲求に基づく言動のほか、間接的な性差別的言動やセクシュアル・マイノリティ等に対する差別的な言動も含まれます。セクシュアル・ハラスメントは、異性間だけではなく同性間においても起こります。
アカデミック・ハラスメント ・指導の放棄 ・不公正な成績評価 ・一気飲みなどのアルコールの強要	研究の場や教育の場でのパワー・ハラスメントをアカデミック・ハラスメントとして分類しています。また学内団体の先輩等から受ける人権侵害もこれに含まれます。

他のハラスメント ・国籍、民族、人種、年齢、出自、心身の障がい及び傷病等の個人的な属性や状況を理由とする差別的な発言 ・ハラスメントの被害を相談・申し立てた者や、その関係者を批判するなどのセカンド・ハラスメント	上記以外の人権侵害
---	-----------

(4)ハラスメント相談員

本学の主なハラスメント相談員は、学生担任、保健室担当職員、事務局職員、その他学長が指名する教員となっています。被害の申し立ても受け付けてくれますので、一人で悩まずこれらのハラスメント相談員に相談しましょう。相談員には守秘義務が課せられていますが、申し立てがあった場合は、その解決を図るため、速やかに「日本医療大学ハラスメント防止委員会」で情報の共有が行われ、必要に応じて「調査小委員会」が設置されます。また、申し立て後、相談者やその関係者がセカンド・ハラスメントを受けないように留意をします。



6. 健康管理

心身ともに健康で充実した学生生活を送るためには、毎日の生活を整えるなど、自己管理が重要となります。本学では健康管理について次のような対応を行っています。

1) 定期健康診断

学生のみなさんの健康の保持増進を図ることを目的に学校保健安全法第6条に基づき、全学生を対象に、毎年1回、4月に定期健康診断を行います。

健康診断の内容は、内科検診、身長・体重測定、胸部エックス線検査、尿検査、血液検査です。医療職を目指す学生にとって、自分の身を守ると同時に、実習の対象者の安全を守るという観点からも、健康診断は重要です。

健康診断の結果は、後日、通知します。自身の健康状態を知って、自ら、健康管理に努めてください。結果によっては、精密検査や治療を必要とする場合があります。指示に従って受診をしてください。なお、これらの結果は、実習や就職活動に必要な健康診断証明証の資料となります。全員受ける必要があり、再発行はしませんので、紛失しないように注意してください。

2) 抗体価検査・予防接種（ワクチン接種）

本学では、入学時の定期健康診断の際に、全員に抗体価検査（採血検査）を行います。抗体価検査の項目は、水痘（みずぼうそう）、ムンプス（流行性耳下腺炎・おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、麻疹（はしか）の4種類と、B型肝炎です。

医療機関、老健施設、保育園などでの実習に臨むにあたり、全ての学生は、感染症から自分自身を守ると同時に自らが他者への感染源にならないようにする必要があります。

上記4種の小児期感染症は、他者に感染する可能性が高い疾患ですので、それぞれの抗体価が基準値に達していること、2回の予防接種を受けていることが実習を行うための要件となります。要件が満たなければ実習に行けなくなる場合もあります。

学生のみなさんは、感染症に対する自己の免疫を知り、免疫がないときは、予防接種を行い、抗体を獲得しておくことが必要です。検査の結果、基準値に達していなければ感染や発病のリスクが高くなりますので、感染予防対策に十分留意する必要があります。

予防接種については、感染予防の必要性、ワクチンの副作用などについて十分に理解し、実施するようにしてください。また、多種の予防接種を受けるときは接種間隔を要すること、同時に多くのワクチンを受けることができないことに注意してください。B型肝炎のワクチンは3回の接種が必要となります。このように注意すべきことがありますので、計画的に受け、実習に間に合うようにしてください。予防接種にかかる費用は自己負担です。なお、予防接種歴は実習において重要な情報となりますので、証明する書類などはしっかり保管してください。

小児期感染症以外の抗体価検査として、肝炎ウイルスであるHBV抗原・抗体の測定を行います。インフルエンザワクチンについては後述します。

3) 感染症に関する取り扱い

学校保健安全法では、集団感染するおそれのある感染症について出席停止期間が定められています。「学校感染症（P.24参照）」にかかった（疑いを含む）ときは、法令により出席停止になります。もちろん部活動・サークル活動もやめ、自宅で療養してください。また、すみやかに事務局に報告してください。

受診の際には、医師に診断書を記載してもらい、登校が可能になった際に、すみやかに事務局に提出してください。診断書には、休養加療期間を必ず明記してもらうようにしてください。なお、学校感染症による出席停止は、欠席扱いにはなりません。

※インフルエンザ（季節性および新型）

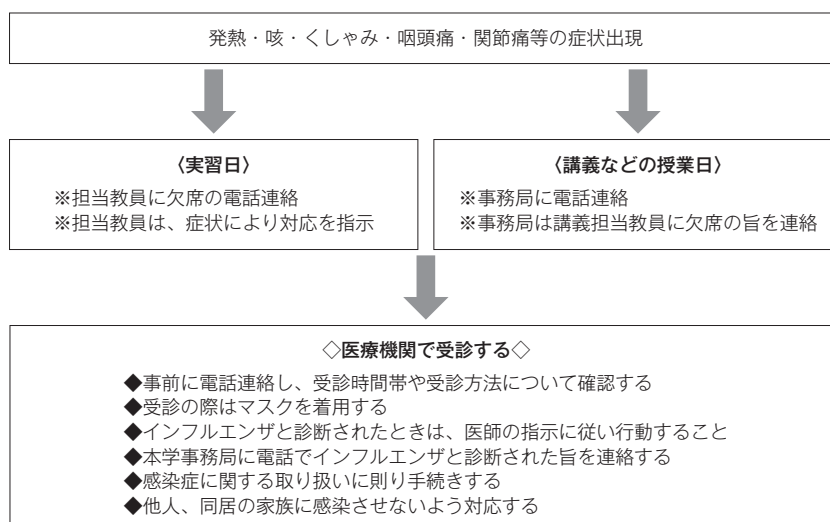
インフルエンザ流行期前に、ワクチン接種を行ってください。臨地実習施設によっては、ワクチン接種をしていない学生は実習ができないことがあります。ワクチンを接種しても、インフルエンザに罹患する場合があります。

予防対策の基本を徹底しましょう。

- ・外出後は、手洗い・うがいを行う。
- ・人ごみは避ける。
- ・マスクを購入・携帯し、必要時に着用する。咳エチケットを心がける。
- ・十分な休養・栄養をとり、体力や抵抗力を高める。
- ・インフルエンザの早期発見と健康管理の観点から、臨地実習中の学生は毎朝体温測定を行う。

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹患したときや、または疑われる症状があるときの対応

大学内および実習施設での感染拡大を防止するため、次のフローチャートに従って行動してください。



※実習中に、同居家族にインフルエンザ等の感染症が認められたときは、対応は実習先の取り決めに従うことになります。

4) その他

※被保険者証を手元に

病気やけがなどで医療機関を受診の際、健康保険証がないと受診にかかる費用は全額負担しなければなりません（後で手続きして返還可能ですが）。保護者から離れて生活するときには、「遠隔地被保険者証」または「遠隔地被扶養者証」の交付を受けてください。在学証明書をそえて、保護者が加入している保健機関に申請します。

※AED（自動体外式除細動器）

設置場所：1階 事務局受付、体育館入口前、3階 本部事務室受付

疾患名	抗体価基準値（EIA 法）
ムンプス（流行性耳下腺炎）	4.0 以上
水痘（水疱瘡）	4.0 以上
麻疹（はしか）	16.0 以上
風疹（3日はしか）	8.0 以上

感染症予防対策フローチャート【2021 年度から】

時期	費用	内容
入学前	個人負担	麻疹・風疹・流行性耳下腺炎(ムンプス)・水痘 小児期のワクチン接種回数(疾患ごとに確認) 2回 ↓ 入学前までに ワクチン接種実施の 「証明書類」「母子手帳」等 のコピーを大学に提出する 罹患した (疾患ごとに確認) ↓ 入学前までに1~2回のワクチン を接種し、ワクチン接種実施の 「証明書類」「母子手帳」等の コピーを大学に提出する ※1
		B型肝炎 ↓ 抗体価検査 ※3 陽性(本学の基準を満たす) B型肝炎 CLIA法 HBS抗体 10.0以上 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) B型肝炎 CLIA法 HBS抗体 10.0未満 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の 「証明書類」等の コピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価検査 陽性(本学の基準を満たす) ムンプス EIA法 4.0以上 水痘 IgG 8.0以上 風疹 16.0以上 麻疹 今すぐのワクチン接種は不要 1年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 (接種完了時期については学科ごと異なる) 6月末までに実施完了すること (重要) 陰性(本学の基準を満たさない) ムンプス EIA法 4.0未満 水痘 IgG 8.0未満 風疹 16.0未満 麻疹 6月末までにあと 2回のワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ 入学後の2回のワクチン接種実施の 「証明書類」等の コピーを保健室に提出する 提出期限は6月末日まで ↓ 2回のワクチン接種が未完了の場合 1年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 1年生で2回のワクチン接種が 完了していれば 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 ↓ あと1回のワクチン接種(任意) ※2 ↓ 追加接種をした場合は ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する
1年生(入学年度)	4月 定期健康診断	抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 終了 3年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 12月までに実施完了すること (重要) 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
2年生	4月 定期健康診断	抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
3年生	4月 定期健康診断	抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
4年生	4月 定期健康診断	抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可
		抗体価 確認検査 陽性(本学の基準を満たす) 今すぐのワクチン接種は不要 2年生以降の学内・学外実習に ○参加可能 陰性(本学の基準を満たさない) 12月中までに 1シリーズ(3回接種)の ワクチン接種が必要 下記注釈参照(☆、※2) ↓ ワクチン接種実施の「証明書類」等 のコピーを保健室に提出する 提出期限は12月末日まで ↓ 3回のワクチン接種が 未完了の場合 2年生の学内・学外実習に ×参加不可

※1	ワクチンを接種しない、もしくは、接種できない場合かかりつけ医に相談し、その旨を大学に報告する
★	同種類のワクチンを2回接種する場合は、1回目の接種から2回目の接種まで27日以上の間隔をおく必要があるので、6月中に2回の接種が完了するように、保健室や教員の指導の元、速やかに計画的に行動すること
☆	B型肝炎ワクチンは半年に渡り3回の接種が必要なので保健室や教員、医療機関の指導の元、計画的に接種完了すること
※2	ワクチンを接種しない、もしくは、接種できない場合、保健室または教員に相談し、対応を検討する
※3	B型肝炎ウィルスキャリアならワクチン接種対象外

【在学生の皆さん(2020 年度以前の入学生)】

2021 年度より感染症対策のフローチャートが変更となり全学科で統一されます。在学生の皆さんは上記フローチャートをみながら下記の対応をしてください

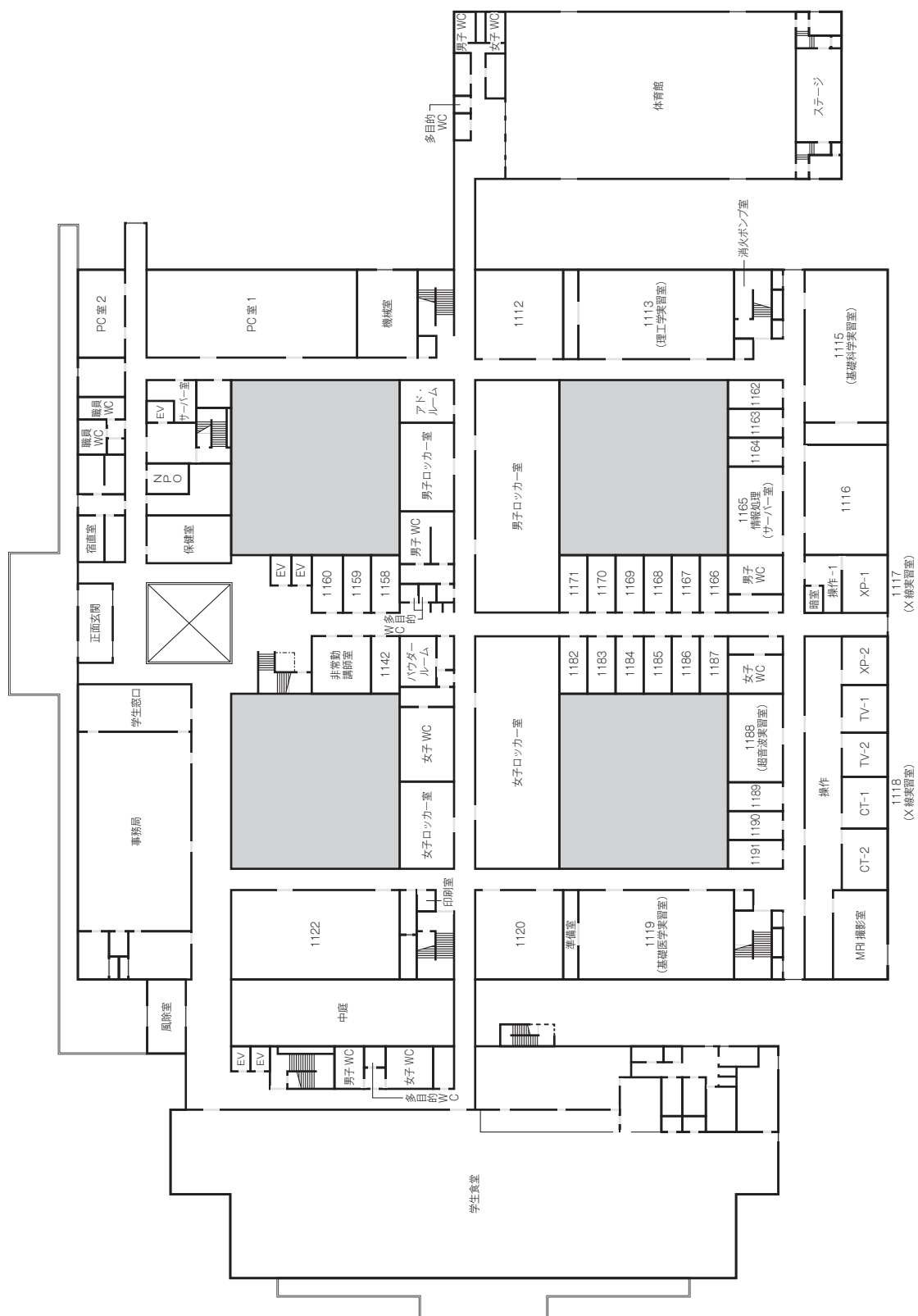
麻疹・風疹 ムンプス 水痘	①	2020年度までの入学生(在学生)は、本年度の抗体価を確認する
	②	本年度の抗体価が陰性の場合は、入学後のワクチン接種歴を確認し、2回目満の場合は、2回目まで接種を完了する
	③	②でワクチンを接種した場合、翌年の健康診断で抗体価の確認をし、それでも陰性の者はその年に任意で3回目のワクチン接種をする
	④	③④でワクチンを接種した場合はワクチンの接種証明書のコピーを保健室に提出する
B型肝炎	①	2020年度までの入学生(在学生)は、本年度の抗体価を確認する
	②	入学時の抗体価が陰性の場合、1クール(3回)のワクチンを接種する
	③	②でワクチンを接種した場合、翌年の健康診断で抗体価の確認をし、陰性の者はその年に追加でもう1クール(3回)のワクチン接種をする
	④	③④でワクチンを接種した場合はワクチンの接種証明書のコピーを保健室に提出する

本学の感染症予防対策フローチャートは「日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版」を考え方基本に作成しております。

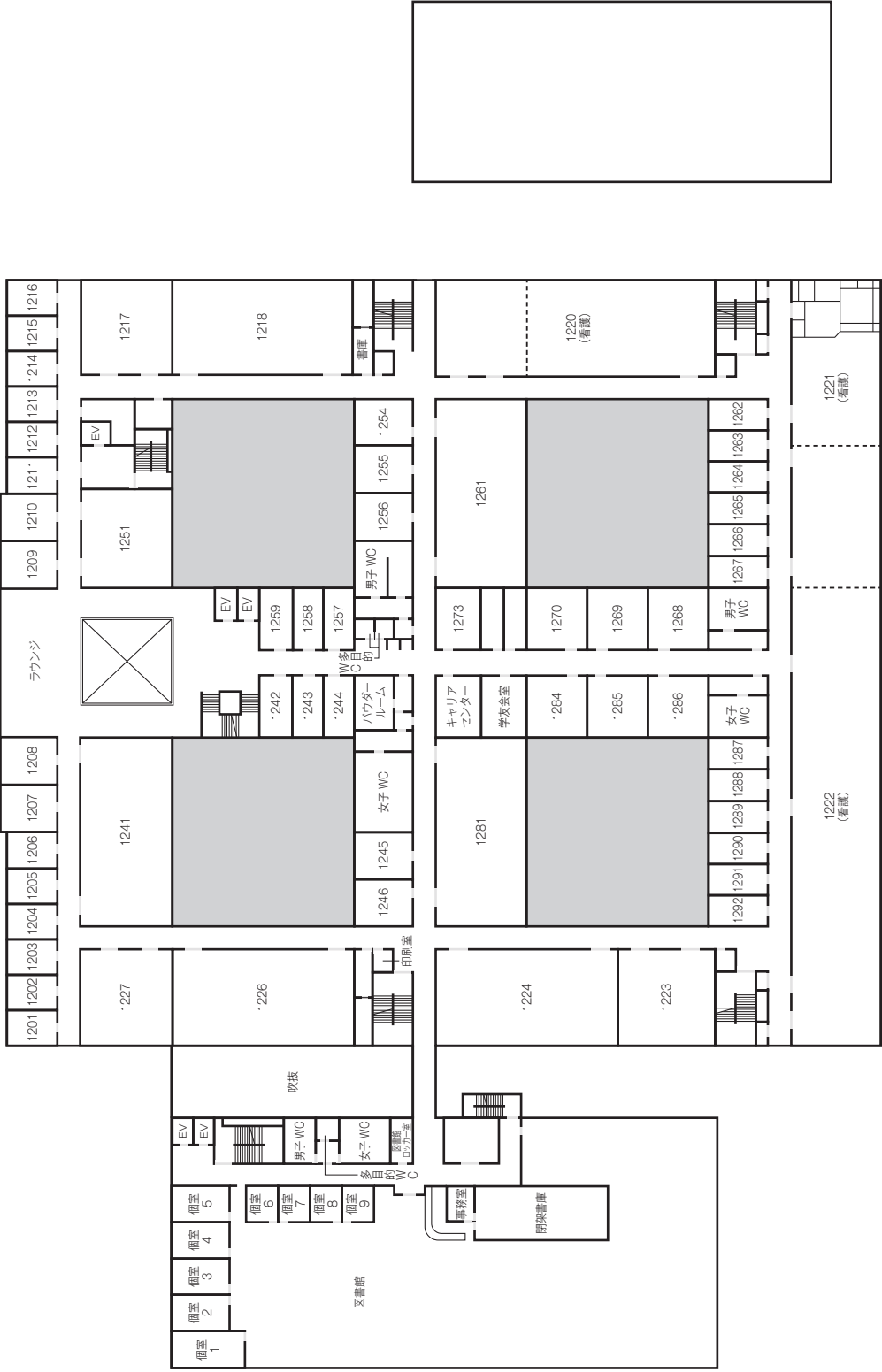
7. 校舎配置図

1) 月寒本キャンパス

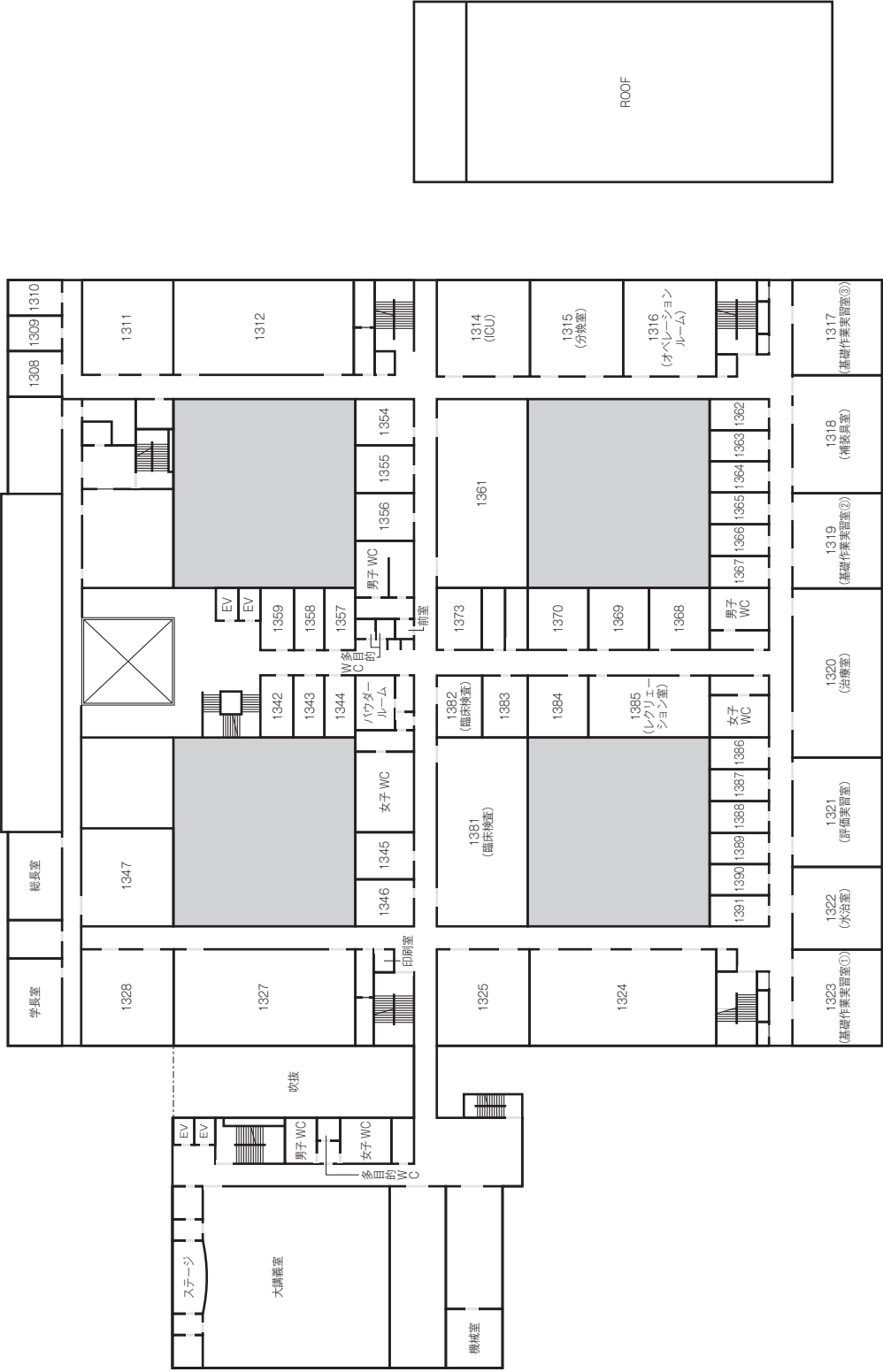
1 階平面図



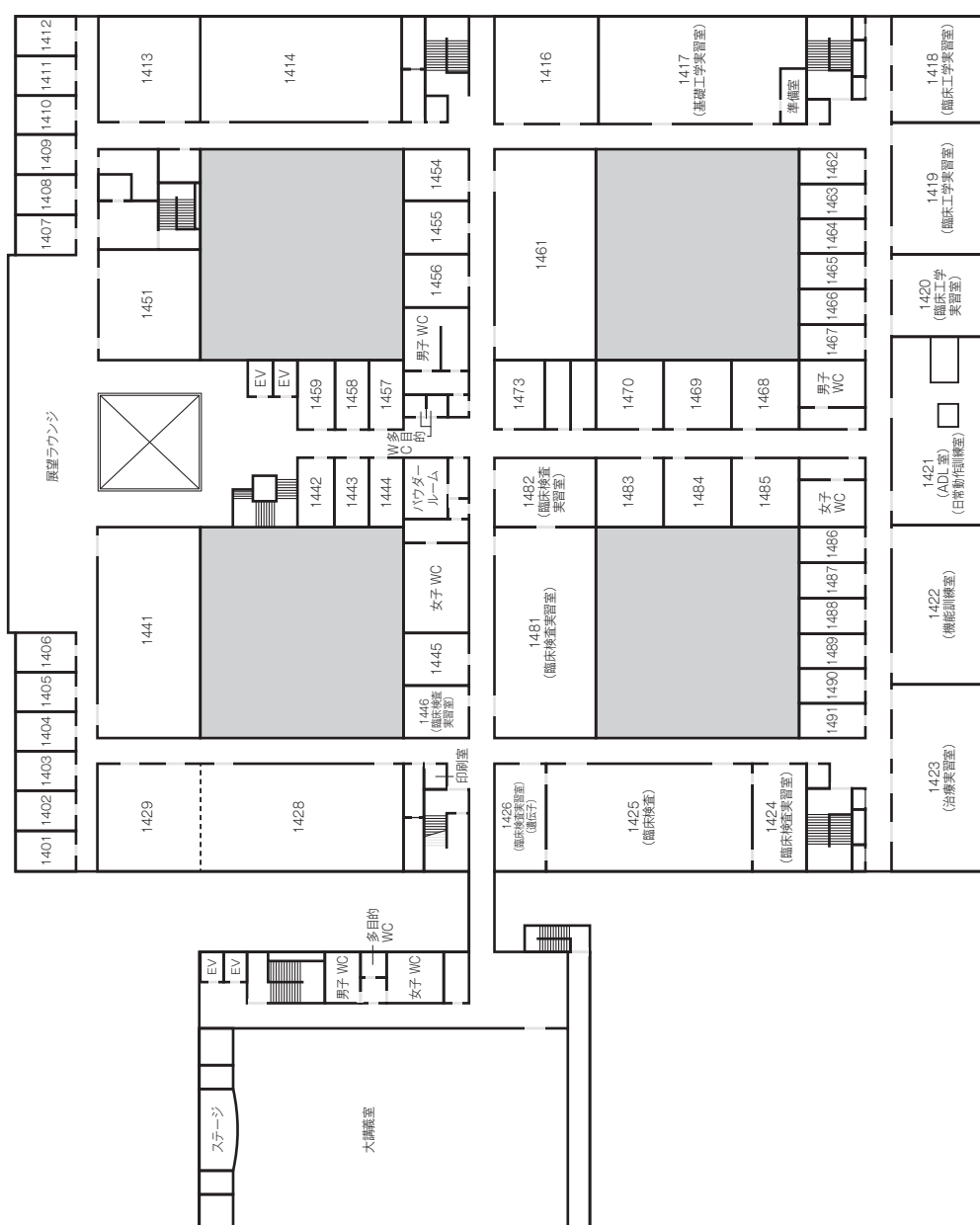
2 階平面図



3 階平面図

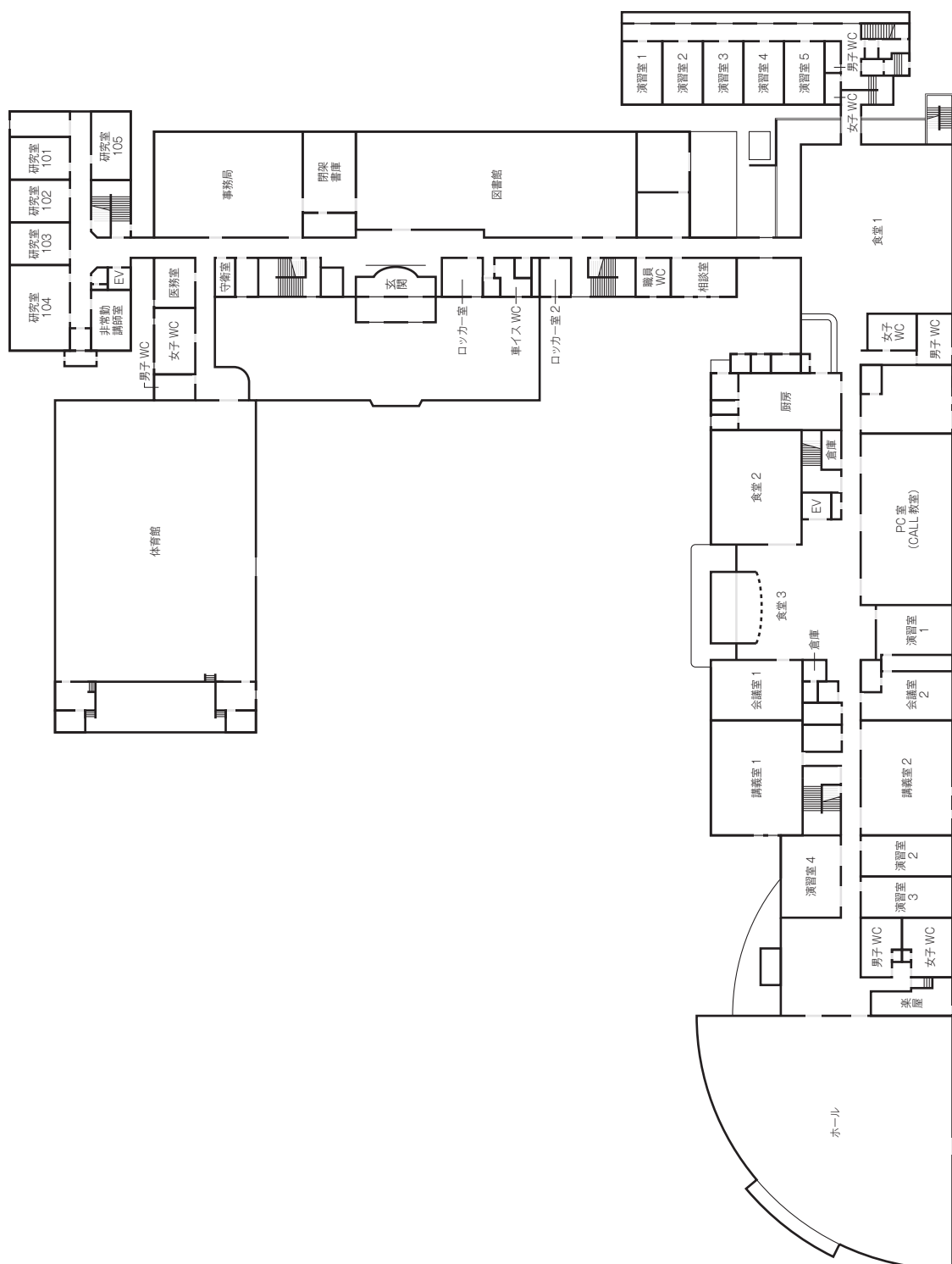


4階平面図

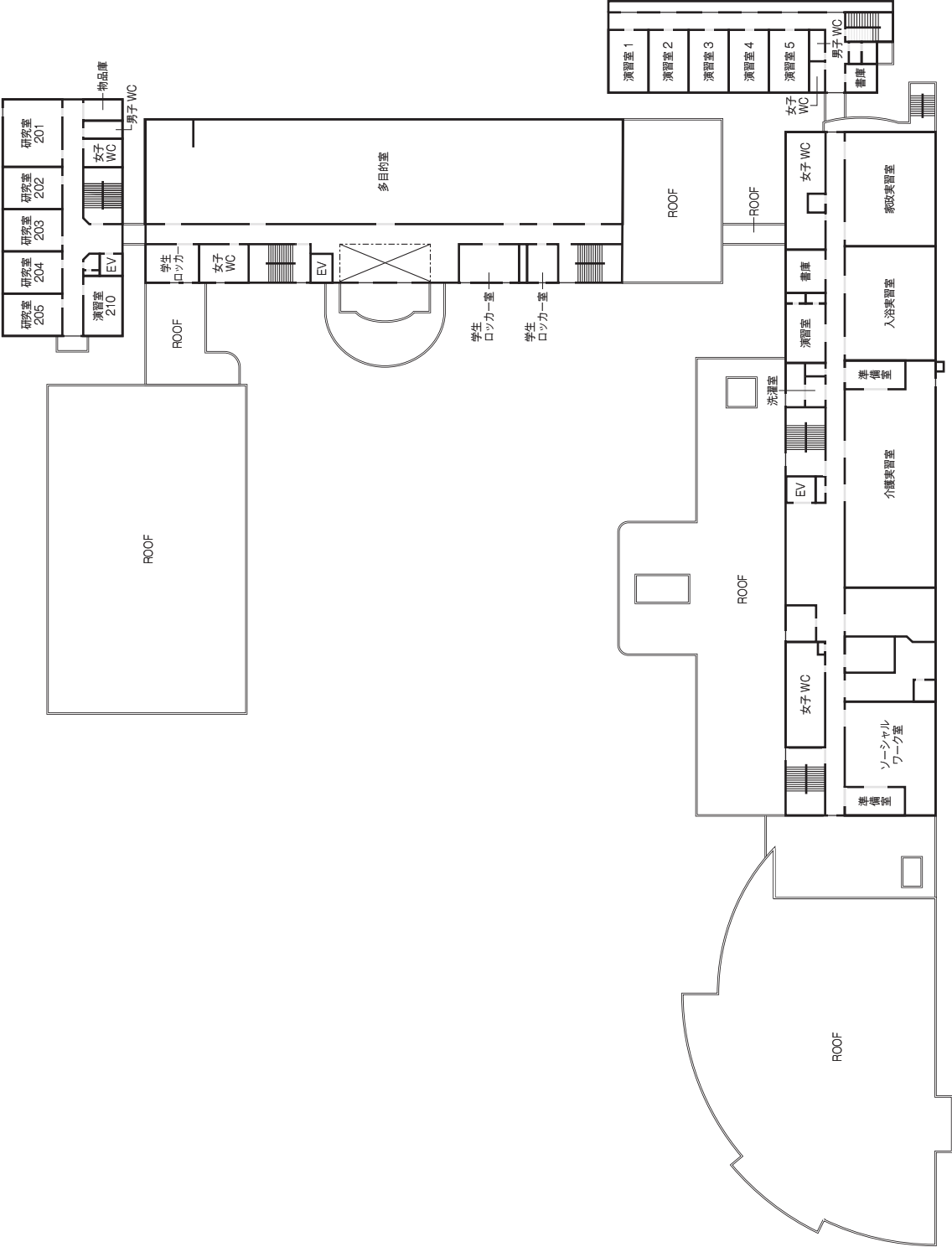


1 階平面図

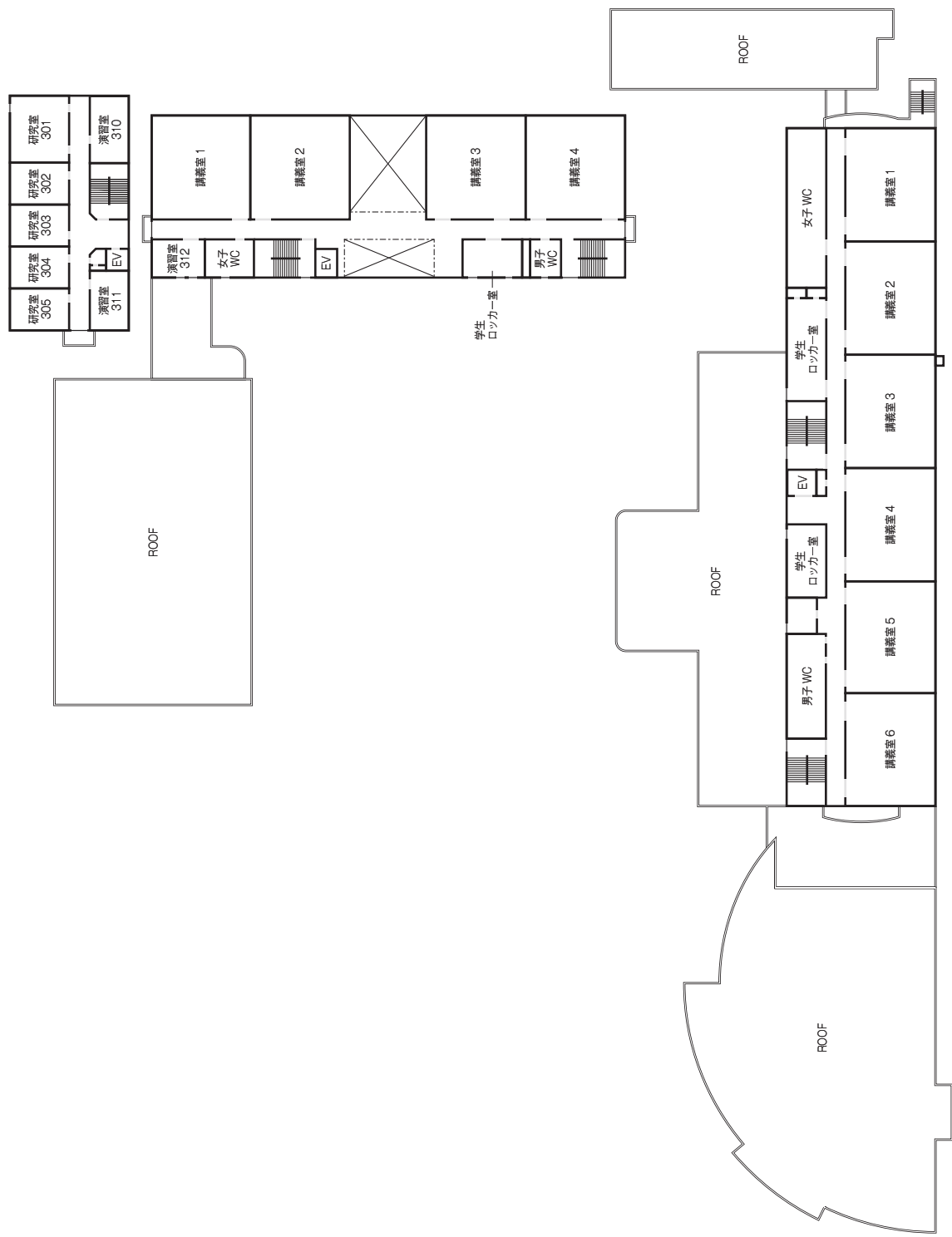
2) 真栄キャンパス



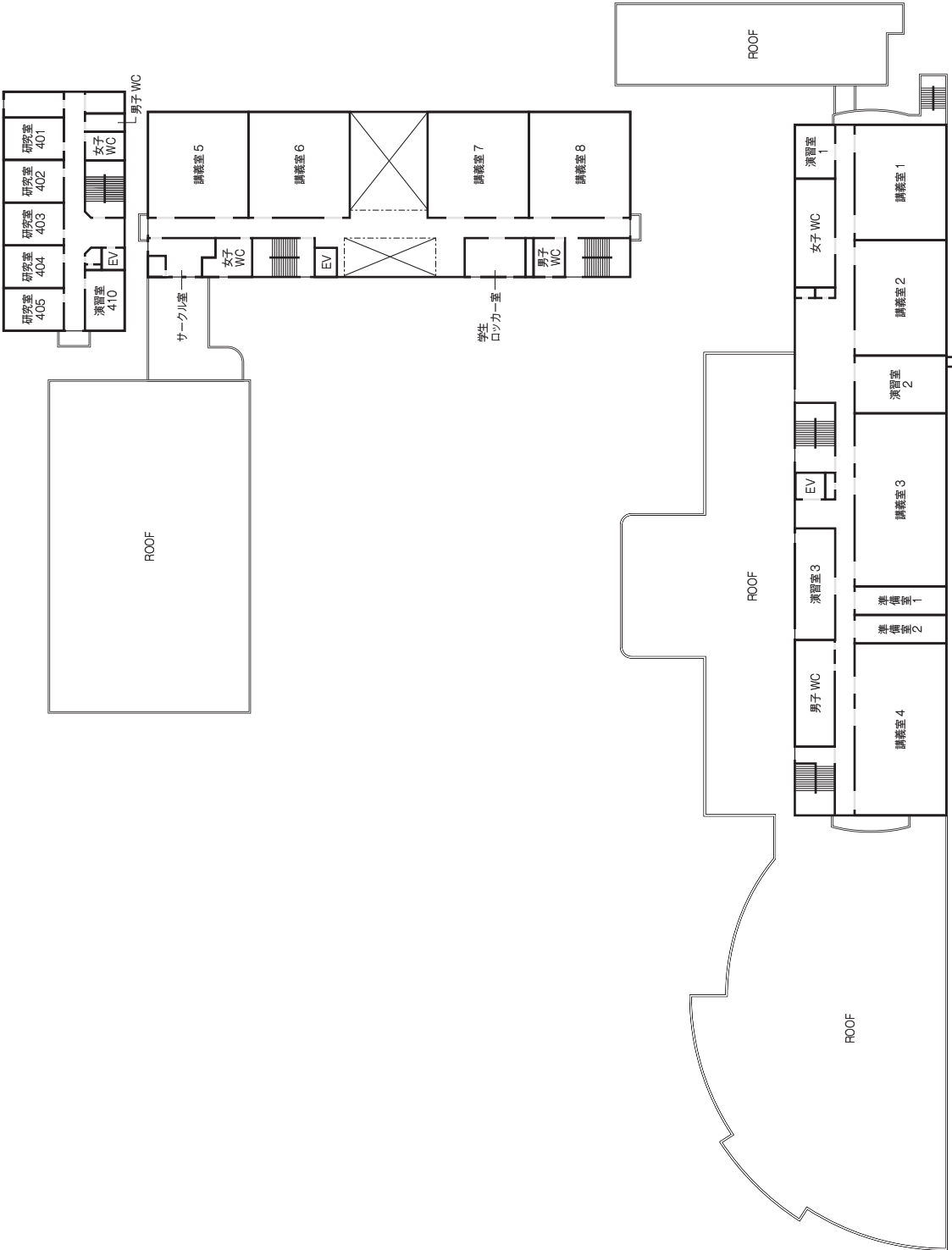
2 階平面図



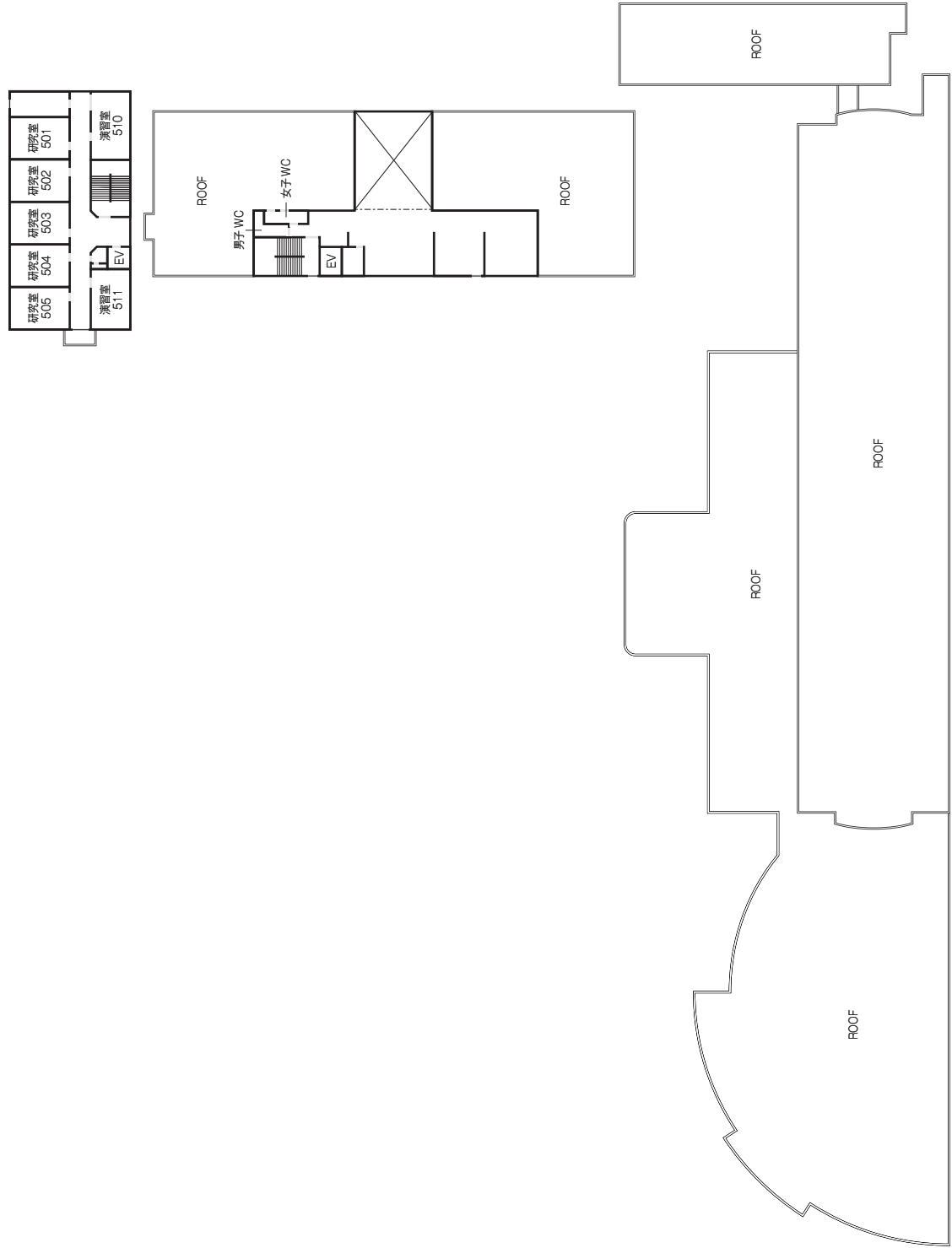
3 階平面図



4 階平面図



5 階平面図



VII 關係規程

日本医療大学学則

(平成 26 年 4 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 日本医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした医療人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを目的とする。

(所在地)

第 2 条 本学保健医療学部看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科及び臨床工学科は、札幌市豊平区月寒東 3 条 11 丁目 1 番地 50 号に置く。

2 本学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科及びソーシャルワーク学科は、札幌市清田区真栄 434 番地 1 に置く。

(自己評価等)

第 3 条 本学は、教育水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすため、教育研究活動等について自己点検及び評価を行う。

2 自己点検及び評価に関する事項については、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第 4 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(情報公開)

第 5 条 本学は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を広く社会に公開するよう努めるものとする。

第 2 章 学部、学科及び修業年限

(学部及び学科)

第 6 条 本学に、保健医療学部を置き、次の学科を置く。

(1) 看護学科

(2) リハビリテーション学科 理学療法専攻及び作業療法専攻

(3) 診療放射線学科

(4) 臨床検査学科

(5) 臨床工学科

2 本学に、総合福祉学部を置き、次の学科を置く。

(1) 介護福祉マネジメント学科

(2) ソーシャルワーク学科

3 本学の学部及び学科の教育上の目的

生命の尊厳の理念に基づき、豊かな感性と教養で人間性を高め、高度な知識と技術を学修し、倫理的及び論理的な実践力で、地域医療に貢献する医療人を育成する。

(修業年限)

第 7 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、8 年を超えて在学することはできない。

2 第 16 条により許可を得て留学した期間は、前項の修業年限に算入することができる。

第 3 章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第 8 条 本学の入学定員及び収容定員は、別表第 1 のとおりとする。

第 4 章 入学、休学及び退学等

(入学時期)

第 9 条 入学の時期は毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 10 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願いでなければならない。

2 提出期限、方法、提出すべき書類等に関する事項については、別に定める。

(入学者の選考)

第 12 条 入学志願者については、所定の入学試験を行い、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項については、別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は入学を許可する。

2 入学手続に関する事項については、別に定める。

(編入学)

第 14 条 本学への編入学を志願する者があるときには、選考のうえ、学長が教授会に意見を求め相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第 15 条 他大学の学生で、本学への転入学を志願する者があるときには、選考のうえ、学長が教授会に意見を求め相当年次に入学を許可することができる。

(留学)

第 16 条 外国及び国内の大学に留学を志望する者は、学長が教授会に意見を求め留学を許可することができる。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事由により、3 月以上修学できない者は、学長が教授会に意見を求め休学を許可することができる。

2 疾病その他の事由により修学が不適当と認められる学生に対して、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は 1 年以内とする。ただし、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 7 条に定める修業年限の期間に算入しない。

(復学)

第 18 条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長が教授会に意見を求め復学を許可することができる。

(退学)

第 19 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を提出し、学長は教授会に意見を求め、許可する。

(再入学)

第 20 条 前条による退学者が 3 年以内に再入学を願い出た場合は、学長は教授会に意見を求め、これを許可することができる。

(除籍)

第 21 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は教授会に意見を求め、除籍することができる。

(1) 第 7 条に規定する在学期間を超えるとき

(2) 死亡の届出があったとき

(3) 長期にわたり行方不明の届出があった場合

(4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しないとき

(5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(6) 入学を辞退したとき

(外国人留学生)

第 22 条 外国人留学生とは、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入学を志願し、許可された者をいう。

2 外国人留学生規程は、別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 23 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 24 条 学期は次の 2 学期に分ける。

(1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- (3) 創立記念日（5月2日）
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長が必要と認めた場合には、前項の休業日を変更することができる。

第6章 授業科目、履修方法、試験及び成績の評価

(授業科目)

第26条 授業科目は、必修科目及び選択科目とする。

2 授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第27条 授業科目の履修方法に関する事項は、別に定める。

(単位数の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間及び授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う授業については、前各号の組み合わせに応じ、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(試験)

第29条 履修した授業科目については、定期の試験を行い、学業成績を考查する。

2 試験に関する事項については、別に定める。

(成績の評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、AA、A、B、C及びDとし、AA、A、B及びCを合格とする。

2 前項の成績評価基準については、あらかじめ明示するものとする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 前項の成績は、学生に通知する。

(他大学等の授業科目の履修)

第31条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位と認めることができる。

3 第1項及び前項により学生が授業科目を履修するために本学を離れて他の地に滞在する期間は、本学の在学期間に含めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生の制度により修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 卒業及び学位授与

(卒業)

第33条 本学に4年以上在学し、別表第2及び別表第3に定める所定の授業科目及び単位を修得し、卒業認定基準を満たした者には、学長が教授会に意見を求め卒業証書・学位記を授与する。

2 前項の卒業認定基準については、あらかじめ明示するものとする。

3 第1項の在学年限には、休学の期間を算入しない。

(学位の授与)

第34条 卒業証書を授与された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

保健医療学部

看護学科 学士（看護学）

リハビリテーション学科 学士（リハビリテーション学）

診療放射線学科 学士（診療放射線学）

臨床検査学科 学士（臨床検査学）

臨床工学科 学士（臨床工学）

総合福祉学部

介護福祉マネジメント学科 学士（福祉経営学）

ソーシャルワーク学科 学士（社会福祉学）

(資格の取得)

第35条 保健医療学部看護学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、保健師助産師看護師法に基づき、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

2 保健医療学部リハビリテーション学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、理学療法士及び作業療法士法に基づき、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

3 保健医療学部診療放射線学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、診療放射線技師法に基づき、診療放射線技師国家試験の受験資格が与えられる。

4 保健医療学部臨床検査学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、臨床検査技師法に基づき、臨床検査技師国家試験の受験資格が与えられる。

5 保健医療学部臨床工学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、臨床工学技士法に基づき、臨床工学技士国家試験の受験資格が与えられる。

6 総合福祉学部介護福祉マネジメント学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、社会福祉士法及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

7 総合福祉学部ソーシャルワーク学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、社会福祉士法及び介護福祉士法または精神保健福祉士法に基づき、社会福祉士国家試験または精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等

(授業料等)

第36条 入学検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第4のとおりとする。

(授業料等の納付)

第37条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納することができる。

(納付金の取扱い)

第38条 納付した入学検定料及び入学金は返還しない。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する事項は、別に定める。

第9章 別科

(別科の名称)

第39条 本学に留学生別科を置く。

2 別科に関する事項については、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が教授会に意見を求め表彰することがある。

(懲戒)

第41条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が教授会に意見を求め懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 教職員組織

(職員の種類)

第42条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第42条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統監する。

(学部長)

第43条 学部に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 学部長は、学部に関する事項を統括する。
(学科長)
- 第44条 学科に学科長を置き、本学の教授をもって充てる。
2 学科長は学部長を補佐し、学科に関する事項を統括する。
(事務局)
- 第45条 本学に事務局を置く。
2 事務局に関する事項については、別に定める。

第12章 教授会等

- (教授会)
- 第46条 本学に教授会を置き、教授会に関する事項については、別に定める。
(委員会)
- 第47条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。
2 委員会に関する事項については、別に定める。

第13章 附属施設

- (附属図書館)
- 第48条 本学に、附属図書館を置く。
2 附属図書館に関する事項については、別に定める。
(研究所)
- 第49条 本学に、認知症研究所を置く。
2 認知症研究所に関する事項については、別に定める。
(キャリアセンター)
- 第50条 本学に、キャリアセンターを置く。
2 キャリアセンターに関する事項については、別に定める。
(改廃)
- 第51条 この学則の改廃は、学長が教授会に意見を求め、理事会の議を経て、理事長が行う。

附則
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 附則
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2 平成31年3月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。
3 第8条第1項に規定する保健医療学部看護学科及びリハビリテーション学科の「収容定員」は、同項の規定に関わらず、平成31年度から平成33年度までは、次表のとおりとする。

年度	定員	入学定員	収容定員		
	学科	平成31年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	看護学科	100人	340人	360人	380人
	リハビリテーション学科	120人	360人	400人	440人

附則
この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

年度	定員	入学定員	収容定員		
	学科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	看護学科	150人	500人	550人	600人
	診療放射線学科	100人	300人	350人	400人

附則
この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 入学定員及び収容定員

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科		150人	600人
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	80人	320人
		作業療法学専攻	40人	160人
	診療放射線学科		100人	400人
	臨床検査学科		60人	240人
	臨床工学科		60人	240人
総合福祉学部	介護福祉マネジメント学科		40人	160人
	ソーシャルワーク学科		80人	320人

別表第2 日本医療大学 教育課程（第26条第2項関係）

2022年度入学生

保健医療学部 看護学科

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	導入	スタートアップ講座	1 前	1		
	人間の理解	生命科学	1 前	1		選択科目4単位から 2単位以上選択
		心理学	1 前	1		
		発達心理学	1 後		1	
		倫理学	1 前	1		
		生命倫理	1 後		1	
		医療と哲学	1 後		1	
		医療と論理学	1 前	1		
		医療と宗教	1 後		1	
	人間と社会	人間関係の科学	1 前		1	選択科目8単位から 6単位以上選択
		文化人類学	1 後		1	
		医療と社会	1 後		1	
		音楽	2 後		1	
		法学	2 前		1	
		教育学	2 前		1	
		北海道史	1 前		1	
		ボランティア論	2 前		1	
	生活と情報	生活科学	1 後		2	選択科目6単位から 5単位以上選択
		自然科学	1 前		1	
		環境科学	1 後		1	
		生活と運動	1 前		1	
		健康とスポーツ	1 後		1	
		統計学	1 後	1		
		情報科学Ⅰ	1 前	1		
		情報科学Ⅱ	1 前	1		
	語学	日本語表現	1 前	1		選択科目4単位から 2単位以上選択
		英語Ⅰ	1 前	1		
		英語Ⅱ	1 後	1		
		英語Ⅲ	2 前		1	
		英語Ⅳ	3 前		1	
		中国語	1 後		1	
		韓国語	2 前		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	健康と疾病	総合医療論	1 前	1		
		形態機能学Ⅰ（消化器・血液系）	1 前	1		
		形態機能学Ⅱ（循環・代謝系）	1 前	1		
		形態機能学Ⅲ（運動・神経系）	1 前	1		
		形態機能学Ⅳ（人体解剖実習）	1 後	1		
		臨床微生物学	1 前	1		
		病態病理学	2 前	1		
		臨床薬理学	2 後	1		
		臨床栄養学	1 後	1		
		治療法概論	2 前	1		
		疾病論Ⅰ（循環器・呼吸器系）	2 前	1		
		疾病論Ⅱ（消化器・血液系）	2 後	1		
		疾病論Ⅲ（運動・神経系）	2 後	1		
		疾病論Ⅳ（内分泌・腎泌尿器・感覚器系）	2 後	1		
		疾病論Ⅴ（高齢者と精神）	2 前	1		
		疾病論Ⅵ（女性と小児）	3 前	1		
		感染症概論	1 後	1		
		リハビリテーション概論	3 前	1		
	社会と健康支援	公衆衛生学	1 後	1		選択科目5単位から 4単位以上選択
		保健医療統計	2 前	1		
		健康教育論	3 前	1		
		保健医療福祉行政論	1 後	1		
		チーム医療論	2 後	1		
		関係法規	2 前	1		
		社会福祉学	1 後		1	
		家族論	2 前		1	
		コミュニケーション論	1 後		1	
		心の健康科学Ⅰ	2 前		1	
		心の健康科学Ⅱ	2 後		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	看護の基本	初期実習	1 前	1		
		看護学概論	1 前	2		
		看護倫理	3 前	1		
		看護の基本技術論	1 前	2		
		生活援助技術Ⅰ	1 前	1		
		生活援助技術Ⅱ	1 後	1		
		生活援助技術Ⅲ	1 後	1		
		診療過程の援助技術	2 後	1		
		看護ヘルスアセスメント論	2 前	1		
		看護過程論	2 通	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	2 前	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2 後	2		
	対象の特徴と看護実践	成人看護学概論	2 前	2		
		成人看護援助論Ⅰ	2 後	1		
		成人看護援助論Ⅱ	3 前	1		
		成人看護援助論Ⅲ	3 前	1		
		成人看護学特論	2 後	1		
		成人看護学実習Ⅰ	3 後	4		
		成人看護学実習Ⅱ	4 前	2		
		老年看護学概論	2 前	2		
		老年看護援助論Ⅰ	2 後	1		
		老年看護援助論Ⅱ	3 前	1		
		老年看護学実習Ⅰ	3 後	1		
		老年看護学実習Ⅱ	4 前	2		
		小児看護学概論	3 前	2		
		小児看護援助論Ⅰ	3 後	1		
		小児看護援助論Ⅱ	3 後	1		
		小児看護学実習	4 前	2		
		母性看護学概論	2 後	2		
		母性看護援助論Ⅰ	3 前	1		
		母性看護援助論Ⅱ	3 後	1		
		母性看護学実習	4 前	2		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	対象の特徴と看護実践	精神看護学概論	2 後	2		
		精神看護援助論Ⅰ	3 前	1		
		精神看護援助論Ⅱ	3 前	1		
		精神看護学実習	3 後	2		
		地域・在宅看護学概論	2 後	2		
		地域生活支援論	3 前	2		
		在宅看護援助論	3 後	2		
		地域・在宅看護学実習	4 前	2		
	看護の統合学習	医療安全	2 前	1		選択科目4単位から 2単位以上選択
		統合実習	4 前	2		
		看護研究	3 前	1		
		看護研究ゼミナールⅠ	3 通	1		
		看護研究ゼミナールⅡ	4 通	1		
		看護管理	3 前	1		
		感染管理	3 前		1	
		看護教育	4 後		1	
		災害看護	4 後		1	
		臨床看護技術演習	4 後	1		
		エンドオブライフケア	4 後		1	
		看護ゼミナール	4 通	1		

保健医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	科学的思考の基礎	心理学	1 前	1		選択科目 10 単位から 7 単位以上選択
		発達心理学	1 後		1	
		生物学	1 前		2	
		物理学	1 前		2	
		生活科学	1 後		1	
		環境科学	1 前		1	
		生活と運動	1 後	1		
		健康とスポーツ	1 後		1	
		統計学	1 後		1	
		情報科学	1 前	1		
		情報科学演習	1 前		1	
		人間発達学	2 後	2		
	人間と生活及び社会の理解	倫理学	1 前	1		選択科目 9 単位から 3 単位以上選択
		生命倫理	1 後	1		
		医療と哲学	1 後		1	
		医療と論理学	1 前		1	
		医療と宗教	1 後		1	
		人間関係の科学	1 前	1		
		文化人類学	1 後		1	
		医療と社会	1 後	1		
		音楽	2 後		1	
		法学	1 前		1	
		教育学	1 前		1	
		北海道史	1 前		1	
		ボランティア論	2 前		1	
	語学	日本語表現	1 前	1		選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		英語 I	1 前	1		
		英語 II	1 後	1		
		英語 III	2 前		1	
		英語 IV	3 前		1	
		中国語	1 後		1	
		韓国語	2 前		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1 前	2		
		解剖学Ⅱ	1 後	2		
		解剖学演習	1 前	2		
		体表解剖学	1 前	1		
		生理学Ⅰ	1 前	2		
		生理学Ⅱ	1 後	2		
		生理学演習	2 前	1		
		運動学Ⅰ	1 後	2		
		運動学Ⅱ	2 前	2		
		運動学演習	2 後	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	1 後	2		必修を含む 17 単位以上
		栄養学	1 前	1		
		心の健康科学Ⅰ	2 前		1	
		心の健康科学Ⅱ	2 後		1	
		教育心理学	2 前		1	
		内科学	2 後	2		
		整形外科学	2 前	2		
		神経内科学	2 前	2		
		精神医学	2 後	2		
		小児科学	2 後	1		
		障害学特論	2 後	1		
		応急処置法	3 前	1		
		薬理学	1 後	1		
		予防医学	1 後	1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション論	1 前	2		必修を含む 5 単位以上
		チーム医療論	3 前	1		
		保健医療論	2 後		1	
		社会福祉学	1 後		1	
		健康政策論	4 後	1		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	基礎理学療法学	理学療法概論	1 前	1		
		理学療法概論演習	1 後	1		
		理学療法セミナーⅠ	1 後	1		
		理学療法セミナーⅡ	2 後	1		
		理学療法セミナーⅢ	3 前	1		
		理学療法総合演習	4 後	1		
	理学療法評価学	理学療法評価学（運動器系）	2 前	1		7 単位以上
		理学療法評価学演習（運動器系）	2 前	2		
		理学療法評価学（神経系）	2 後	1		
		理学療法評価学演習（神経系）	2 後	2		
		臨床判断学（基礎編）	2 後	1		
		臨床判断学（応用編）	3 後		1	
	理学療法治療学	運動療法学	2 前	1		必修 16 単位と○を含む共通・連携科目の選択科目の中から 3 単位以上
		運動療法学演習	2 後	1		
		運動器障害理学療法学	3 前	1		
		運動器障害理学療法学演習	3 前	1		
		神経障害理学療法学	3 前	1		
		神経障害理学療法学演習	3 前	1		
		呼吸・循環器障害理学療法学	3 後	1		
		代謝・免疫系障害理学療法学	3 前	1		
		発達障害理学療法学	3 後	1		
		高齢期障害理学療法学	3 後	1		
		物理療法学	3 前	1		
		物理療法学演習	3 前	1		
		義肢装具学	3 前	1		
		義肢装具学演習	3 後	1		
		日常生活活動基礎学	3 前	1		
		神経筋促通治療学	3 後	1		
		高次脳機能障害学	3 後		○ 1	
		徒手関節治療学	3 後		○ 1	
		スポーツ理学療法学	3 後		○ 1	
	地域理学療法学	地域理学療法学	3 前	1		
		生活環境学	3 後	1		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	理学療法臨床実習	臨床実習Ⅰ（理学療法）	2 後	2		
		臨床実習Ⅱ（理学療法）	3 後	4		
		臨床実習Ⅲ（理学療法）	4 前	7		
		臨床実習Ⅳ（理学療法）	4 前	7		
	共通・連携科目	リハビリテーション管理学	4 後	2		9 単位以上
		呼吸リハビリテーション特論	3 後	1		
		軟部組織治療学	3 後		1	
		ウィメンズヘルスケア論	3 前		1	
		災害リハビリテーション	3 前		1	
		地域リハビリテーション学	2 前	1		
		地域リハビリテーション学演習	2 後	1		
		研究法	3 前	1		
		卒業研究Ⅰ	3 通	2		
		卒業研究Ⅱ	4 前	1		

保健医療学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	科学的思考の基礎	心理学	1 前	1		選択科目 10 単位から 7 単位以上選択
		発達心理学	1 後		1	
		生物学	1 前		2	
		物理学	1 前		2	
		生活科学	1 後		1	
		環境科学	1 前		1	
		生活と運動	1 後	1		
		健康とスポーツ	1 後		1	
		統計学	1 後		1	
		情報科学	1 前	1		
		情報科学演習	1 前		1	
		人間発達学	2 後	2		
	人間と生活及び社会の理解	倫理学	1 前	1		選択科目 9 単位から 3 単位以上選択
		生命倫理	1 後	1		
		医療と哲学	1 後		1	
		医療と論理学	1 前		1	
		医療と宗教	1 後		1	
		人間関係の科学	1 前	1		
		文化人類学	1 後		1	
		医療と社会	1 後	1		
		音楽	2 後		1	
		法学	1 前		1	
		教育学	1 前		1	
		北海道史	1 前		1	
		ボランティア論	2 前		1	
	語学	日本語表現	1 前	1		選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		英語 I	1 前	1		
		英語 II	1 後	1		
		英語 III	2 前		1	
		英語 IV	3 前		1	
		中国語	1 後		1	
		韓国語	2 前		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1 前	2		
		解剖学Ⅱ	1 後	2		
		解剖学演習	1 前	2		
		体表解剖学	1 前	1		
		生理学Ⅰ	1 前	2		
		生理学Ⅱ	1 後	2		
		生理学演習	2 前	1		
		運動学Ⅰ	1 後	2		
		運動学Ⅱ	2 前	2		
		運動学演習	2 後	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	1 後	2		必修を含む 17 単位以上
		栄養学	1 前	1		
		心の健康科学Ⅰ	2 前		1	
		心の健康科学Ⅱ	2 後		1	
		教育心理学	2 前		1	
		内科学	2 後	2		
		整形外科学	2 前	2		
		神経内科学	2 前	2		
		精神医学	2 後	2		
		小児科学	2 後	1		
		障害学特論	2 後	1		
		応急処置法	3 前	1		
		薬理学	1 後	1		
		予防医学	1 後	1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション論	1 前	2		必修を含む 5 単位以上
		チーム医療論	3 前	1		
		保健医療論	2 後		1	
		社会福祉学	1 後		1	
		健康政策論	4 後	1		

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	基礎作業療法学	作業療法概論	1 前	1		
		基礎作業学演習	1 後	1		
		作業療法セミナーⅠ	1 後	1		
		作業療法セミナーⅡ	2 後	1		
		作業療法セミナーⅢ	3 後	1		
		作業療法総合演習	4 後	1		
	作業療法評価学	作業療法評価学	2 前	1		
		作業療法評価学演習（基礎評価）	2 前	1		
		作業療法評価学演習（骨・関節系）	2 前	1		
		作業療法評価学演習（神経・筋力系）	2 後	1		
		作業療法評価学演習（中枢神経系）	2 後	1		
	作業療法治療学	身体障害作業治療学（中枢神経障害系）	3 通	2		必修 17 単位と、○を含む共通・連携科目の選択科目の中から 2 単位以上
		身体障害作業治療学（運動器・内部障害系）	3 通	2		
		精神障害作業治療学	3 通	2		
		発達障害作業治療学	3 通	2		
		高齢期障害作業治療学	3 通	2		
		高次脳機能障害作業治療学	3 前	1		
		義肢装具作業療法学	3 後	1		
		義肢装具作業療法学演習	3 後	1		
		日常生活適応学（ADL）	2 後	2		
		日常生活適応学（動作分析）	3 後	1		
		就労支援作業療法学	3 前	1		
		作業療法治療学特論（評価と治療の原理・原則）	3 前		○ 1	
		作業療法治療学特論（治療理論）	3 前		○ 1	
		作業療法治療学特論（シーティング）	3 前		○ 1	
		作業療法治療学特論（ハンドセラピー）	3 前		○ 1	
	地域作業療法学	地域作業療法学	3 前	1		
		福祉住環境論	2 後	1		
	作業療法臨床実習	臨床実習Ⅰ（作業療法）	2 後	2		
		臨床実習Ⅱ（作業療法）	3 後	6		
		臨床実習Ⅲ（作業療法）	4 前	8		
		臨床実習Ⅳ（作業療法）	4 前	8		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	共通・連携科目	リハビリテーション管理学	4 後	2		9 単位以上
		呼吸リハビリテーション特論	3 後	1		
		軟部組織治療学	3 後		1	
		ウィメンズヘルスケア論	3 前		1	
		災害リハビリテーション	3 前		1	
		地域リハビリテーション学	2 前	1		
		地域リハビリテーション学演習	2 後	1		
		研究法	3 前	1		
		卒業研究Ⅰ	3 通	2		
		卒業研究Ⅱ	4 前	1		

保健医療学部 診療放射線学科

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	人間と生活	生命科学	1 前	1		選択科目 10 単位から 4 単位以上選択
		心理学	1 前	1		
		倫理学	1 前		1	
		生命倫理	1 後		1	
		医療と宗教	1 後		1	
		人間関係の科学	1 前		1	
		文化人類学	1 後		1	
		医療と社会	1 後		1	
		法学	1 後		1	
		教育学	1 後		1	
		北海道史	1 前		1	
		ボランティア論	2 前		1	
		医療コミュニケーション学	1 後	1		
	科学的思考の基礎	物理学	1 前	2		選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		化学	1 前	1		
		生物学	1 前	1		
		生活と運動	1 前		1	
		健康とスポーツ	2 前		1	
		数学Ⅰ（指数・対数・三角関数）	1 前	2		
		数学Ⅱ（微分・積分・微分方程式）	1 後	1		
		数学Ⅲ（統計学）	1 後		1	
		情報科学	1 前	1		
		情報科学演習	1 後		1	
	語学	日本語表現	1 前		1	選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		英語Ⅰ	1 前	1		
		英語Ⅱ	1 後		1	
		韓国語	2 前		1	
		中国語	1 後		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	医学概論	1 前	1		選択科目 5 単位から 3 単位以上選択
		系統解剖学	1 前	2		
		系統解剖学演習	1 後		1	
		臨床解剖学	1 後	2		
		臨床解剖学演習	2 前		1	
		生理学	2 前		1	
		病態生理学	2 後	1		
		病理学	2 前	1		
		生化学	2 前	1		
		臨床薬理学Ⅰ	3 前	1		
		臨床薬理学Ⅱ	3 前		1	
		衛生学	1 後	1		
		公衆衛生学	4 前	1		
		臨床医学概論	2 後	1		
		臨床医学演習	3 前		1	
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	放射線科学概論	1 前	2		選択科目 4 単位から 3 単位以上選択
		放射線生物学	1 後	2		
		放射線生物学演習	2 前		1	
		放射線物理学	1 後	2		
		放射線物理学演習	2 前		1	
		放射線・物理学実験	1 後	1		
		放射化学	1 後	2		
		放射化学演習	2 前		1	
		医用工学	1 後	2		
		医用工学演習	4 前		1	
		放射線計測学	2 前	2		
		放射線計測学演習	4 前	1		
		診療画像検査学概論	1 後	2		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	医療専門職の機能と役割	基礎看護学	2 前	1		選択科目3単位から 2単位以上選択
		チーム医療論	2 後	1		
		医療経済学	2 前		1	
		心の健康科学Ⅰ	2 前		1	
		放射線カウンセリング学	2 後		1	
		医療職としての責任と役割	4 前	1		
専門教育科目	診療画像技術学・画像診断学	診療画像技術学Ⅰ（一般撮影）	2 前	2		※1
		診療画像技術学Ⅱ（造影検査）	2 後	2		
		X線CT検査学	2 前	1		
		MRI検査学	2 後	2		
		超音波検査学	3 前	2		
		診療画像技術学演習	4 前		1	
		放射線技術学実習Ⅰ	2 前	1		
		放射線技術学実習Ⅱ	2 後	1		
		放射線技術学実習Ⅲ	3 後	1		
		診療画像機器学	2 前	2		
		診療画像機器学演習	4 前		1	
		画像解剖学Ⅰ（X線画像）	2 後	2		
		画像解剖学Ⅱ（MRI・超音波）	3 前	2		
		画像解剖学Ⅲ（演習）	3 後		1	
		実践臨床画像学	3 前	2		
		画像診断学	3 後	2		
		画像診断学演習	4 後		1	
	核医学検査技術学	放射性医薬品学	2 後	1		
		核医学検査技術学概論	3 前	1		
		核医学検査機器学	3 前	2		
		核医学検査技術学	3 後	2		
		核医学検査技術学演習	4 後		1	
	放射線治療技術学	放射線治療技術学概論	2 後	2		
		放射線治療技術学	3 前	2		
		放射線治療計測学	4 前	1		
		放射線治療機器学	3 後	2		
		放射線治療技術学演習	4 後		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	医療画像情報学	医療画像処理学	2 後	1		※ 1
		医療画像工学	3 前	2		
		医療画像情報学	3 後	2		
		医療画像情報学演習	4 後		1	
		医療情報管理学	4 前	1		
	放射線安全管理学	放射線安全管理学	3 後	2		
		医療機器安全管理学	3 前	1		
		関係法規	4 前	1		
	医療安全管理学	医療安全管理学	3 後	1		
		応急処置法（演習）	4 前	1		
	臨床実習	早期臨床実習	2 通	1		
		臨床実習Ⅰ	3 通	5		
		臨床実習Ⅱ	4 通	6		
	総合科目	放射線技術学特別講義	4 前		1	※ 1
		総合演習Ⅰ（専門基礎領域）	4 後	1		
		総合演習Ⅱ（臨床領域）	4 後	1		
	研究卒業	診療放射線学コロキウム	3 後	1		※ 1
		卒業研究	4 通		2	

※ 1 科目区分の診療画像技術学・画像診断学、核医学検査技術学、放射線治療技術学、医療画像情報学、総合科目、卒業研究の全ての選択科目の中から 7 単位以上を修得

保健医療学部 臨床検査学科

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	人間と生活	生命科学	1 後	1		選択科目 10 単位から 6 単位以上選択
		心理学	1 前	1		
		コミュニケーション学	1 前	1		
		倫理学	1 前		1	
		生命倫理	1 後		1	
		医療と哲学	1 後		1	
		人間関係の科学	1 前		1	
		文化人類学	1 後		1	
		医療と社会	1 後		1	
		法学	1 前		1	
		教育学	1 前		1	
		北海道史	1 前		1	
		ボランティア論	2 前		1	
	科学的思考の基礎	物理学	1 前		1	選択科目 3 単位から 2 単位以上選択
		化学	1 前	1		
		生物学	1 後	1		
		生活と運動	1 後		1	
		健康とスポーツ	1 前		1	
		数学	1 前	1		
		数学（統計学）	1 後	1		
	語学	日本語表現	1 前		1	選択科目 3 単位から 2 単位以上選択
		英語Ⅰ	1 前	1		
		英語Ⅱ	1 後	1		
		英語Ⅲ	2 後	1		
		中国語	1 後		1	
		韓国語	2 前		1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	人体の構造と機能	解剖学	1 前	1		
		解剖学演習	1 前	1		
		組織細胞学	1 後	1		
		組織細胞学実習	1 後	1		
		生理学Ⅰ	1 前	1		
		生理学Ⅱ	1 前	1		
		生化学Ⅰ	1 前	1		
		生化学Ⅱ	1 後	1		
	医学検査の基礎とその疾病との関連	病理学	1 後	1		
		免疫学	1 前	1		
		臨床栄養概論	1 前	1		
		臨床薬理概論	2 後	1		
		臨床病棟検査概論	3 後	1		
		臨床検査入門	1 前	1		
	保健医療福祉と医学検査	保健医療福祉概論	1 前	1		
		公衆衛生学	2 前	1		
		救命救急検査概論	3 後	1		
		地域医療連携学	3 前	1		
		チーム医療と臨床検査	3 後	1		
	医療工学及び情報科学	情報科学	1 前	1		
		情報科学演習	1 前	1		
		医用工学	1 前	1		
		医用工学実習	1 後	1		
専門教育科目	臨床病態学	臨床検査医学総論Ⅰ	1 後	1		
		臨床検査医学総論Ⅱ	2 前	1		
		症例細胞診検査学	3 後	1		
		症例血液・染色体検査学	3 後	1		
		症例微生物・感染制御学	3 後	1		
		症例臨床化学・免疫検査学	3 後	1		
		症例輸血検査学	3 後	1		
		症例超音波検査学	3 後	1		
		臨床検査総論演習	4 後	4		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	形態検査学	病理検査学	2 前	1		
		細胞検査学	3 前	1		
		病理検査学実習	2 前	1		
		細胞検査学実習	3 前	1		
		臨床血液学Ⅰ	2 前	1		
		臨床血液学Ⅱ	2 後	1		
		臨床血液学実習Ⅰ	2 後	1		
		臨床血液学実習Ⅱ	3 前	1		
		病理検査学総合演習	3 後	1		
		血液検査学総合演習	4 前	1		
	生物化学分析検査学	一般検査学Ⅰ	1 後	1		
		一般検査学Ⅱ	2 前	1		
		一般検査学実習	2 前	1		
		臨床化学Ⅰ	1 後	1		
		臨床化学Ⅱ	2 前	2		
		臨床化学実習Ⅰ	2 前	1		
		臨床化学実習Ⅱ	2 後	1		
		遺伝子・染色体検査学	3 前	1		
		遺伝子検査学実習	3 後	1		
		一般検査学総合演習	3 後	1		
		分析検査学総合演習	3 後	1		

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	病因・生体防御検査学	医動物学	2 後	1		
		微生物学	2 前	1		
		臨床微生物学Ⅰ	2 後	1		
		臨床微生物学Ⅱ	3 前	1		
		臨床微生物学実習Ⅰ	2 後	1		
		臨床微生物学実習Ⅱ	3 前	2		
		臨床免疫学	2 前	1		
		臨床免疫学実習	2 後	1		
		輸血・移植検査学Ⅰ	2 後	1		
		輸血・移植検査学Ⅱ	3 前	1		
		輸血検査学実習Ⅰ	3 前	1		
		輸血検査学実習Ⅱ	3 後	1		
		微生物検査学総合演習	4 前	1		
		免疫検査学総合演習	4 前	1		
	生理機能検査学	臨床生理学Ⅰ	2 前	2		
		臨床生理学Ⅱ	2 前	1		
		臨床生理学Ⅲ	2 後	1		
		臨床生理学Ⅳ	3 前	1		
		認知症検査概論	3 後	1		
		臨床生理学実習Ⅰ	2 後	2		
		臨床生理学実習Ⅱ	3 前	2		
		生理機能検査学総合演習	4 前	1		
	検査総合管理学	検査機器総論演習	1 後	1		
		専門検査技師総論	3 後	1		
		臨床検査管理学Ⅰ	3 後	1		
		臨床検査管理学Ⅱ	3 後	1		
		臨床検査マネジメント論	3 後	1		
		関係法規	3 前	1		
		臨地実習前総合演習	4 前	1		
	医療安全管理学	感染管理学	2 前	1		
		医療安全管理学	2 前	1		
		医療安全管理学実習	2 前	1		
	実習 臨地	臨地実習	4 通	11		
	研究 卒業	卒業研究	4 通	4		

保健医療学部 臨床工学科

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	人間と生活	心理学	1 前	1		選択科目 10 単位から 4 単位以上選択
		生命科学	1 後	1		
		コミュニケーション学	1 後	1		
		倫理学	1 前		1	
		生命倫理	1 後		1	
		医療と哲学	1 後		1	
		人間関係の科学	1 前		1	
		文化人類学	1 後		1	
		医療と社会	1 後		1	
		法学	1 前		1	
		教育学	1 前		1	
		北海道史	1 前		1	
		ボランティア論	2 前		1	
	科学的思考の基盤	物理学（基礎）	1 前	1		選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		物理学（応用）	1 後		1	
		化学	1 前		1	
		生物学	1 後		1	
		生活と運動	1 前	1		
		健康とスポーツ	1 前		1	
		数学	1 前	1		
		数学（統計学）	1 後	1		
	語学	日本語表現	1 前		1	選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		英語 I	1 前	1		
		英語 II	1 後	1		
		英語 III	3 前		1	
		医療英語	2 後	1		
		中国語	1 後		1	
		韓国語	2 前		1	

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎教育科目	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1 前	2		
		解剖生理学Ⅱ	1 前	2		
		解剖生理学演習	1 後	1		
		分子医化学	1 後	2		
	臨床工学に必要な医学的基礎	医療総論	1 前	1		
		臨床工学総論	1 後	1		
		病理学	2 前	2		
		分子病態生理学	3 前	1		
		生体防御学	1 後	1		
		微生物学	2 後	2		
		臨床薬理概論	3 前	1		
		公衆衛生学	2 後	2		
		チーム医療	4 後	1		
	臨床工学に必要な理工学的基礎	応用数学	1 前	1		選択科目 6 単位から 2 単位以上選択
		機械工学Ⅰ	2 前	2		
		機械工学Ⅱ	2 後		2	
		電気工学Ⅰ	1 前	2		
		電気工学Ⅱ	1 後	2		
		電子工学Ⅰ	2 前	2		
		電子工学Ⅱ	2 後		2	
		材料工学	2 前	2		
		物性工学	1 後		2	
		計測工学	1 後	2		
		電気工学実習	1 後	1		
		電子工学実習	2 前	1		
		臨床工学応用演習	4 通	1		
	臨床工学に必要な医療情報学 とシステム工学の基礎	情報処理Ⅰ	1 前	2		選択科目 4 単位から 2 単位以上選択
		情報処理Ⅱ	1 後		2	
		システム工学	2 前	2		
		医療情報学	1 後		2	
		プロジェクトスキルⅠ	2 後	1		
		プロジェクトスキルⅡ	3 後	1		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	医用生体工学	医用工学概論	1 後	2		
		医用機器学概論Ⅰ	1 後	2		
		医用機器学概論Ⅱ	2 後	2		
		医用工学演習Ⅰ	2 前	1		
		医用工学演習Ⅱ	4 後	1		
	医用機器学	医用治療機器学	2 前	2		選択科目4単位から 1単位以上選択
		医用治療機器学演習	4 後	1		
		医用治療機器学実習	3 前	1		
		生体計測装置学	2 前	4		
		生体計測装置学演習	4 後	1		
		生体計測装置学実習	3 前	1		
		循環器治療機器学Ⅰ	2 後	1		
		循環器治療機器学Ⅱ	3 後	2		
		消化器治療機器学	2 後	1		
		臨床機器学各論Ⅰ	3 後		1	
		臨床機器学各論Ⅱ	3 後		1	
		臨床機器学各論Ⅲ	3 後		1	
		臨床機器学各論Ⅳ	3 後		1	
	生体機能代行技術学	生体機能代行装置学Ⅰ	2 前	4		選択科目3単位から 1単位以上選択
		生体機能代行装置学Ⅱ	3 後	2		
		生体機能代行装置学Ⅲ	4 前	2		
		血液透析療法装置学Ⅰ	3 前	2		
		血液透析療法装置学Ⅱ	4 前	2		
		血液浄化療法装置学	3 後		1	
		呼吸療法装置学	3 後		1	
		体外循環療法装置学	3 後		1	
		生体機能代行装置学実習Ⅰ	2 後	1		
		生体機能代行装置学実習Ⅱ	3 後	2		
	医用安全管理学	医用機器安全管理学Ⅰ	2 前	2		
		医用機器安全管理学Ⅱ	3 前	2		
		医用機器安全管理学実習	3 後	1		
		医療安全管理学	4 通	2		

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	関連臨床医学	臨床医学総論Ⅰ	2 後	1		
		臨床医学総論Ⅱ	3 前	1		
		臨床医学総論Ⅲ	3 前	1		
		臨床医学総論Ⅳ	3 後	1		
		臨床医学総論Ⅴ	3 後	1		
		臨床医学演習	4 通	2		
	実習 臨床	臨床実習	4 前	4		
	研究 卒業	卒業研究	4 通	4		

総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	人間と文化	人間関係とコミュニケーションⅠ	1 前		2	必修を含む 24 単位以上（「人間と文化」8 単位以上、「人間と社会」10 単位以上、「健康科学」2 単位以上、「語学」4 単位以上）
		人間関係とコミュニケーションⅡ	1 後		2	
		人間の尊厳と自立	2 前		2	
		倫理学	1 前		2	
		文化人類学	2 後		2	
		教育学	2 前		2	
		文学	2 後		1	
		北海道史	1 後		1	
		心理学と心理的支援	1 前		2	
		発達心理学	1 後		2	
		ボランティア活動	1 後		1	
	人間と社会	法学入門	1 後	1		
		政治学入門	2 前		1	
		経済学入門	1 後		1	
		経営学入門	1 前	1		
		行政法	2 前		2	
		マーケティング入門	1 後	2		
		統計学	1 前		2	
		情報科学	1 後		2	
		会計学入門	1 前	2		
		簿記入門	1 後		2	
		社会学と社会システム	2 前		2	
		家族社会学	3 前		2	
	健康科学	生活科学	1 後		1	
		環境科学	1 後		1	
		健康とスポーツⅠ	1 前	2		
		健康とスポーツⅡ	2 前		2	
	語学	日本語表現	1 前	2		
		英語Ⅰ（基礎）	1 後	2		
		英語Ⅱ（実践基礎）	2 前		2	
		英語Ⅲ（実践応用）	2 後		2	
		中国語	2 前		2	
		韓国語	1 後		2	

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門基礎教育科目	社会福祉の基礎	医療福祉とマネジメント	1 前	2	必修を含む 40 単位以上
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	1 前	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	1 後	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2 前	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2 後	2	
		薬理学	2 前	1	
		社会の理解Ⅰ	2 前	2	
		社会の理解Ⅱ	2 後	2	
		社会保障Ⅰ	2 前	2	
		社会保障Ⅱ	2 後	2	
		保健医療と福祉	2 後	2	
		医学概論	1 後	2	
		国際医療福祉論	3 後	2	
		公衆衛生学	2 後	2	
		認知症の理解Ⅰ	2 後	2	
		認知症の理解Ⅱ	3 前	2	
		障害の理解Ⅰ	3 前	2	
		障害の理解Ⅱ	3 後	2	
		コミュニケーション技術Ⅰ	1 後	1	
		コミュニケーション技術Ⅱ	2 前	1	
		医療ソーシャルワーク論	3 前	2	
		ケアマネジメント論	3 後	2	
		リーダー論	4 前	2	
		リハビリテーション論	2 前	2	
		ICF の理解	2 前	1	
		福祉用具と福祉機器	4 前	1	
	経営の基礎	医療のしくみ	1 前	2	
		地域医療連携とチーム医療	3 前	2	
		地域活性化と地域医療	3 前	2	
		統計解析	2 前	2	
		会計学Ⅰ	2 前	2	
		簿記	2 前	2	
		経営戦略	2 後	1	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	経営の基礎	経営分析論	3 前		2	必修を含む 60 単位以上
		福祉サービスの組織と経営	3 後	2		
		介護施設経営	4 前	2		
	マネジメント理論	医療経済学	3 前		2	
		医療流通システム論	3 前		2	
		医療マーケティング	3 後		2	
		原価計算	2 後		2	
		会計学Ⅱ	2 後		2	
		監査論	3 前		2	
		医療経営戦略	4 前		1	
		組織心理学	4 前		2	
		経営管理論	4 後		2	
		人的資源管理論	4 前		2	
		企業法務	4 後		2	
	医療管理と実務	医療管理総論	2 後		2	
		医療管理各論Ⅰ	3 前		2	
		医療管理各論Ⅱ	4 前		2	
		医療管理各論Ⅲ	4 後		2	
		医療関連法規	4 前		2	
		医療安全・臨床倫理	3 後		2	
		秘書学	3 前		2	
		文書作成技術	3 後		2	
		診療報酬請求事務Ⅰ	3 前		2	
		診療報酬請求事務Ⅱ	3 後		2	
	介護福祉	発達と老化の理解Ⅰ	3 前		2	
		発達と老化の理解Ⅱ	3 後		2	
		こころとからだのしくみⅠ	2 前		4	
		こころとからだのしくみⅡ	2 後		4	
		介護の基本Ⅰ	1 後		4	
		介護の基本Ⅱ	2 後		4	
		介護の基本Ⅲ	3 後		4	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	介護福祉	介護過程Ⅰ	1 後		2	必修を含む 60 単位以上
		介護過程Ⅱ	2 前		2	
		介護過程Ⅲ	3 前		1	
		生活支援技術Ⅰ A	1 前		2	
		生活支援技術Ⅰ B	1 後		2	
		生活支援技術Ⅱ A	2 前		4	
		生活支援技術Ⅱ B	2 後		2	
		生活支援技術Ⅲ A	3 前		2	
		生活支援技術Ⅲ B	3 後		4	
		介護総合演習Ⅰ A	1 後		1	
		介護総合演習Ⅰ B	3 後		1	
		介護総合演習Ⅱ A	2 前		1	
		介護総合演習Ⅱ B	2 後		1	
		介護実習Ⅰ型基礎	2 前		1	
		介護実習Ⅰ型応用	4 前		1	
		介護実習Ⅱ型基礎	2 後		3	
		介護実習Ⅱ型応用	3 前		5	
		医療的ケアⅠ	4 前		4	
		医療的ケアⅡ	4 後		2	
		医療的ケアⅢ	4 後		1	
		認知症ケア論	4 前		2	
		介護報酬請求事務	4 前		2	
	地域マネジメント	事業構想論	3 後		2	
		持続可能社会と地域医療福祉経営	4 後	2		
		サービス産業論	4 前		2	
		地域連携実践	3 前		2	
		ソーシャル・ビジネス	4 後		2	
	総合科目	基礎演習	1 通	2		
		専門演習Ⅰ	3 通	2		
		専門演習Ⅱ	4 通	2		
		卒業研究	4 通		4	

総合福祉学部 ソーシャルワーク学科

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
基礎教育科目	人間と文化	人間関係とコミュニケーションⅠ	1 前		2	必修を含む 24 単位以上（「人間と文化」10 単位以上、「人間と社会」8 単位以上、「健康科学」2 単位以上、「語学」4 単位以上）
		人間関係とコミュニケーションⅡ	1 後		2	
		人間の尊厳と自立	2 前		2	
		倫理学	1 前		2	
		文化人類学	2 後		2	
		教育学	2 前		2	
		文学	2 後		1	
		北海道史	1 後	1		
		心理学と心理的支援	1 前	2		
		発達心理学	1 後		2	
		ボランティア活動	1 後		1	
	人間と社会	法学入門	1 後	1		
		政治学入門	2 前		1	
		経済学入門	1 後		1	
		経営学入門	1 前		1	
		行政法	2 前		2	
		マーケティング入門	1 後		2	
		統計学	1 前		2	
		情報科学	1 後		2	
		会計学入門	1 前		2	
		簿記入門	1 後		2	
		社会学と社会システム	2 前	2		
		家族社会学	3 前		2	
	健康科学	生活科学	1 後		1	
		環境科学	1 後		1	
		健康とスポーツⅠ	1 前	2		
		健康とスポーツⅡ	2 前		2	
	語学	日本語表現	1 前	2		
		英語Ⅰ（基礎）	1 後	2		
		英語Ⅱ（実践基礎）	2 前		2	
		英語Ⅲ（実践応用）	2 後		2	
		中国語	2 前		2	
		韓国語	1 後		2	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門基礎教育科目	社会福祉の基礎	医療福祉とマネジメント	1 前	2	必修を含む 52 単位以上（「社会福祉の基礎」46 単位以上、「経営の基礎」6 単位以上）
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	1 前	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	1 後	2	
		ソーシャルワークの原理	1 後	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2 前	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2 後	2	
		社会保障Ⅰ	2 前	2	
		社会保障Ⅱ	2 後	2	
		貧困に対する支援	3 前		2
		高齢者福祉	1 後		2
		障害者福祉	1 前		2
		児童・家庭福祉	2 後		2
		権利擁護を支える法制度	3 前	2	
		刑事司法と福祉	4 前		2
		保健医療と福祉	2 後	2	
		医学概論	1 後	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1 前	2	
		社会福祉調査の基礎	2 前		2
		国際医療福祉論	3 後		2
		公衆衛生学	2 後		2
		カウンセリング	2 後		2
		医療ソーシャルワーク論	3 前		2
		ケアマネジメント論	3 後		2
		リーダー論	4 前		2
		リハビリテーション論	2 前	2	
		ICF の理解	2 前	1	
		福祉用具と福祉機器	4 前		1
	経営の基礎	地域医療連携とチーム医療	3 前		2
		地域活性化と地域医療	3 前		2
		福祉サービスの組織と経営	3 後	2	
		介護施設経営	4 前	2	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	4 前		2	必修を含む 48 単位以上
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	1 後	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2 前	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2 後		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3 前		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅴ	3 後		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅵ	4 前		2	
		精神医学と精神医療Ⅰ	3 前	2		
		精神医学と精神医療Ⅱ	3 後	2		
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	1 後		2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2 前		2	
		精神保健福祉の原理Ⅰ	2 前		2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2 後		2	
		精神保健福祉制度論	3 後		2	
		精神障害リハビリテーション論	4 前		2	
		医療的ケア	4 後		2	
		終末期ケアとソーシャルワーク	4 前		2	
		認知症ケア論	4 前		2	
	管理運営の実践	経営管理論	3 後		2	
		人的資源管理論	3 前		2	
		医療管理総論	2 後		2	
		医療安全・臨床倫理	3 後		2	
		持続可能社会と地域医療福祉経営	3 後		2	
		地域連携実践	3 前		2	
		ソーシャル・ビジネス	3 後		2	
	ソーシャルワーク演習・ ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2 前	1		
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2 後	2		
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	3 前	1		
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	4 前		1	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ（精神）	3 前		1	
		ソーシャルワーク演習Ⅵ（精神）	3 後		1	
		ソーシャルワーク演習Ⅶ（精神）	4 前		1	

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	ソーシャルワーク実習・ ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2 後		1	必修を含む 48 単位以上
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3 通		2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（精神）	3 後		1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅳ（精神）	4 通		2	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ	3 通		6	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ（精神）	4 通		5	
	総合科目	基礎演習	1 通	2		
		専門演習Ⅰ	3 通	2		
		専門演習Ⅱ	4 通	2		
		卒業研究	4 通		4	

別表第3 卒業要件（2022年度入学生）

保健医療学部

看護学科

必修科目	104 単位
選択科目	21 単位以上
小 計	125 単位以上

総合福祉学部

介護福祉マネジメント学科

必修科目	30 単位
選択科目	94 単位以上
小 計	124 単位以上

リハビリテーション学科 理学療法専攻

必修科目	109 単位
選択科目	17 単位以上
小 計	126 単位以上

ソーシャルワーク学科

必修科目	61 単位
選択科目	63 単位以上
小 計	124 単位以上

リハビリテーション学科 作業療法専攻

必修科目	112 単位
選択科目	16 単位以上
小 計	128 単位以上

診療放射線学科

必修科目	105 単位
選択科目	23 単位以上
小 計	128 単位以上

臨床検査学科

必修科目	118 単位
選択科目	10 単位以上
小 計	128 単位以上

臨床工学科

必修科目	110 単位
選択科目	14 単位以上
小 計	124 単位以上

別表第4 日本医療大学 入学検定料、入学金及び授業料等（第36条関係）

保健医療学部 看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科及び臨床工学科

納付区分 \ 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	—	—	—	30,000
入学手続時	—	300,000	—	—	300,000
前期	—	—	750,000	50,000	800,000
後期	—	—	750,000	50,000	800,000
年額	—	—	1,500,000	100,000	1,600,000

総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科、ソーシャルワーク学科

納付区分 \ 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	—	—	—	30,000
入学手続時	—	300,000	—	—	300,000
前期	—	—	500,000	—	500,000
後期	—	—	500,000	—	500,000
年額	—	—	1,000,000	—	1,000,000

日本医療大学履修規程

(2018 年度入学生まで)

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この規程は、日本医療大学（以下「本学」という。）学則第 26 条、第 28 条第 2 項、第 30 条及び第 31 条の規定に基づき、学生の授業科目の履修等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 授業科目及び単位

(授業科目)

第 2 条 各学年において履修する授業科目は、配当年度内に単位を修得することを原則とする。

2 在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、当該学年の科目履修に支障のない範囲で認められるが、上級学年に配当されている授業科目は履修することはできない。

(単位)

第 3 条 授業科目の単位数及び必修・選択の別並びに卒業に必要な単位数は、本学学則第 25 条第 2 項の別表第 2 のとおりとする。

第 3 章 履修

(履修の登録)

第 4 条 授業科目を履修しようとする者は、各年次当初の所定の期日までに履修届を提出し、履修の登録を行わなければならない。

2 履修する授業科目においては、各年次の学年履修の上限単位（別表 1）を超えての履修登録はできないことを原則とする。

3 後期開講科目の登録変更を希望する者は、後期開始後 1 週間以内に変更手続きをしなければならない。

4 所定の期間外の履修登録及び登録変更は、教務委員長の認めたものに限る。

(重複履修の禁止)

第 5 条 次に掲げる授業科目の履修は認めない。

(1) すでに単位を修得している科目

(2) 授業時間が重複する科目

ただし、仮進級の対象となった科目については、別に定める。

(出席・欠席)

第 6 条 履修する授業科目の授業には、原則として毎時間出席しなければならない。

2 やむを得ない事由により授業を欠席するときは、所定の欠席届を大学に提出しなければならない。

第 4 章 試験及び実習

(試験)

第 7 条 履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2 試験の種類は定期試験、追試験及び再試験とする。

3 試験の方法は、筆記試験、レポート及び実技等による。

(受験資格)

第 8 条 学生は、各学期に履修登録した授業科目についてのみ、受験することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格を有しない。

(1) 授業料等その他納入金が未納な者

(2) 講義、演習、実習及び実技による授業の出席時間数が、その授業実施時間数の 3 分の 2 未満の者

(受験資格の喪失)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

(1) 学生証又は学生証の仮身分証明書所持していない者

(2) 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者

(3) 試験監督者の指示に従わない者

(4) 追試験及び再試験について所定の手続きを終了していない者

(定期試験)

第 10 条 定期試験は学期末の定められた期間に行う。

2 前項にかかわらず科目担当教員が必要と認める場合には、臨時試験を行うことができる。臨時試験の手続き及び実施は、科目担当教員の責任の下で行う。(追試験)

第 11 条 本学が定める事由で定期試験又は定期試験に相当する臨時試験を受験できなかった者には、願出により審査し、追試験の可否を決定する。

2 追試験受験の審査は教務委員会が行い、教務委員長が許可する。

3 追試験には、1 科目につき受験手数料 1,000 円を課す。

(再試験)

第 12 条 単位認定に必要な評点に達しなかった者には、願出により再試験を認めることがある。ただし、定期試験（定期試験に相当する臨時試験を含む）又は追試験を受験しなかった者は、再試験を願出することはできない。

2 再試験に合格した者の評点は、60 点とする。

3 再試験には、1 科目につき受験手数料 2,000 円を課す。

(追実習)

第 13 条 臨地・臨床実習において、本学が定める事由により出席日数が所要日数の 3 分の 2 を満たすことができなかった者には、願出により審査し、追実習を認めることがある。

2 追実習の審査は教務委員会の議を経て、教務委員長が許可する。

3 追実習には、1 科目につき手数料 1,000 円を課す。

(再実習)

第 14 条 臨地・臨床実習において、単位認定に必要な評点に達しなかった者には、再実習を認めることがある。

2 再実習には、学外の臨地・臨床実習と学内における補習がある。

3 再実習に合格した者の評点は、60 点とする。

4 再実習と認められた学内の補習は、1 科目につき手数料 2,000 円を課す。臨地・臨床実習における再実習は別途費用を課す。

(不正行為)

第 15 条 試験において不正行為をした者には、本学学則第 40 条による懲戒処分のほか、当該科目並びに当該試験期間中の全科目の試験を無効とする。

2 懲戒処分は、学生の懲戒に関する規程による。

第 5 章 成績評価

(成績評価)

第 16 条 授業科目の成績は、試験及び学習態度等の結果に基づいて、科目担当者が総合的に判定する。

2 成績は、AA、A、B、C、D の 5 種の評語又は評点をもって表し、基準は次のとおりとする。

成績評語	評点	単位付与
AA（秀）	100～90 点	合格
A（優）	89～80 点	
B（良）	79～70 点	
C（可）	69～60 点	
D（不可）	59 点以下	不合格

第 6 章 単位授与

(GPA)

第 17 条 前条の学業成績による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下、「GPA」という。）を用いる。

2 前項に定める GPA は、学業成績のうち、AA につき 4.0、A につき 3.0、B につき 2.0、C につき 1.0、D につき 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

(単位授与)

第 18 条 授業科目が終講し、次の要件が満たされた場合、学長が単位を授与する。

(1) 履修登録がなされていること

(2) 出席が授業実施時間数の 3 分の 2 以上であること

(3) 評点が合格に達していること

(4) 当該学期の学費が納入されていること

第 7 章 進級の要件

(進級要件)

第 19 条 進級要件は次のとおりとする。

(1) 1 年次から 2 年次への進級については、次の進級要件を満たしていなければならない。

① 1 年次に配当された必修科目を修得していなければならない。

② 必修科目の試験で不合格又は無効の場合は、1 年次に配当されている必修科目の総単位数の 12% までに限り仮進級の審査を受けることができる。

③ 仮進級の可否については、教務委員会の議を経て、教務委員長が進級者とともに教授会に意見を求めて学長が決定する。

(2) 2 年次から 3 年次への進級については、次の進級要件を満たしていなければならない。

① 2 年次までに配当された各学科の基礎教育科目の各学科の所定の単位数以上（必修科目を含む）を修得していなければならない。

② 2 年次までに配当された専門基礎教育科目及び専門教育科目の必修科目を修得していなければならない。

③ 必修科目の試験で不合格又は無効の場合は、2 年次に配当されている必修科目の総単位数の 10% までに限り、仮進級の審査を受けるこ

とができる。

- ④ 実習科目が不合格の場合は、仮進級を認めず、留年とする。
 ⑤ 仮進級の可否については、教務委員会の議を経て、教務委員長が進級者とともに教授会に意見を求めて学長が決定する。

- (3) 3年次から4年次への進級については、3年次までに開講される全ての必修科目の単位を修得していなければならない。
 (4) 基礎教育科目の選択科目においては、3年次までに単位を修得していなければならない。

(仮進級)

第19条の2 仮進級は次のとおりとする。

- (1) 学生は、該当年度に配当されている必修科目（選択必修含む）1科目のみ不合格・無効の場合、仮進級を申請することができる。失格の場合は対象外とする。
 (2) 仮進級した学生は、仮進級学年の前期定期試験後に組まれる仮進級者試験に申し込み、未修得科目の試験に合格しなければならない。この場合の受験手数料は2千円とする。
 (3) 仮進級者試験で合格した場合の評価は「C」とする。
 (4) 仮進級者試験で不合格の場合は次の学年への進級はできない。
 (5) 仮進級制度の適用は3年次までであり、最終学年の進級は第19条第1項第3号による。

(臨地・臨床実習科目の履修要件)

第20条 臨地・臨床実習に係る科目を履修するためには、前条の進級要件を満たし、かつ次に定める先修要件を満たしていなければならない。

(看護学科)

臨地実習科目	先修要件
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護の基本技術論、生活援助技術Ⅰ、生活援助技術Ⅱ、生活援助技術Ⅲ、援助的人間関係論の科目の単位を修得していること、看護過程論、看護ヘルスアセスメント論の単位を修得見込みであること
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ及び看護過程論、看護ヘルスアセスメント論の単位を修得していること、診療過程の援助技術の単位を修得見込みであること
成人看護学実習Ⅰ	成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ、成人看護援助論Ⅱ、成人看護援助論Ⅲ、成人看護学特論の科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
成人看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰ又は成人看護学実習Ⅱかつ、老年看護学実習Ⅰ又は老年看護学実習Ⅱの科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
老年看護学実習Ⅰ	老年看護学概論、高齢者の健康障害、老年看護援助論Ⅰ、老年看護援助論Ⅱの科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
老年看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ又は成人看護学実習Ⅱかつ、老年看護学実習Ⅰ又は老年看護学実習Ⅱの科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
精神看護学実習	精神看護学概論、精神の健康障害、精神看護援助論の科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
母性看護学実習	母性看護学概論、女性の健康障害、母性看護援助論の科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
小児看護学実習	小児看護学概論、小児の健康障害、小児看護援助論の科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
在宅看護学実習	在宅看護概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱの科目の単位を修得若しくは修得見込みであること
統合実習	成人看護学実習Ⅰ又は成人看護学実習Ⅱかつ、老年看護学実習Ⅰ又は老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習かつ、母性看護学実習又は小児看護学実習の科目の単位を修得若しくは修得見込みであること

(リハビリテーション学科 理学療法学専攻)

臨床実習科目	先修要件
臨床実習Ⅰ	2年次前期の専門基礎教育科目の必修科目（「生理学演習」「運動学」「整形外科学」「神経内科学」と、専門教育科目の「理学療法セミナーⅠ」「運動療法学」の単位を修得していること
臨床実習Ⅱ	専門教育科目の「理学療法セミナーⅢ」「臨床判断学（基礎編）」の単位を修得していること
臨床実習Ⅲ	3年次後期までの専門基礎教育科目と専門教育科目の履修科目の単位をすべて修得していること

(リハビリテーション学科 作業療法学専攻)

臨床実習科目	先修要件
臨床実習Ⅰ	2年次前期の専門基礎教育科目の必修科目（「生理学演習」「運動学」「整形外科学」「神経内科学」と、専門教育科目の「作業療法評価学」「作業療法評価学演習（基礎評価）」「作業療法評価学演習（骨・関節系）」の単位を修得していること
臨床実習Ⅱ	専門教育科目の「作業療法セミナーⅢ」「身体障害作業治療学（運動器・内部障害系）」「日常生活適応学（ADL）」の単位を修得していること
臨床実習Ⅲ	3年次後期までの専門基礎教育科目と専門教育科目の履修科目の単位をすべて修得していること

(診療放射線学科)

臨床実習科目	先修要件
臨床実習Ⅰ	履修条件は、2年次後期までの専門基礎教育科目及び専門教育科目の必修単位をすべて修得していること
臨床実習Ⅱ	履修条件は、3年次後期までの専門基礎教育科目及び専門教育科目の必修単位をすべて修得していること

第8章 資格取得のために必要な要件

(資格取得のために必要な要件)

第21条 国家試験受験資格の取得には、卒業に必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

第9章 他の大学等における履修等

(他大学等の対象となる履修等)

第22条 本学学則第31条の定めにより、他の大学又は短期大学における本学入学前の履修等を、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を認定することができる。

(他の大学等との協議に基づく学生の履修等)

第23条 本学学則第30条の定めにより、他の大学又は短期大学との協議に基づき、本学学生が入学後に当該大学等の授業科目を履修する場合の取扱いについては、他大学等における履修の取扱い規程による。

(認定単位及びその上限)

第24条 第22条及び第23条の履修等について認定できる単位数は、合計で60単位を超えないものとする。ただし、転入学をした者についてはこの限りではない。

2 編入学に関する規程第10条の定めにより、編入学をした者の入学前の既修得単位等として認定できる単位及びその上限は以下のとおりとする。

- (1) 基礎教育科目の単位認定は、認定単位の上限は定めない。
 (2) 専門基礎教育科目及び専門教育科目の単位認定は、認定単位の上限は60単位とする。
 3 前項の単位には、本学学則第30条第1項の定めにより本学において履修したもののみならず単位を含むものとする。

(願出の手続)

第25条 第22条の履修等における単位の認定を希望する者は、所定の願出用紙を大学に提出しなければならない。

2 第22条の履修等については、単位修得証明書又はそれに準ずるもの、及び履修等をした科目の授業概要を示す文書を添付し、原則として履修登録又は登録変更期間の8日前までに願出なければならない。

3 編入学及び転入学試験の合格通知を受けた者は、第22条の中から該当する履修等にかかわる単位修得証明書又はそれに準ずるもの、及び授業概要を示す文書を、指定の期日までに大学に提出しなければならない。

4 第23条の履修にかかわる願出手続については、別に定める。

(単位の認定)

第26条 単位の認定は、教務委員会で審議し、かつ教授会に意見を求め学長が単位認定を行う。

(評価)

第27条 第22条の履修等に対して認定した単位の評価は、「N」の評価をもつて表す。

2 第22条にかかわる履修等に対して認定した単位の評価については、別に定める。

(修業年限)

第28条 単位を認定された者の在学期間及び卒業に必要な単位は、本学学則第7条及び第32条の定めによるものとし、本学での修業年限の短縮は行わない。(再入学をした者の既修得単位等認定)

第29条 再入学をした者の再入学前の既修得単位等認定の取扱いについては、再入学に関する規程に定める。

第10章 補則

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定及び第20条の規定は、平成26年度以降の入学生から適用する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表1 1年間の上限

学年	看護学科	リハビリテーション学科	診療放射線学科
1年	39単位	45単位	34単位
2年	39単位	39単位	40単位
3年	33単位	33単位	42単位
4年	19単位	22単位	28単位

日本医療大学履修規程

(2019 年度入学生～)

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この規程は、日本医療大学（以下「本学」という。）学則第 26 条、第 28 条第 2 項、第 30 条及び第 31 条の規定に基づき、学生の授業科目の履修等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 授業科目及び単位

(授業科目)

第 2 条 各学年において履修する授業科目は、配当年度内に単位を修得することを原則とする。

2 在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、当該学年の科目履修に支障のない範囲で認められるが、上級学年に配当されている授業科目は履修することはできない。

(単位)

第 3 条 授業科目の単位数及び必修・選択の別並びに卒業に必要な単位数は、本学学則第 25 条第 2 項の別表第 2 のとおりとする。

第 3 章 履修

(履修の登録)

第 4 条 授業科目を履修しようとする者は、各年次当初の所定の期日までに履修届を提出し、履修の登録を行わなければならない。

2 履修する授業科目においては、各年次の学年履修の上限単位（別表 1）を超えての履修登録はできないことを原則とする。

3 後期開講科目の登録変更を希望する者は、後期開始後 1 週間以内に変更手続きをしなければならない。

4 所定の期間外の履修登録及び登録変更は、教務委員長の認めたものに限る。

(重複履修の禁止)

第 5 条 次に掲げる授業科目の履修は認めない。

(1) すでに単位を修得している科目

(2) 授業時間が重複する科目

ただし、仮進級の対象となった科目については、別に定める。

(出席・欠席)

第 6 条 履修する授業科目の授業には、原則として毎時間出席しなければならない。

2 やむを得ない事由により授業を欠席するときは、所定の欠席届を大学に提出しなければならない。

第 4 章 試験及び実習

(試験)

第 7 条 履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2 試験の種類は定期試験、追試験及び再試験とする。

3 試験の方法は、筆記試験、レポート及び実技等による。

(受験資格)

第 8 条 学生は、各学期に履修登録した授業科目についてのみ、受験することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格を有しない。

(1) 授業料等その他納入金が未納な者

(2) 講義、演習、実習及び実技による授業の出席時間数が、その授業実施時間数の 3 分の 2 未満の者

(受験資格の喪失)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

(1) 学生証又は学生証の仮身分証明書を所持していない者

(2) 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者

(3) 試験監督者の指示に従わない者

(4) 追試験及び再試験について所定の手続きを終了していない者

(定期試験)

第 10 条 定期試験は学期末の定められた期間に行う。

2 前項にかかわらず科目担当教員が必要と認める場合には、臨時試験を行うことができる。臨時試験の手続き及び実施は、科目担当教員の責任の下で行う。

(追試験)

第 11 条 本学が定める事由で定期試験又は定期試験に相当する臨時試験を受験できなかった者には、願出により審査し、追試験の可否を決定する。

2 追試験受験の審査は教務委員会が行い、教務委員長が許可する。

3 追試験には、1 科目につき受験手数料 1,000 円を課す。

(再試験)

第 12 条 単位認定に必要な評点に達しなかった者には、願出により再試験を認めることがある。ただし、定期試験（定期試験に相当する臨時試験を

含む）又は追試験を受験しなかった者は、再試験を願出することはできない。

2 再試験に合格した者の評点は、60 点とする。

3 再試験には、1 科目につき受験手数料 2,000 円を課す。

(追実習)

第 13 条 臨地・臨床実習において、本学が定める事由により出席日数が所要日数の 3 分の 2 を満たすことができなかった者には、願出により審査し、追実習を認めることがある。

2 追実習の審査は教務委員会の議を経て、教務委員長が許可する。

3 追実習には、1 科目につき手数料 1,000 円を課す。

(再実習)

第 14 条 臨地・臨床実習において、単位認定に必要な評点に達しなかった者には、再実習を認めることがある。

2 再実習には、学外の臨地・臨床実習と学内における補習がある。

3 再実習に合格した者の評点は、60 点とする。

4 再実習と認められた学内の補習は、1 科目につき手数料 2,000 円を課す。臨地・臨床実習においての再実習は別途費用を課す。

(不正行為)

第 15 条 試験において不正行為をした者には、本学学則第 40 条による懲戒処分のほか、当該科目並びに当該試験期間中の全科目の試験を無効とする。

2 懲戒処分は、学生の懲戒に関する規程による。

第 5 章 成績評価

(成績評価)

第 16 条 授業科目の成績は、試験及び学習態度等の結果に基づいて、科目担当者が総合的に判定する。

2 成績は、AA、A、B、C、D の 5 種の評語又は評点をもって表し、基準は次のとおりとする。

成績評語	評点	単位付与
AA (秀)	100～90 点	合格
A (優)	89～80 点	
B (良)	79～70 点	
C (可)	69～60 点	
D (不可)	59 点以下	不合格

第 6 章 単位授与

(GPA)

第 17 条 前条の学業成績による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (Grade Point Average、以下、「GPA」という。)を用いる。

2 前項に定める GPA は、学業成績のうち、AA につき 4.0、A につき 3.0、B につき 2.0、C につき 1.0、D につき 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

(単位授与)

第 18 条 授業科目が終講し、次の要件が満たされた場合、学長が単位を授与する。

(1) 履修登録がなされていること

(2) 出席が授業実施時間数の 3 分の 2 以上であること

(3) 評点が合格に達していること

(4) 当該学期の学費が納入されていること

第 7 章 進級の要件

(進級要件)

第 19 条 進級要件は次のとおりとする。

(1) 1 年次から 2 年次への進級については、次の進級要件を満たしていなければならない。

① 1 年次に配当された必修科目を修得していなければならない。

② 必修科目の試験で不合格又は無効の場合は、必修科目 1 科目に限り仮進級の審査を受けることができる。

③ 仮進級の可否については、教務委員会の議を経て、教務委員長が進級者とともに教授会に意見を求めて学長が決定する。

(2) 2 年次から 3 年次への進級については、次の進級要件を満たしていなければならない。

① 2 年次までに配当された各学科の基礎教育科目の各学科の所定の単位数以上（必修科目を含む）を修得していなければならない。

② 2 年次までに配当された専門基礎教育科目及び専門教育科目の必修科目を修得していなければならない。

③ 必修科目の試験で不合格又は無効の場合は、2 年次に配当されている必修科目 1 科目に限り、仮進級の審査を受けることができる。

- ④ 実習科目が不合格の場合は、仮進級を認めず、留年とする。
- ⑤ 仮進級の可否については、教務委員会の議を経て、教務委員長が進級者とともに教授会に意見を求めて学長が決定する。
- (3) 3 年次から 4 年次への進級については、3 年次までに開講される全ての必修科目の単位を修得していなければならない。
- (4) 基礎教育科目の選択科目においては、3 年次までに単位を修得していなければならない。

(仮進級)

第 19 条の 2 仮進級は次のとおりとする。

- (1) 学生は、該当年度に配当されている必修科目（選択必修含む）1 科目のみ不合格・無効の場合、仮進級を申請することができる。失格の場合は対象外とする。
- (2) 仮進級した学生は、仮進級学年の前期定期試験後に組まれる仮進級者試験に申し込み、未修得科目の試験に合格しなければならない。この場合の受験手数料は 2 千円とする。
- (3) 仮進級者試験で合格した場合の評価は「C」とする。
- (4) 仮進級者試験で不合格の場合は次の学年への進級はできない。
- (5) 仮進級制度の適用は 3 年次までであり、最終学年の進級は第 19 条第 1 項第 3 号による。

(臨地・臨床実習科目の履修要件)

第 20 条 臨地・臨床実習に係る科目を履修するためには、前条の進級要件を満たし、かつ別表に定める先修要件を満たしていなければならない。

〈看護学科〉2019 年度まで

臨地実習科目	先修要件
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護の基本技術論、生活援助技術Ⅰ、生活援助技術Ⅱ、生活援助技術Ⅲ、援助的人間関係論の科目の単位を修得していること、看護過程論、看護ヘルスアセスメント論の単位を修得見込みであること
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ及び看護過程論、看護ヘルスアセスメント論の単位を修得していること、診療過程の援助技術の単位を修得見込みであること
成人看護学実習Ⅰ	成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ、成人看護援助論Ⅱ、成人看護援助論Ⅲ、成人看護学特論の科目を修得、もしくは修得見込みであること
成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ
老年看護学実習Ⅰ	老年看護学概論、高齢者の健康障害、老年看護援助論Ⅰ、老年看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習
精神看護学実習	精神看護学概論、精神の健康障害、精神看護援助論の科目を修得、もしくは修得見込みであること
母性看護学実習	母性看護学概論、女性の健康障害、母性看護援助論の科目を修得、もしくは修得見込みであること
小児看護学実習	小児看護学概論、小児の健康障害、小児看護援助論の科目を修得、もしくは修得見込みであること
在宅看護学実習	在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
統合実習	成人看護学実習Ⅰ又は成人看護学実習Ⅱかつ、老年看護学実習Ⅰ又は老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習かつ、母性看護学実習又は小児看護学実習の科目の単位を修得もしくは修得見込みであること

〈看護学科〉2020 年度～2021 年度

臨地実習科目	先修要件
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護の基本技術論、生活援助技術Ⅰ、生活援助技術Ⅱ、生活援助技術Ⅲの科目の単位を修得していること、看護過程論、看護ヘルスアセスメント論の単位を修得見込みであること
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ及び看護ヘルスアセスメント論の単位を修得していること、看護過程論、診療過程の援助技術の単位を修得見込みであること
成人看護学実習Ⅰ	成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ、成人看護援助論Ⅱ、成人看護援助論Ⅲ、成人看護学特論の科目を修得、もしくは修得見込みであること
成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ
老年看護学実習Ⅰ	老年看護学概論、老年看護援助論Ⅰ、老年看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習
精神看護学実習	精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
母性看護学実習	母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
小児看護学実習	小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
在宅看護学実習	在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱの科目を修得、もしくは修得見込みであること
統合実習	成人看護学実習Ⅱ、老年看護学実習Ⅱ、母性看護学実習、小児看護学実習の科目の単位を修得もしくは修得見込みであること

〈看護学科〉2022 年度入学生～

臨地実習科目	先修要件
初期実習	なし
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護の基本技術論、生活援助技術Ⅰ、生活援助技術Ⅱ、生活援助技術Ⅲの単位を修得していること
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ、看護ヘルスアセスメント論の単位を修得していること、及び看護過程論の単位を修得見込みであること
成人看護学実習Ⅰ	成人看護学概論、成人看護援助論Ⅱ、成人看護援助論Ⅲの単位を修得していること
成人看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰの単位及び、成人看護援助論Ⅰ、成人看護学特論の単位を修得していること
老年看護学実習Ⅰ	老年看護学概論、老年看護援助論Ⅰ、老年看護援助論Ⅱの単位を修得していること
老年看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰの単位を修得していること
精神看護学実習	精神看護学概論、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱの単位を修得していること
母性看護学実習	母性看護学概論、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱの単位を修得していること
小児看護学実習	小児看護学概論、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱの単位を修得していること
地域・在宅看護学実習	地域・在宅看護学概論、地域生活支援論、在宅看護援助論の単位を修得していること
統合実習	成人看護学実習Ⅱ、老年看護学実習Ⅱ、母性看護学実習、小児看護学実習、地域・在宅看護学実習の単位を修得見込みであること

〈リハビリテーション学科〉

臨床実習科目	先修要件
臨床実習Ⅰ	2 年次前期までの必修科目の単位をすべて修得していること
臨床実習Ⅱ	3 年次前期までの必修科目の単位をすべて修得していること
臨床実習Ⅲ	3 年次後期までの履修科目の単位をすべて修得していること
臨床実習Ⅳ	

〈診療放射線学科〉

臨床実習科目	先修要件
臨床実習Ⅰ	履修条件は、2 年次後期までの専門基礎教育科目及び専門教育科目の必修単位をすべて修得していること
臨床実習Ⅱ	履修条件は、3 年次後期までの専門基礎教育科目及び専門教育科目の必修単位をすべて修得していること

第 8 章 資格取得のために必要な要件

(資格取得のために必要な要件)

第 21 条 国家試験受験資格の取得には、卒業に必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

第 9 章 他の大学等における履修等

(他大学等の対象となる履修等)

第 22 条 本学学則第 31 条の定めにより、他の大学又は短期大学における本学入学前の履修等を、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を認定することができる。

(他の大学等との協議に基づく学生の履修等)

第 23 条 本学学則第 30 条の定めにより、他の大学又は短期大学との協議に基づき、本学学生が入学後に当該大学等の授業科目を履修する場合の取扱いについては、他大学等における履修の取扱い規程による。

(認定単位及びその上限)

第 24 条 第 22 条及び第 23 条の履修等について認定できる単位数は、合計で 60 単位を超えないものとする。ただし、転入学をした者についてはこの限りではない。

2 編入学に関する規程第 10 条の定めにより、編入学をした者の入学前の既修得単位等として認定できる単位及びその上限は以下のとおりとする。

(1) 基礎教育科目の単位認定は、認定単位の上限は定めない。

(2) 専門基礎教育科目及び専門教育科目の単位認定は、認定単位の上限は 60 単位とする。

3 前項の単位には、本学学則第 30 条第 1 項の定めにより本学において履修したもののみならず単位を含むものとする。

(願出の手続)

第 25 条 第 22 条の履修等における単位の認定を希望する者は、所定の願出用紙を大学に提出しなければならない。

2 第 22 条の履修等については、単位修得証明書又はそれに準ずるもの、及び履修等をした科目の授業概要を示す文書を添付し、原則として履修登録又は登録変更期間の 8 日前までに願出なければならない。

3 編入学及び転入学試験の合格通知を受けた者は、第 22 条の中から該当する履修等にかかわる単位修得証明書又はそれに準ずるもの、及び授業概要

を示す文書を、指定の期日までに大学に提出しなければならない。

4 第23条の履修にかかわる願出手続については、別に定める。

(単位の認定)

第26条 単位を認定は、教務委員会で審議し、かつ教授会に意見を求め学長が単位認定を行う。

(評価)

第27条 第22条の履修等に対して認定した単位の評価は、「N」の評語をもって表す。

2 第22条にかかわる履修等に対して認定した単位の評価については、別に定める。

(修業年限)

第28条 単位を認定された者の在学期間及び卒業に必要な単位は、本学規則第7条及び第32条の定めによるものとし、本学での修業年限の短縮は行わない。

(再入学をした者の既修得単位等認定)

第29条 再入学をした者の再入学前の既修得単位等認定の取扱いについては、再入学に関する規程に定める。

第10章 補則

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定及び第20条の規定は、平成26年度以降の入学生から適用する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は平成31年4月1日から施行する。

2 第4条の別表及び第20条の規定は、平成31年3月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する

附則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。なお、令和3年度の在学学生については、従前の第19条の規定を適用する。

別表1 1年間の上限（2019年度まで）

学年	看護学科	リハビリテーション学科	診療放射線学科
1年	39単位	47単位	34単位
2年	39単位	41単位	40単位
3年	33単位	38単位	42単位
4年	19単位	21単位	28単位

別表1 1年間の上限（2020年度）

学年	看護学科	リハビリテーション学科	診療放射線学科
1年	43単位	47単位	33単位
2年	40単位	41単位	41単位
3年	30単位	38単位	42単位
4年	17単位	21単位	28単位

別表1 1年間の上限（2021年度）

学年	看護学科	リハビリテーション学科	診療放射線学科	臨床検査学科
1年	43単位	47単位	33単位	45単位
2年	40単位	41単位	41単位	36単位
3年	30単位	38単位	42単位	37単位
4年	17単位	21単位	28単位	24単位

別表1 1年間の上限（2022年度～）

保健医療学部

学年	看護学科	リハビリテーション学科	診療放射線学科	臨床検査学科	臨床工学科
1年	45単位	47単位	47単位	45単位	48単位
2年	40単位	41単位	37単位	36単位	45単位
3年	31単位	37単位	36単位	37単位	38単位
4年	18単位	21単位	25単位	28単位	29単位

総合福祉学部

学年	介護福祉マネジメント学科	ソーシャルワーク学科
1年	45単位	45単位
2年	45単位	45単位
3年	45単位	45単位
4年	45単位	45単位

日本医療大学学生学友会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、日本医療大学学生学友会（以下、「学友会」という。）と称し、事務局は、清田区真栄434番地1アンデルセン福祉村校舎内に置く。（組織）

第2条 この会は日本医療大学に在籍する学生全員をもって組織する。

第2章 目的及び経費、活動

(目的)

第3条 この会は、「人間力」を備えた医療人の育成という建学の精神に基づき、会員の自主的活動を促進し、学生生活の充実、会員の福祉推進、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(経費)

第4条 学友会は、その活動に伴う経費として後援会及び寄付金、会員の納付金、その他の収入を充てるものとする。

(活動)

第5条 この会は第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 大学祭等の主催行事
- 2 課外活動の振興
- 3 その他本会の目的達成のため必要な事業

第3章 権利及び義務

(平等の原則)

第6条 この会の会員は会則に基づく平等の権利と義務を有し、何人も、いかなる場合においても、人種、信条、性別、門地又は身分によって会員たる資格を奪われることはない。

(権利)

第7条 この会の会員は、次の各号に定める権利を有する。

- 1 会長を選挙し、又は選挙されること。
- 2 役員に対して、その期間の発言と行動について報告を求め、これを自由に批判すること。
- 3 総会に出席し、意見を述べ、議決に参加すること。
- 4 役員がその任務を怠り、会員の利益に反する行動があった場合は、その会員を解任すること。
- 5 会則詳細に定める制約に従い、会計簿、その他会計に関する書類の閲覧を求めること。

(義務)

第8条 この会の会員は、次の各号で定める義務を負う。

- 1 会則並びに役員会の議決に従い、この会の正常な発展に努力すること。
- 2 総会に出席し、議決又は投票に参加すること。
- 3 会則に定める会費等を納入すること。

第4章 組織

(組織)

第9条 学友会には次の組織を置く。

- 1 学友会本部会
- 2 学内団体代表者委員会
- 3 選挙管理委員会
- 4 その他学生活動に必要な組織

(役員及びその役割)

第10条 学友会には

- 1 会長 1名 本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長 各学科1名 会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- 3 監査・庶務 3名 事務業務執行及び会計を監査する。
- 4 会計 2名以上 会計業務を執行する。
- 5 学内団体代表者 1名 各学内団体と学友会の連携を図る。
- 2 会長は、会員の立候補もしくは被推薦者の中から、選挙において選出する。
- 3 副会長は、会員のうちから会長が指名し、本部会の承認を受ける。
- 4 監査・庶務、会計は、本部会において互選により選出する。
- 5 役員の選出は、2月までに行う。
- 6 役員の任期は、1年とする。役員に欠員を生じた場合は、補欠者を選任、あるいは指名する。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、クラス代表委員または学内団体代表委員を兼任することができない。（本部会）

第11条 本部会は、学友会活動に係る種々の問題等について協議及び調整

し、学友会活動が円滑に進むよう支援し、つぎの事項を行う。

- 1 事業計画案・予算案の審議
- 2 決算案・監査報告の承認
- 3 会則改正案の審議
- 4 副会長、監査・庶務、会計の承認
- 5 その他重要事項の審議

2 本部会は、会長、副会長、監事・庶務、会計、学内団体代表者から構成するものとし、必要に応じて若干名の会員を本部会の特別構成員とすることができる。

3 本部会は、会長が召集し、構成員の3分の2の出席で成立し、出席した本部会会員の過半数で議決する。

4 本部会会員の3分の2以上の要求があったときは、会長は本部会を召集しなければならない。

5 本部会の議決は、学内に掲示し、会員に周知する。

6 会員は、オブザーバーとして、本部会に出席することができる。

(学内団体代表者委員会)

第12条 学内団体代表者委員会は、団体活動に係る種々の問題等について協議及び調整し団体活動が円滑に進むよう支援する。

2 学内団体代表者委員会は、各団体代表者により構成され、互選により委員長1人、副委員長1人を選ぶ。

3 委員長は、学内団体代表者委員会の運営等に責任を負う。

4 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

5 委員長の任期は、第10条の6に準ずる。

6 各団体の活動費に関しては毎年1万円を日本医療大学学友会本部に申請する。（選挙管理委員会）

第13条 選挙管理委員会は、毎年2月までに会長選挙を実施する。

2 選挙管理委員会の委員として各クラスから1人ずつ選出し、委員長1人、副委員長1人を置く。

(その他学生活動に必要な委員会)

第14条 その他学生活動に必要な委員会は本部会の承認のもと設立する。

2 委員会には委員長1人、副委員長1人を置く。

第5章 総会

(学友会総会)

第15条 学友会総会は定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、年度初めに開催し、決算及び会計報告等を行う。

3 臨時総会は、本部会で協議し随時開催できる。

4 学友会総会は全会員によって構成される。

5 全会員の過半数の出席をもって学友会総会を成立とし、決定事項・承認事項に関しては出席者の過半数をもって可決・承認とする。ただし、やむを得ない事情により出席できない会員は、委任状の提出により出席者の数に加える。

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の運営費として、会員からは会費、年3000円を徴収する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 会計監査に関しては、各種委員長のうち2人がその業務を行う。

第7章 顧問

(顧問)

第17条 本会に名誉顧問を置く。名誉顧問は大学の学長とする。

2 本会に運営顧問を置く。運営顧問は、大学の学生委員会委員長とする。運営顧問からは、本会運営について助言を受ける。

3 本会に監査顧問を置く。監査顧問は、運営顧問以外の大学の教職員2名とする。監査顧問には、監査について指導を受ける。

4 顧問は、必要に応じて事務局の会議および本部会、各表委員会に出席し、助言することができる。

第8章 雑則

第18条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

附則

この会則は平成26年4月24日から施行する。

附則

この会則は平成26年12月18日から施行する。

日本医療大学学内団体規定

(総則)

第1条 学内団体の設立並びに活動・解散については、この規定の定めるところによる。

(学内団体の設立とその要件)

第2条 学内団体を設立するには、学生委員会での審査を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 学内団体設立許可の申請は、次の各号の定める事項を記載した学内団体設立許可願を、所定の期日までに学生委員会に提出しなければならない。提出の期日は原則1月末日及び7月末日の年2回とする。

- 1 学内団体の名称、目的及び活動
- 2 発起人の氏名または役員の氏名
- 3 顧問の氏名及び承諾書
- 4 会計に関する事項

3 学内団体は学生5名以上で構成することを原則とする。

(顧問)

第3条 学内団体には顧問をおかなければならない。顧問は本学専任の教職員とする。

(総会及び会計、報告義務)

第4条 学内団体は年一回総会を開催しなければならない。

2 学内団体は総会の状況、団体の年間活動に関しては報告書を作成し学生委員会に提出しなければならない。

3 団体活動に関する経費は学生の負担とするが、その一部を大学は学友会を経て補助する。補助金は活動に必要な備品及び消耗品等を購入するためのものであり、飲食、個人の交通費等にしようしてはならない。

4 大学の補助金に関しては年度末に領収書を添付した収支決算書を学友会に提出する。

(学内団体協議会)

第5条 各団体は、学友会本部会に所属する学内団体代表者を1名選任する。(集会)

第6条 学内団体が学内において集会を開催する場合、及び学内団体が学外において集会を開催し、若しくは学外団体の集会に参加する場合には、事前に学生委員会、及び学長の許可を受けなければならない。

(金銭の授受)

第7条 学内団体がその活動のための金銭の授受を伴う行為をしようとするときは、収支予算書を学生委員会に提出して許可を受け、その承認を受けなければならない。

2 各団体は毎年配分される一万円以外に追加支援金として学友会本部に申請が行える。

(届出義務)

第8条 学内団体は第2条2項に掲げる各項を変更するときは遅滞なく学生委員会に届け出なければならない。

(提出書類の顧問経由)

第9条 本規定の全ての申請書類、報告書等の学長、及び学生委員会への提出は顧問を経由しなければならない。

(解散)

第10条 学生委員会は以下に掲げる事項に該当した場合、学長の許可を得て、学内団体を解散させることができる。解散した団体はこれまでに配分した支援金を学友会へ返却する。

- 1 学内団体が特別の事情なく、総会を開催しない場合や報告書を提出しない場合。
- 2 構成人数が減少し、団体活動に困難をきたしていると判断した場合。
- 3 本学の名誉を著しく失墜させる行為を行った場合。
- 4 各学内団体は活動規定1年に6回以上の活動がない場合。

(備品、施設の利用)

第11条 活動のために購入した備品等は団体専用のロッカーに保存しなければならない。また使用した施設の整理整頓も責任を持って行う。

2 大学の備品、施設の利用規約に関しては別途定めることとする。

3 備品、施設等の利用時間は原則として9時～19時とする。

附則

この規定は平成26年4月24日から施行する。

附則

この規定は平成28年1月22日から施行する。

附則

この規定は平成29年1月26日から施行する。

CAMPUS GUIDE 2022

発行日 2022 年 4 月

発 行 日本医療大学

- 保健医療学部（月寒本キャンパス）
看護学科／リハビリテーション学科
（理学療法学専攻・作業療法学専攻）／
診療放射線学科／臨床検査学科／臨床工学科
〒062-0053 札幌市豊平区月寒東 3 条 11 丁目 1 番 50 号
TEL：011-351-6100
- 総合福祉学部（真栄キャンパス）
介護福祉マネジメント学科／
ソーシャルワーク学科
〒004-0839 札幌市清田区真栄 434-1 アンデルセン福祉村
TEL：011-885-7711

